

第百四十五回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会會議録 第五号

平成十一年五月二十六日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 伊吹 文明君 理事 岩永 峯一君

理事 杉山 憲夫君 理事 虎島 和夫君

理事 山口 俊一君 理事 小林 守君

理事 田中 慶秋君 理事 若松 謙維君

理事 中井 治君

飯島 忠義君 岩下 栄一君

衛藤 晟一君 大野 松茂君

金田 英行君 熊谷 市雄君

倉成 正和君 河本 三郎君

阪上 善秀君 実川 幸夫君

砂田 圭佑君 谷 洋一君

戸井田 徹君 松田 仁君

細田 博之君 牧野 隆守君

松本 和那君 松本 純君

水野 賢一君 宮腰 光寛君

宮島 大典君 宮本 一三君

森 英介君 山本 幸三君

伊藤 忠治君 岩國 哲人君

中川 正春君 中桐 伸五君

平野 博文君 藤田 幸久君

山本 謙司君 石垣 一夫君

佐藤 茂樹君 西 博義君

岸屋 敬悟君 山中 輝子君

岩浅 嘉仁君 小池百合子君

武山百合子君 西川太一郎君

三沢 淳君 春名 真章君

平賀 高成君 松本 善明君

島山健治郎君 濱田 健一君

深田 肇君

出席國務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君

出席政府委員

内閣審議官 兼中央省庁等改革推進本部事務局長

河野 昭君

法務大臣 陣内 孝雄君

外務大臣 高村 正彦君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

文部大臣 有馬 朗人君

科学技術庁長官 川崎 二郎君

厚生大臣 宮下 創平君

農林水産大臣 中川 昭一君

通商産業大臣 与謝野 馨君

運輸大臣 長官 長官 長官

郵政大臣 野田 聖子君

労働大臣 甘利 明君

建設大臣 関谷 勝嗣君

国土庁長官 野田 綾君

自治大臣 野田 綾君

国家公安委員会委員長 野中 広務君

内閣官房長官 太田 誠一君

総務庁長官 野呂田芳成君

防衛庁長官 野呂田芳成君

経済企画庁長官 野呂田芳成君

国務大臣 真鍋 賢二君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

国務大臣 柳沢 伯夫君

内閣審議官 兼中央省庁等改革推進本部事務局長 松田 隆利君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

文部省教育助成局長 御手洗 康君

文部省高等教育局長 佐々木正峰君

厚生大臣官房総務審議官 真野 章君

厚生省保健医療局長 伊藤 雅治君

厚生省社会・援護局長 炭谷 茂君

厚生省老人保健局長 近藤純五郎君

社会保険庁次長 宮島 彰君

通商産業省貿易局長 佐野 忠克君

通商産業省環境立地局長 太田信一郎君

通商産業省基礎産業局長 河野 博文君

郵政大臣官房長事務代理 鍋倉 真一君

労働大臣官房長事務代理 渡邊 信君

労働省職業安定局長 小野 邦久君

建設大臣官房長 山本 正徳君

建設省都市局長 那珂 正君

建設省住宅局長 鈴木 正明君

自治省行政局長 二橋 正弘君

自治省財務局長 成瀬 宣孝君

自治省税務局長 鈴木 明夫君

衆議院調査局長 鈴木 明夫君

衆議院調査室長 鈴木 明夫君

委員の異動

五月二十六日

辞任

岩下 栄一君

補欠選任

松本 純君

小野寺五典君 宮腰 光寛君
谷 洋一君 阪上 善秀君
中野 正志君 松田 仁君
佐藤 茂樹君 西 博義君
並木 正芳君 山中 輝子君
小池百合子君 武山百合子君
島山健治郎君 濱田 健一君

同日 補欠選任
阪上 善秀君 谷 洋一君
松田 仁君 飯島 忠義君
宮腰 光寛君 岩下 栄一君
西 博義君 小野寺五典君
山中 輝子君 佐藤 茂樹君
並木 正芳君 並木 正芳君
武山百合子君 岩浅 嘉仁君
島山健治郎君 島山健治郎君

同日 補欠選任
飯島 忠義君 中野 正志君
岩浅 嘉仁君 小池百合子君

本日 本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等
に関する法律案(内閣提出第九二二号)

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第九
六号)

内閣府設置法案(内閣提出第九七号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣
提出第九八号)

総務省設置法案(内閣提出第九九号)

郵政事業庁設置法案(内閣提出第一〇〇号)

法務省設置法案(内閣提出第一〇一号)

外務省設置法案(内閣提出第一〇二号)

財務省設置法案(内閣提出第一〇三号)

文部科学省設置法案(内閣提出第一〇四号)

厚生労働省設置法案(内閣提出第一〇五号)

農林水産省設置法案(内閣提出第一〇六号)

経済産業省設置法案(内閣提出第一〇七号)
国土交通省設置法案(内閣提出第一〇八号)
環境省設置法案(内閣提出第一〇九号)
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律
の整備等に関する法律案(内閣提出第一一〇号)
独立行政法人通則法(内閣提出第一一一号)
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整
備に関する法律案(内閣提出第一一二号)

○高島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方分権の推進を図るための関係法
律の整備等に関する法律案並びに内閣法の一部を
改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織
法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵
政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置
法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚
生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産
業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置
法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係
法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則
法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法
律の整備に関する法律案の各案を一括して議題と
いたします。

本日は、各案の審査に関し、地方分権の推進等
についての集中審議を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。山口俊一君。

○山口(俊)委員 おはようございます。自由民主
党の山口俊一でございます。

昨日の我が党の伊吹肇副理事長の後を受けまし
て、質問をやらせていただきましたと思います。

昨日、当委員会でも中央省庁等改革関連法案
と地方分権一括法案という、いわば大変な法律の
審議が始まっております。そして、地方分権と中
央省庁改革、これが相まって、初めてこの国の形
というか、あり方というのが見えてくるのではな
いか、また既に成立をしております情報公開法案
あるいは行政手続法なども絡ませて考えてみます

と、いよいよ我が国も二十一世紀に向かって新し
い歩みを始めたのではないかと、そんなふうに思っ
ております。

もちろん、これで省庁改革というのが完成をす
るわけでもありませんし、あるいは地方分権とい
うものが完了するものでもない。もう既に種々御
議論がありましたように、いわば道半ばというふ
うなことではあります。ただ、大きな確かな歩
みであるというふうなことも事実であろうと思
います。一日も早い成立が期されるゆえんでありま
す。

地方分権にしても、地方の方々の準備には、地
方議会初め、相当な期間を要する。中央省庁の再
編にしても、二〇〇一年に着手に実施をするため
には、私たちに許される時間というののおおと
限りがあるのではないかと。必要かつ十分な議論は
もちろんであります。実は、省庁改革にして
も、今回の法案というのは、昨年成立をいたしま
した基本法、これを忠実に設置法などに具体化を
していったものであって、基本的なものは変わら
ない。しかも、基本法につきましては既に
九十時間に余って審議を経ているところでありま
して、早期成立にかける総理の御決意をお伺い
したいと思っております。

また、自民党にあって、武藤本部長のもとで、
実は私は党の行革本部の事務局の一翼も担ってお
ります。そこでいろいろな議論をしてきたわけで
あります。高橋ハナコに出会ったときとか、
あるいは議論が錯綜したとき、総理は何を考えて
おるんだらうか、果たして総理は本当にやる気が
あるんだらうか、官邸はやる気があるんだらうか
というふうな不安がしばしば沸き起こりまして、
何度か官邸にお邪魔をしたこともあるわけであり
ますが、やはりこうした大きな仕事をやり切るに
は、どうしても総理のリーダーシップ、やる気と
いうのが必要不可欠であると思っておりますので、そ
こら辺も含めて、総理のお考えをまずお伺いをい
たしておきます。

○小淵内閣総理大臣 このたびの改革は、内外の
社会経済情勢の変化を踏まえまして、国の役割の
スリム化、重点化及び行政の機動性、透明性の向
上等を図り、戦後の我が国の社会経済構造の転換
を促し、自由かつ公正な社会の形成を目指すよう
するものでございます。

中央省庁等改革関連法案は、この基本理念に
立ちまして、二十一世紀の我が国に最もふさわし
いと考えられる中央省庁の姿を示したものであ
り、この法案に基づく新たな体制への移行を実現
することが極めて重要であると考えております。

また、本法の成立後も、関係個別法の改正法や
独立行政法人個別法の提案、本年八月の平成十二
年度概算要求への対応等が必要であり、今国会で
の早期成立をぜひともお願いいたします。

山口委員御指摘のように、今回の膨大な法律
案を、また極めて重要な二十一世紀に向けての行
政改革の法律案を提出させていただくに当たりま
して、与党自民党初め、大変な御審議を経て今日
に至っておるわけでありまして、御指摘のよう
に、昨年の基本法成立の過程におきましても、国
会でも大変御議論いただいたこととでございます。

ぜひこの法律案を今回通過させていただきまし
て、二十一世紀、新しいこの機構によりまして日
本の行政が推進できますように、ぜひ速やかに御
審議の上、成立をさせていただきたいと、改めて
お願いを申し上げる次第でございます。

○山口(俊)委員 総理の御決意のほどをお伺い
したわけでありまして、先ほど申し上げました
ように、やはり総理の軸がぶれない、絶対やるん
だというふうなことを随所にお示しをいただき
たいとお願いをいたしておきましてでございます。

そこで、まず中央省庁改革であります。これ
もいろいろお話が出たとおり、まさに歴史的な大
事業であろうと思っております。しかし、いろいろ議
論がありましたように、切り口は果たしてこれで
よかったのか、一府十二省庁といういわゆる省庁
の数が先にありきではなかったのか、国の仕事の
中身についてもっと先に議論を深めていくべきで

はなかったのか等々、私も実は多少の悔いは残っております。そうした心残りはありません、ただ、今ここに提案をされました法案を見ると、よくぞここまで来たなというふうな感じも実は正直いたしております。

例えば、一府二十二省庁、これは金融監督庁も入れてありますが、それから一府十二省庁へ半減。これは資料をいたしておりますが、事務事業の廃止、民営化、アルコール専売の廃止等でありましたが、また独立行政法人化、これも大変危ぶまれておりました。しかし、現在のところ、既に八十九事務事業の独法化が決定をして、何と七万人にも及ぶ方々が独立行政法人に移行するというふうなことであります。

行政組織の整理統合、合理化ということに關しまして、官房及び局の総数も百二十八から九十六へ、あるいは課とか室の整理も約千二百から千。さらには定員の削減、これも十年間で二五％削減、純減で二五％、約十三万七千人にも達するというふうな数字であります。あるいは審議会の整理合理化であります。これもよく隠れみのとして使われておるのはないか等々の御議論がございまして、これも二百十一から九十。しかも人数も減らしていき、あるいは官僚OBも減らしていき。議員も減らそうというふうなことであるようでありまして、こうしたことを見ますと、確かによくぞここまで来たなというふうな感じが実はいたしております。総務庁長官初め、皆様方の御努力には敬意を表したいというふうに思います。

ところが、一面におきましては、こうしたことに關しても、巨大官庁云々というふうな批判が一方にはあるのも事実であります。

そこで、そのいわば代表選手みたいに言われております国土交通省、これについてまず伺いをいたしたいと思っております。今回の大くくりの中で、国土庁、北海道開発庁、運輸省、建設省の四省庁を母体とする国土交通省というのができるわけですが、これは、どのような理念に基づいて

て、どうした役割を担うものとして設置をされるのかというふうなことであります。

先ほど申し上げましたように、巨大官庁というふうな御批判もあるようではありますが、ただ、公共事業がそこに集まった、多いからといって、決して巨大とは限らないのじゃないか。要は中身であらうと思えます。一方には、そうしたことによって縦割りの弊害を除去できるのではないかと、あるいは公共事業の効率化、統合化も期待ができるのではないかと。しかも、昨日たしか長官の御答弁にもありました、大くくりにしていくということ、スリム化へのインセンティブも実は働くのだ。そうしたことも、批判が集中しますから。そうしたことも等もあるわけですが、そこで、組織についても伺いをいたしておきます。

が、現行で北海道開発庁を除いても三官房、十七局ある本省組織を初めとして、どのような組織体制で臨むというふうなことを想定いたしておられるのか。以上について伺いたいと思います。

○太田国務大臣 今回の大くくり編成の中で、四省庁を母体とする国土交通省についてのさまざまな、昨日も御議論がございました。

まず、きのうも申し上げたことですけれども、巨大官庁というときに、二十の官房・局であった四つの省庁、しかもその中には、北海道開発庁は局がありませんのでカウントされていないわけですね。ですから、北海道開発庁プラス二十の官房・局があつて、それを十四局・官房に、三分の一以上と言っているぐらいの削減になったわけでございます。各省庁がこれを犠牲と考えるならば、最も大きな犠牲を払ったのがこの四省庁なわけでありまして。

それともう一つは、巨大利権官庁というふうなことを言われることがあるわけですが、利権というものは、私はこれは発注というところではないかと思っております。発注でいえば、既に公共事業についての発注の大体八〇％は補助事業になっておりまして、直轄で発注されているものは二〇％ぐらいだというのが真実のところであ

ります。だから、何かこの省庁が直接にその発注権限を巨大なものを持っているということではないわけでございます。

それで、地方支分部局につきましても、これはもう既に、既定の路線で、地方建設局と港湾建設局が統合されるということになっております。また、地方分権推進委員会の第五次勧告、またそれを受けて地方分権推進計画でありますけれども、その中で統合補助金という制度が導入をされ、あるいは直轄事業の目に見えた地方への移譲ということも、既に計画としては盛り込まれているわけでございます。これからの予算編成の過程でそのことも明らかにできると思いますが、そのような批判は当たらないというふうに思っております。

○山口(俊)委員 私実はそのように考えておるわけですが、ただ、やはり確かに他の省庁と比べて大きいなというふうな感もあるわけでありまして、試験研究機関とか研究施設等の独法化、あるいは規制緩和、あるいはさまざまな権限移譲等々でさらなる御努力を是非ともお願いを申し上げます。

同時に、今地方支分部局の話が出ましたので、これも伺いをいたしておきたいわけでありまして、これは基本法には、地方支分部局に公共事業を主体的に処理云々というふうな項目があるわけでありまして、これに沿って、運輸、農林も含めまして公共事業の見直しというのが必要である。地方の意見も聞きながら、これも御批判のある二重行政にならないような工夫が必要であらうと思っておりますが、これについてのお考え。

さらには、建設省にしても、これまで地建がいわゆる所掌しておらなかった地方計画の調整とか都市行政あるいは住宅行政など、大幅に地方の事務所にこれは委任をされることになるわけでありまして、実は離れた今回の目玉ではないかと私は考えております。ただ、これが十分機能を果たさせるためにも、地方整備局の組織体制について十分な手当てが必要ではなからうかと思うわけ

であります。この点についてお答えをお願いいたします。

○関谷国務大臣 私の答弁になると思うのですが、答弁をしたかったようでございます。建設大臣として答弁をさせていただきます。

先生御指摘のように、地方支分部局と中央省庁の両方の二重行政にならないようにということ、確かに私はそのことに十分に注意をしていますが、御指摘のように今までは行っていないわけでございますが、地方建設局では、今後は都市行政であるとか住宅行政であるとか土地の取用あるいは行政、あるいは補助金等に関する事務もあわせて行うこととしたしておるわけでございます。それは、今までは御承知のように本省が行っておったというわけでございます。地方へそれを渡していくということになります。それから、このような考え方のもとで、ブロック別の地方整備局が事業の実施について主体的かつ一体的に決定、執行し得る体制を整備することとしておりまして、本省との二重行政との弊害は生じないように対処をしたいと思います。

それともう一点でございますが、この地方整備局の組織体制についての十分な手当てを行うべきであるという御指示でございますが、全くそのとおりでございます。この中央省庁等改革関連法案と同時に決定いたしました中央省庁等改革の推進に關する方針にも、「地方整備局の設置に向けて、国土の整備及び管理に關する事務を主体的かつ一体的に処理できる組織及び体制の整備を行う」というふうに明記をされておるわけでございます。十分な手当てをするようには細心の注意を払っていきたくと思っております。

○山口(俊)委員 ぜひとも十分なる諸手当てをお願い申し上げます。

続きまして、これもまさに省庁再編の目玉中の目玉といえますが、官から政治へというふうな流れを大きくしていく象徴的な内閣府、内閣機能の強化の問題について伺いをいたしたいと思います。

す。

この内閣の機能強化というのが、まさに重要な、ひょっとしたら一番大きな柱ではないかと思っておりますが、内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化のための内閣府が果たすべき役割というのはどのようなものになるのかというふうなことであります。同時に、中央省庁等改革基本法が明記をしております経済財政政策、総合科学技術政策等の分野につきましては、これを内閣の重要政策というふうな位置づけをして積極的な取り組みを行うということが特に求められておるわけでありまして、このような分野に関して総理のリーダーシップを支えるための機関である経済財政諮問会議等の重要政策に関する会議、これの役割は果たしてどのようなものになっていくのか、これをお伺いしたいと思っております。従来の審議会方式等とはどういうふうにかかわるのかということも含めて、お答えをいただきたいと思います。

○太田国務大臣 今山口委員おっしゃいますとおり、内閣府の設置あるいは内閣官房の機能強化というものが大変大きな柱になっております。そこで、内閣府の性格でありますけれども、内閣の行政各部に対する総合調整機能を助ける、この総合調整という言葉は大変思い入れを持って使っている言葉でありまして、一段高い位置づけを与えられるということでございます。他の省庁から一段高い位置づけを与えられるということでありまして、事後的な調整にとどまらず、事前に方針を示し、機動的に意思決定を行うという内閣の総合戦略機能の一端を担うことにより、現行総理府とは違う強力な調整機能を発揮することが期待されるわけでありまして。

内閣府には、経済財政政策に関し、内閣総理大臣の指導、リーダーシップを十分に発揮するとともに、有識者の意見を十分反映させることを目的として経済財政諮問会議が置かれるわけでありまして、その役割は、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針等経済

財政政策に関する重要な事項、経済全般の見地から政策の一貫性及び整合性を確保するために全国総合開発計画そのほかの経済財政政策に関連する重要な事項について調査審議することとでございます。

そこで、リーダーシップということでございますが、各省庁はそれぞれみずからの任務というものを保持しているわけでございますけれども、内閣府の代表的な任務は総合調整が代表的な任務になるわけでございます。そうして、内閣府の主任の大臣は内閣総理大臣でありますから、内閣総理大臣のもとに直接それを支える内閣府と他の省庁との関係というのは、総理大臣と閣僚間の関係にもなるかと思っておりますけれども、ひいては、閣議においても内閣総理大臣がリーダーシップを握るということにつながっていくかと思っております。

そうして、そのように、総理大臣のリーダーシップについて法的なあるいは制度的な支え、バックアップをここでできさせることによつて、政治の指導力というのが発揮できるのではないかとこのように考えております。

○山口(後)委員 先ほど申し上げました例の経済財政諮問会議等、これも、ぜひとも予算の編成権も含めて十分な活用をしていただくように、これを期待いたしておきたいと思っております。

今長官の方からお話をいただきましたように、まさに一段上の総合調整の機関というふうなことであります。内閣府の機能を強化して、内閣及び内閣総理大臣が行政各部を強力にリードする体制を整備する。

と同時に、実は各省においても、政治のリーダーシップを確立するための体制整備というものが是非とも必要であると思っております。このためには、副大臣、政務官というふうな話が実はあるわけでありまして、これも自合意というふうな中から出てきたやに聞いておりますが、私はもう手を挙げてこれに賛成で、大いに期待をしております。というの、御承知のとおり、これは同時に政府委員も廃止しようという話であつて、まさに

大臣みずから答弁して、政治家同士のディベートが実はこの国会で起こらうとおるわけでありまして。

反面、政治家自身の自覚というのか勉強というのか、これが強く求められてくるわけでありまして。

きょうお並びの諸大臣は絶対大丈夫と思うわけでありまして、こうした今後のことを考えた場合には、大臣あるいは副大臣あるいは政務官、この任免についても、自由民主党の総裁としても、やはり適材適所という能力主義というのか、きちっとした人材配置をしていきたいと思います。それこそ答弁で詰まると真つ青になるといふふうなことになると思います。我が党の支持率もが落ちるということもふうなこともありますが、そこら辺も十分配慮をして今後やっていただきたい。

これがうまく機能しますと、本場の議論というのが国民の皆様方の前に見えてくる、政治が本場に身近な、まさにダイナミックなものに見えてくるというふうなこともありまして、きょうもテレビ中継が行われておりますが、残念ながらきょうの視聴率というものは余りよくないのではないかと、やはりディベートということになりますと、本場に国民を巻き込んでの政治ということになってくるのではないかと、そこら辺で大変期待をいたしております。

ですから、そうしたお考え方と、総理には、今後の任免等々も含めてお考え方、お伺いをさせていただきます。

○小淵内閣総理大臣 御指摘のように、今回の中央省庁改革のポイントの第一に内閣総理大臣並びに内閣のリーダーシップの強化ということがございまして、先ほど太田長官から御答弁いただきましたように、内閣府としての強化、そういう意味で内閣総理大臣の発議権の明確化など行われているわけでございますが、いま一方、政と官といいますが、こういう形の中で、副大臣、政務官の導入ということが大きなポイントになっております。副大臣は、大臣の命を受けて政策及び企画をつかさどり、政務官は、大臣を助け、特定の政策及

び企画に参画するものであり、いずれも大臣の政治的な政策判断を助ける役割を担うものでございます。このような副大臣の設置によりまして、大きくくり編成される各省におきましても政治主導の政策判断が迅速に行われるものと考えております。

山口委員御指摘のように、今日は、各省庁一人の大臣と、省によつては複数の政務次官という形で各省庁の中で政務をつかさどっておるわけでございますが、これが、副大臣あるいは政務官という形ではかなりの多くの方々が役所に入っていたということになりますから、そういう意味では、非常に政治優先といえます。政治の志向するものが行政各部において大いに力を発揮できるものというふうな確信をいたしております。

そのことは、同時に、そうした各省庁間の考え方につきましても議論におきましてもいろいろと議論の場というものが増加してくるのではないかと、いふふうな考えをしております。新しいシステムが導入された場合につきましては、長年の政府と議会の関係も含めて、新しい状況が生まれてくるということでございます。今山口委員御指摘のように、いわゆる副大臣あるいは政務官等も恐らく国会において発言の機会というものをいただくものと思っておりますので、そうなりますと、本場に、議員と、政治家たる副大臣、政務官との、もちろん大臣はもとよりでございますけれども、ちようちようはつしの議論というものが活発に行われるという期待もそこにあるのではないかと考えております。そういう意味で、政治に対する国民の関心というものがより深くなるのではないかと考えております。

そういう意味で、内閣の強化というだけにとどまらずに、政治の仕組みそのものも大きく変化し、また変化していかねばならない、その端緒になるのではないかとこのように感じをいたしております。

○山口(後)委員 まさに総理のおっしゃるとおりでありまして、いろいろと形が整いつつあるわけ

であります。実はこうしたことが行革を進める
本当のエンジンになる可能性もあるわけでありま
すので、十二分な御対応をお願いいたしておき
たいと思います。

時間も余りなくなりましたので簡潔に申し上げ
ますが、次に、これも巨大官庁、あるいはいろい
ろな性格が違うものを一緒にしてしまっただけな
いか、ごった煮のような役所になったぞというふ
うなことを言われておりますが、実は総務省で
あります。

これは御承知のとおり、総務庁、郵政省そして
自治省が統合して総務省というふうなことになる
わけでありまして、この総務省という役所にはど
のような機能が期待をされておるのかというふう
なことであります。

特に郵政事業につきましては、今回の中央省庁
等の改革で、総務省本省と郵政事業庁、これに組
織が再編をされることになっておりますが、総務
省本省と郵政事業庁との事務の分担がどうなっ
ておるのかというふうなことも伺いをいたしたい
と思います。

というのも、ばらばらの、それこそ全然性格が
違う役所が一緒になってどうするんだというふう
な御批判がありますが、実は私は別の考えを持っ
ております。逆に、今までになかったような行政
サービスを提供できるような新たな展開をしてい
くのではないかと。考え方が異なりますと、それこそ
大化けをしていくのではないかとというふうなこ
とを考えております。

御承知のとおり、郵政省にしても、ワンストッ
プサービス、これまで全国に展開をしております
各郵便局を行政の窓口として位置づけをしたらど
うかというふうなことも考えております。これが
実は、自治省と一緒に考えているところやついで
ますと、まさに国民サービスの窓口になるという
ふうな可能性もある。あるいは、まだまだ情報化
がすすんでおります地方自治体に関しても、これ
が大きく進んでいく期待もできる等々、いろい
ろな思いを私は私は込めておりますので、そうし

ことに関して御答弁をいただきたいと思ひます。

○太田国務大臣 個々の省庁の今後の仕事につ
きまして私が答弁するのはどうかということもあ
るかと思ひますけれども、中央省庁改革のこの関
連法案は所管でございますので、まず私から答
えていただいて、その内容について十分御理解
をいただいている各省の大臣、また御了解いた
だいている方々がお答えをされると思ひます。

それで、郵政事業庁と総務省の関係は、総務省
本省は、郵政事業にかかわる制度の企画及び立
案、郵政事業の経営の基本的事項を担当する、郵
政事業庁は、郵政事業の営業方針の策定、郵貯資
金及び簡保積立金の運用等を所掌するというこ
とになっております。

いずれにいたしましても、山口委員おっしゃ
いますように、せっかくこういうふうに三省庁が一
緒になるわけでありまして、さまざまな統一
役割をそこで果たすことができるのではないかと
いうふうな可能性はさまざまにあると存じており
ます。

○野田（逓）国務大臣 今太田長官がおっしゃ
たとおりでございますが、あえて補足申し上げるな
らば、内局では、重ねますけれども、企画立案、
そして経営の基本的なことをやります。そして、
事業庁では、日々の郵政事業の実務を担っていた
のだ。

大切なことは、やはり内局と郵政事業庁がより
深い連携を持って取り組んでいくことと、さら
に、今まさに皆様方の御支援でなし得ているこの
郵便局の仕事自体、国民の皆様方の立場に立っ
て、あまねく公平にそういう提供ができるような
一層の努力をしてまいりたいと思ひます。

さらに、総務省と一緒にすること、実
は山口先生のもとで、私も行革さらには省庁再編
等々をおそばで学ばせていただいております。同
じような考えを持っております。特に、自治省
と御一緒にすること、郵政省がかねてか
ら進めておる郵便局でのワンストップ行政サービ
スは加速されるのではないかと期待をしてい

るところでございます。よろしくお願ひします。

○山口（後）委員 聞けばもともといろいろな
ことが出てくると思う分野なんです、残念なが
ら時間もありませんので、以上でございます。

ただ、郵政事業庁への移行というのは大変な大
事業になるわけでありまして、是非ともサービ
スの低下につながらないように十分配慮してやっ
ていただきたい。同時に、実は郵政事業に
は、これが一応組織の再編が完了ということでは
ないわけでありまして、御承知のとおり、平成十
五年中に行われる場合、郵政公社の設立があ
つて、それ以降、またさらなる形をつくっていく
わけでありまして、そうした段階で初めて本格的
なスタートなんだというふうな認識を私は持つて
おりますので、そういったことでもお願ひをいた
したいと思ひます。

また、環境省とかいろいろ用意しておりました
が、実は地方分権に関しても考えておったわけ
であります。もう時間も参りましたので、一つだ
け自治大臣にお伺いしたいと思ひます。

地方分権の諸法案、これによって大きく地方分
権が前進をするということは間違いないわけであ
りまして、各自自治体の長の皆様方も大変評価をな
さつておられます。

ただ、地方分権というのは、考えてみますと、
単に地方自治体に権限を移譲して終わるものでも
ない、あるいはさらに、県から市町村に権限を移
譲して終わるものでもない。やはり、基本とい
うのは、住民の皆さんの自覚とか自律、そして住
民自治みたいなところに私は基本があるんだらう
と思ひます。

そういう意味で二点お伺いをいたしたいの
は、実は住民投票についてであります。

これも、昨日も若干お話が出ましたが、もう全
国的に、あらゆるところであらゆる課題に対して
住民投票が行われておる。結果、いつの間にか、
本来協議してやらなければいけないはずの地方の
議会の皆さん方と住民とが対立をしてしまふ。ま
さに地方自治に反するような動きも実は出てきて

おります。

私の地元でもそうしたことが大きな問題にな
つてきておりますが、いつも考えておりますのが、
やはり今の制度というのは住民の皆さんの意向
を十分酌み取る形になっておらないのではない
か、あるいは、もう少し交通整理を国の方でき
ちつとしませんといふような対立がもっと深ま
つてしまふのではないかとというふうな危惧を抱
いております。例えば、限りなく国の施策とい
いますか、いわゆる原子力政策にかかわる話とか、あ
るいは迷惑施設、ごみの処理場等々については、
私は余り住民投票になじまないのではないかと
いうふうに考えております。

翻つて、例えば、橋を開閉橋にするのか固定橋
にするのか、あるいはこのルートがいいのか、ど
のルートがいいのか等々については、もう少し住
民の皆さんの御意向が反映するような形をと
つてもいいのではないかと等々のことを実は今回深く
考えておるわけでありまして、やはりそろそろ自
治省としても、そこら辺のルールづくりをきち
ととしていく必要があるのではないかと。

せっかくの地方分権も本当にうまく機能しな
いのではないかとというふうな気持ちもいたして
おりますので、最後にお伺いをいたしたいと思
ひます。

○野田（逓）国務大臣 御指摘のとおり、現在、法
律上の制度としてのそういう住民投票というもの
を禁止したり、制定したりはいたしてござい
ません。しかし、昨今、大変、地域によって、非常
に関心の高いものについて、それぞれの自治体の条
例を制定されて、それに基づいて住民投票を任意
に実施をするというケースがふえてきてござ
います。

ただ、この問題は、現在、代表民主制という形
をとつておるわけで、そういう点で、議会の権
限あるいは首長の機能と責任、こういふ事柄との
関係をどう考えるのか。それから、住民投票に何
でもかんでも付していいのか、意思決定をそう
いう形で全部行つていいのか。それに適する事項、

適さない事項というものもあります。あるいは、国自身が決定しなければならぬ事務事業というものもあれば、地方自治という範疇の中で全面的にその自己責任において決定していただくべき事項、さまざまな事柄があります。

そういう点で、既に地方分権推進委員会でもいろいろ御議論いただいて、その勧告におきまして、「住民投票制度については、住民参加の機会拡大のために有効と考えられる一方で、現行の代表民主制との関係に十分留意する必要がある、また、適用対象とすべき事項、その法的効果等についての検討も必要なことから、国は、その制度化については、今後とも、慎重に検討を進める必要がある。」というふうにされておるところであります。

これを受けて、昨午政府として決めました地方分権推進計画においても、同様の趣旨から、「引き続き慎重に検討を進める。」とされておるわけですが、今御指摘のとおり、余り時間をかけ過ぎている、もっと早く決断すべき事柄が進展しているというふうなことを考えますと、もう少し今後論点を絞り込んでいくように、さらに精力的に勉強していきたいというふうに考えております。

特に、住民投票になじむ事項、なじまない事項等についての交通整理というのをより重点的にしてまいりたいというふうに考えております。

○山口(俊)委員 このままでは、逆に住民間の対立をおおるというふうなこともありますので、早急に対処方をお願い申し上げたいと思います。

よく言われるのが、パソコンもソフトがなければだの箱。行政改革も中身も大事でありますので、形は順次整ってきてもおると思いますが、どうかそこら辺も含めて、すばらしい国の形が出てまいりますように、これからの格段の御努力も御期待をして、質問を終わらせていただきます。

○高島委員長 この際、細田博之君から関連質疑の申し出があります。山口君の持ち時間の範囲内においてこれを許します。細田博之君。

○細田委員 きょうは、こうして質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、実は水野清先生が本部長時代以来、また佐藤孝行先生、今の武藤先生、歴代本部長にお仕えしながら、歳の下で、力もないわけですが、ええ、一生懸命この行革に尽くそうとして、長きにわたってこれまでやってきたわけでございます。

そこで、私がまず最初に申し上げたいことは、この行革というのは自由民主党の本当に熱心な取り組みによって今日あるということでございます。

国民の皆様はそういう点を御存じない方も多いわけでございますので申し上げますと、最初には、佐藤孝行本部長のもとに、四人組などと言われて各官庁からは大変恐れられたわけでございますけれども、大原一三先生、そして柳沢現大臣、牧野隆守先生、この人はもう四人組、役所から大変嫌われたと申しますか、敬遠されつつ非常に強い指導を行われました。

また、規制緩和におきましては、堀内、町村、原田昇左右、林先生の御活躍、そして高島先生、逢沢先生、財政改革は中川秀直先生、そして地方は谷先生というふうに、本当に長い間苦勞してその結果ができたということで、小里、太田長官の御努力もまたすばらしいものと感服しております。

そこで、私は、その中で、さまざまな問題がありながら、諸先輩が御苦勞され、橋本総理のもとでやってきたこの改革、残念ながら、第一の財政改革、これは一とんざしたというか、今日の経済状態でもさまざまな紆余曲折は経ているわけでございます。

そこで、この大前提であります財政構造改革、大蔵大臣に一つだけ伺いたいのでございますが、これはもう大臣には釈迦に説法でございますが、今日の財政は、所得税減税の結果、所得税が十五兆円の収入しかございません。そうして、法人税も大減税を行って十兆円、消費税も四％換算

で国税十兆円、相続税二兆、印紙税一・五兆、酒税二兆、たばこ税一兆、関税一兆、道路関係の揮発油税二兆、足しても四十七兆円しかないのです。その他の収入を入れても四十九兆、これで八十一兆の予算を組んでやるということ、そうして国も地方も合わせれば六百兆円の長期債務残高でやるということは、私は、財政構造改革、今は一応景気対策をやっておりますけれども、何とかしなければいけない、そうして世界一所得税が安くなつてしまったということも、国民の皆様方に知っておいていただきたいわけです。

それは、例えば、八百万円の所得の方で、子供が二人ある、片働きといたしますと、国税の支払いが約三十万、地方税の支払いは二十五万、合計五十五万でありまして、所得に対して六・九％の所得関係税でございます。これは世界一安うございまして、世界一と言つて語弊がありますけれども、アメリカが一三％、ドイツが一四％、イギリスが二〇％取っております。フランスは、消費税等が高いということもあって、七％でございます。それから日本とはほぼ同じでございますが、こういう世界の中で、大蔵財政支出が、たくさん福祉その他ある中で、安い。

しかし、この間の消費増税額とか医療費の改革とかいろいろなものに取り組んだあげく、参議院選挙で、ほかの要因もあったかもしれませんが、選挙でも敗北し、総理が、残念ながら橋本前総理、あれだけ行革、財政改革に取り組まれて、御交代になつた。もちろん、小淵総理がそれに引き続きましてやっていただいているわけでございますが、このような財政状況、そして、二十一世紀を迎えて今のような税体系、そのもとで何とか財政を改革しようというところはもう間違いないと思ひます。

そして、その前提として、野党各党からも言われております、与党からも言っておりますが、支出をもっと下げていかなきゃいけない。国も経費を下げる、そうして地方の経費も下げていく、そのためにはスリム化しないじゃあないか、そして

公務員の制度も変えなきゃいけないということがあって、この法律が出てきている、そういう全体系の中でこの法案が位置づけられていると思うのです。

ですから、今一応中断しております基本的な我が国の財政の再建について、この御審議は御審議として、ぜひとも大蔵大臣から、こういう心構えでやられているんだ、その気持ちは変わっていないぞということを御決意表明をお願いしたいわけでございます。

○宮澤国務大臣 非常な不況の中で、また、こういう行政改革を御議論される立場から、決して財政の現状というものを忘れてはならないという御指摘は、大蔵大臣としても大変有意義な御指摘だと思つて承っております。

先ほど、平成十一年度の税収、国税収入、見積もりで四十七兆円と言われました。そのとおりでございますが、平成二年には税収が六十兆あったわけでございます。したがって、十年逆戻りをしておる。それは、減税はあるとは申しまして、経済が正常に成長しておりますしたら、こういうことはあり得ないことであつたと思ひます。

そこで、こういう財政状況というのは当然いつまでも続けないわけにはいかないと申しますのは、今年度の国の予算の国債依存率が三七・九％という、実は当初でそういう驚くべき依存率でございまして、そういうことをいろいろ考えますと、この経済が正常な成長軌道に乗りまして、ときには、必ずこの財政改革、それは財政だけではなくて、必ずこの財政改革、それは財政だけではなくて、恐らく税制、あるいは中央と地方の関係等も含むものになると思ひますが、をいたしまして、二十一世紀に向かって出発の基礎を築かなければならないのだと思ひます。

そのためには、何と申しまして今のような税収の現状、一番の原因は四半期ごとの成長率がマイナスを続けて既に五期でございますので、これを改めなければ、名目成長率がゼロあるいはそれ以下であつては、弾性値を掛けまして税収がプラスになる理由はないわけでございます。ですから

ら、それをまず実現しなければならぬと思ひます。そして、我が国の成長率がまず正常に戻ったところから、できるだけ早くこれに着手いたさなければなりません。

と同時に、細田委員がおっしゃいましたように、確かに、減税をして、それは有用なことである、意味のあることですが、法人税はともかくといたしまして、個人の所得税の課税最低限というのは三百八十何万円になっておりますが、せんだってうち、定額減税をいたしましたときの課税最低限は四百九十一万円という、各国とは比較にならない隔絶した高い数字になりました、その結果、七百万人以上の納税者を失いました。

今度の税制でその人たちに帰ってきてもらおうという問題が当然あるわけですが、税制の基本的な改革をいたしますときには、この問題であるとか、あるいは直間比率の問題であるとか、いろいろ考えなければならぬ問題がありまして、それは必ずやってくる問題が、我が国が二十一世紀に国家として安定した存立ができないという種類の問題だということに心得ております。

○細田委員 ありがとうございます。大先輩の大蔵大臣からしっかりした明確な御方針をおっしゃっていただきました、私はまさにそのとおりでございます。

昨今は、二十八兆まで膨れ上がった医療費、せつかくいろいろ改革しなければならぬ、介護保険まで拡大して何とか合理化していこうということについて、これをもっと先に延ばしたらどうかというふうな意見もあるように聞いておりますけれども、私は、全体のことを考えて、やはり国民の方に我慢していただくながらも、しかも豊かな二十一世紀の日本をつくらなければならないと思ひますので、その点申し添えさせていただきます。

まず、スリム化の問題でございます。

これはきのうからいろいろ意見が出ておりますけれども、国家公務員が今八十五万人おりました、その中で郵政公社化が三十万だ、そして独立

行政法人化は一応六、七万人分ございますが、それを除くとして、その他四十九万人に対して合理化、削減をしていくということで、二五％の削減をしていくということでございます。これは主管の大臣、太田総務庁長官だと思ひます。これは必ずこの点は、しかと実現できる見通し、そして必ずやり遂げるんだという御決意を表明していただきたいと思ひます。

そういった対象には、病院とか学校とか、税務署とか海上保安官とか、そういうものも含んだ上での削減で合計二五％でございますので、その点も含めて御答弁願ひます。

○太田国務大臣 大変困難な目標であります。今おっしゃいますように、全体を一律に減らせるものではないわけでありまして、当然、逆に増員を要する部分、定員を削減するところの削減を深くしなければいけないということになりますから、そういう部分では二五％を超える切り込みになるわけでございます。

しかしながら、これは公営団体の約束でございますので、ぜひ果たさなければならぬという覚悟でございます。

○細田委員 そこで、独立行政法人の問題をお聞きしたいと思ひます。

独立行政法人というのは、当時、行政改革本部におられました柳沢現大臣が、諸外国を調査されて、これで行政をしなければならぬ、これは非常にいい制度でもある我が国に適用しようというところで、御帰国後、我々大変指導を受けたわけでございますが、柳沢先生、ひとつ政治家として、基本的な所期の構想、あるいは現在の法案における今の問題等について御説明いただけたらと思ひます。

○柳沢国務大臣 少し時間がたちまして、必ずしも記憶が明確というわけではありませんけれども、先生からの御質問ということで、少し思ひ出しながらお話をさせていただきます。

今回、行政改革におきまして、私はかなり早い

段階からタッチをする、事務局長を務めるということを考えていたまいりました。どういう切り口でやるかというときに、いろいろなスローガンがありまして、やはり官から民へということが非常に大きなテーマである、こういうふうに考えたわけでございます。

日本の国、東洋の国が主としてそうかと思ひますけれども、やはり天子様の官僚組織というか、官に行けば、とにかく森羅万象、何でも相談に乗って問題を解決してくれる、こういうことで店が広がっている、これが中央官庁組織と言つてよからうかと思ひます。これを本場に、民の活躍の場、官から離れて民が自由奔放にその力を発揮するような場にするというには一体どうしたらいいか、ルール化ということでございます。

えてして、日本の官僚組織がやってきた今までの行政というのは、設置法による行政でも認めまして、そういうやり方でございます。これは断固、近代の法治国家のもとでは本当はもう認められてはならないものでございますけれども、長い伝統のもとでそういうことが認められてきたという情性が続いております。

そこで、私も、作用法がないところには行政はないんだ、こういうふうにしなければいけない。国民に働きかけるんだから、作用法をちゃんと国会で制定してもらって、それに基づいてやるんだ、こういうことでなければいけない。もやもやした設置法で物すごい裁量を行うというふうな行政のスタイルは断固ここで断ち切らなければいけない、このように考えました。

それには、今のうちに企画立案と執行とが同居をしていただくのは、全くこれは言うべくして得ない。このように思ひまして、私も、企画立案の部門と執行の部分というものを截然と分かって、執行の部分、つまり国民に直接働きかける、国民との間に接触を持つ行政機関というものはすべからず行政法を背負った行政機関でなければ

ならない、こういうことを考えて、そういうものを独立の組織としよう、これが考えた第一のテーマでございます。これによって透明性を確保しようという考え方でございます。

〔委員長退席、杉山委員長代理着席〕

それからもう一つ、何と云つても、企画立案と執行が一緒になっていけば、これは仕事をつくる人と仕事をやる人が一緒になっているということになります。私仕事をつくる人、私仕事をする人、私仕事をする人、勢い、仕事をやる人は仕事をふやしてしまふ。ここで行政の肥大化が戦後どんどん膨れていった。

私は、自分の先輩の天下りのための就職先をつくったなどとは申しませんが、そういう面もひとつとしてなきにしもあらずではなかったか、こういう思いもありました。こういうことをやらせたいためにも、仕事をつくる人というものは仕事をやる人と截然と分かつたなければならぬ、このように考えて独立行政法人というものを考えました。

最後に、もう一つは、批判とか評価とかというものに行政がたえるものでなければならぬ。これも、企画と立案が一緒になっていたら、評価も批判もできないわけですが、無限定の仕事を持つて批判ができるでしょうか。これは不可能でございます。

私も、目的をはっきりして、目標をはっきりした行政をしている、そういうものでなければ批判も目標設定もできない、このように考えまして、世上、カンパニー制なんというふうな、きのう田中慶秋先生がおっしゃってましたけれども、あそこは何をしているかというのをわかりやすくする、こういうことを私も志向したわけでございます。

今日どうかということですが、今回は通則法の制定のみだそうでございます、実は、細田先生、私が今エージェンシーの長をやっているんです。三条委員会の委員会制のもとではあります

が、私は今、二つの作用法を背負って行政をしていく。みんなから見られて、やることはすべて国民監視のもとで行われている。こういう行政組織をつくりたいというのが我々の当初の議論でございまして、先ほど山口先生が言ったように、いろいろ悔いがありますけれども、よくここまで来た、これをさらに大きなものにしていくことによつて、日本の官から民へというものが本當の意味で実現するのではないかと期待をしております。

○細田委員 まさに独立行政法人を提起され、今日まで至った原動力となられました大臣からの御説明でございまして、皆様もよく御理解いただいたと思えますけれども、この一つ一つを適度に当たっては実は大変でございました。

それは、国家公務員の身分を制されるんじゃないか、あるいは身分から離れた場合にはすく首になるんじゃないか、そんなことはないのだから、いさすけれども、とにかく今のまま定年まで何とか勤めたいんで、身分にとりあえずさかも揺らぎのあるようなことはしたくないということで、随分いろいろな動き、抵抗もあったわけでございます。

そういった中で、私は、通産省のアルコー事業の民営化とか、貿易保険特会の法人化とかあるいは独立行政法人化、そして文部省、文部大臣も元東大総長であられますけれども、この国立大学もそれは独立行政法人化しようということで、大変御決断をいただいたと思えます。また、造幣、印刷という問題も、これは当然国家の基幹にかかわることでございますので、もう絶対国営、国家公務員じゃなきゃできないという、まあ国家公務員型ではございませうけれども、国の組織でなければだめだということは何とかなでございませう。エージェンシー化を図っていくということ、いろいろ御決断をいただいたわけでございます。実は、お一人お一人関係大臣にその意気込みをお伺いしようとしたんですが、ちょっと時間が押してしまいましたので、まさにそのことを私は高

く評価申し上げ、望むらくは、検討過程でたくさん出てまいりました独立行政法人化の動きをもっともっと加速していただいて、官だけが大きくなって民への移行がなかなかできないような体質を変えていかなければ、今の二五%カットというのなかなか大変だ。高齢化による転換だけではそう簡単ではございませう。これは、民間がこれだけ努力しております環境の中で、官だけが今のままいいというわけではございせんので、この点を改めて申し上げさせていただきますと思います。

また、きのうは、堺屋長官、小池委員の御質問にもお答えになりましたけれども、もともと持論がございまして、官というものは確かに非常に優秀だ、しかし、余り優秀過ぎるものだから自分の権限に固執して、それがまた、新しい法律を考へたり新しい行政を考へたりしてどんどん大きくなっていく、これを何とかしていかなくちゃいけない。書かれた本によりまして、やはり官の力をある程度弱めなきゃいけないんじゃないか。きのうもちょっと同趣旨の御発言もありましたけれども、その点はやや深く御教唆いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○堺屋国務大臣 ただいま委員から、旧約聖書のようにこの行政改革に出てくる過去の功労者をすらりと並べていただきました。私は、官でも政でもない立場でこれを見ていたんでございませうけれども、とてもこれがこう早く出てくる、できると思いませんでした。日本で行政機構の数が減ったというのは、終戦直後を除きますと初めてでございませう。大玉律令の右大臣、左大臣が明治維新まで残った国でございませうから、なかなか変えられないんだらうと思つていたのでございませうけれども、皆様方、いろいろな方々の御尽力で今日まで来たことを大変偉大な改革だと思っております。

この行政改革の根本は、日本が欧米先進国に追いつくために、欧米先進国の先例をよく知つていく官俸が一番いい規格をつくつて、それをみんな追いつけ追いつけ越えてくるんだ、こういう規格

大量生産の発展に向いたようにできてきた。これを、この日本が先進国になったときに、自由主義、消費者主権の社会に変えていかなくちゃならない、そういう根本的な発想がございました。自由な参加、自由主義、消費者主権の国に変えていく、こういう前提がございました。このために、我が国において、これまで百年間、大きく強い政府がございましたが、これを小さくしてしなやかな政府に転換することが肝要であります。

また、これとあわせて、政府の組織をトップダウンにしていかななくちゃいけない。これが総理大臣の主導性の強化ということでございまして、総理大臣及びそれを補佐する内閣府というものを各省の一段高いところに置いた。こういう機動的な意味でその趣旨を突き通しているということも大変評価できることだと思ひます。例えば、昨日も議論のございました経済財政諮問会議でござい

ますが、この総理大臣が主導で開かれる諮問会議が、単なる審議会ではなしに、行政機構の真ん中にございまして、そこで基本方針が事前に提唱され、これを閣議で検討して、それをまた事務局が細部をつくっていく。これまでの事務局積み上げ式と大きく変わるものと思ひます。

また、地方分権の進展によつて、各地方が自主判断のできる範囲が広がりました。住民の選んだ首長と議会が個性ある地域づくりに邁進できるところにならうかと思ひます。

そういう意味で、今回のことは、大変皆様方の御尽力で、よくここまでできわめてきたという感じはしております。

○細田委員 お褒めをいただいてありがたいうけでございますが、もともと本日は堺屋長官が書かれていたことはきついでございます。やはり役所の中の人事評価を、合理化した、つまり仕事を減らした、そのことが昇進の評価につながるようじゃなきゃいけない、私もそう思うんです。今は違いますからね。仕事が増えた、新しい法律ができた、新しい規制ができた、それによつて、おまえはよくやった、世の中の変化に対して素早く行動

したな、各省との関係でもまた我が省の権限もふえたな、こういう発想が非常に大きいわけでございます。

したがって、橋本総理が最初に我々若手議員に何か意見はないかというときに、私は、一番効果のあるのは、実は人事、採用、研修の交流等ですね、これを幅広く一元化するなり交流を深めることによつて、我が省の御ためというふうに変えることだということをお願いしました。

しかし、公務員制度の検討はいろいろ行われましたが、まずいろいろ今日出てきているようなことと結果は出ておるわけでございますが、公務員制度についても大分進展があったようでございますから、その観点から総務庁長官からお答え願ひます。

○太田国務大臣 公務員制度に関しましては、今、細田委員がかつて自由民主党の中で提起されました視野が随分議論をされたわけでございますけれども、結局、全体を一括採用ということまでには踏み切れなかった。しかしながら、それに準ずる形で、総合的、戦略的な、機動的な行政を実現し、縦割りの行政の弊害を排除するという観点から、中央省庁改革とあわせて、国家公務員の制度やその運用についても改革を進めていく、そういう認識であります。

国家公務員制度改革として盛り込んだものは、新たな府省間における人事交流の積極的な推進、人事交流を積極的推進するということ、つまり、どこの省にいたかということが特に内閣府のようなところではわからなくなつてしまつて、ど

の人がどういう仕事をしたかということになつていこうかと思ひます。それから、官民人事交流の適切な促進、それから政府全体としての適材適所の人材を進めるための幹部職員等の人材情報の総合的管理、人材情報を総合的に管理して、どこにどういう人がいて、どういうときにこの人を機動的に登用できるようにするということなどでございます。

公務員制度改革については、まさに中央省庁改革と並行して、着実に、大胆に進めてまいりたいと思っております。

○細田委員　また、きょうは人事院総裁にもお越しいただいて、ちょっと時間の関係がありまして、私はお願いでございますが、人事院ももっと大変自信を持っていたら、これは、我が人事院としては、給与の問題とか、いろいろ御責任の問題はありますけれども、民との交流の問題、あるいは研修をもっと充実させる、そうしてできるだけ縦割りの意識を減らす、そうして行革に取り組んだことが人事評価になるような体系をつくっていただきたいと思っておりますので、その点をよろしくお願い申し上げます。

それから、私は、時間の関係もございますので、地方分権に関連して、都知事選挙のときに提起された、都市と地方の諸問題で非常に重大な問題がありますので、ちょっと申し上げたいと思っております。

それは、新聞、テレビで、東京都民は百九十万円も税金を納めているのに六十万円しか返ってこないとか、百万円も納めているのに九万円しか返ってこない、新聞やテレビによって違いますけれども、そういうことを言っているんですね。全く都市の人たちに誤解を与えるような情報でございます。

実際の情報はどうかと申しますと、都の予算は六兆六千五百億円、膨大なものでございます。ごみとか福祉とか交通とか教育とか、さまざまございまして、千六百六十万、職員十七万人、職員一人当たり人件費一千八百二十万円、島根県は九百四十八万円ですから大分給料も高いようでございますが、こういった膨大な経費をかけております。これまでも行政投資は圧倒的に多い。そして東京都が最後になって赤字に転落した。これはバブルの崩壊のせいでございます。

では、国税をたくさん払っているじゃないかという指摘でございますが、これは後で自治大臣に質問させていただきますので、ちょっとお聞きさ

ださい。後で急に言いますと、わしへの質問かと言われると困りますので。

人口が九・四％の東京都が、国税収入は三一・一％でございます。しかし、これはなぜかというところ、日本じゅうで企業が活動して、上がった利益から法人税を本社で、たまたま東京都で納めるから、実に三一・一％も納めているわけでございます。大体、人口比で割ればいいわけでございます。

それから、源泉所得税は、人口九・四％に対して三一・八％も入ってきておるわけですね。これも同じです。地方の大企業の支店とかそういうところで働いている人から税金を取るわけでございますが、それが東京で仮に国に納められている。そして、法人税につきましても同じでございます。

そして、消費税に至っては三五・三％なんです。これは商社とか小売業の大手とか、本社で一括コンピュータ計算しますから、地方で消費された分も全部東京で上がっているんですね。したがって東京都において税収が非常に多いという形をなしている。それを地方交付税等のやり方によって地方にまた還元するという仕組みでございます。

これはもう自治大臣への釈明に説法になってしまいましたが、私は国民の皆さんにもそういうことがあるということで申し上げたわけでございますが、そういうことで間違いございませんですね。

〔杉山委員長代理退席、委員長着席〕
○野田（総）国務大臣　そういう議論がかねてから、都市対地方という中で、時々なされることあります。

しかし、今御指摘ございましたように、基本的に、法人が納付する法人税などの国税というのは、企業本社所在地で一括納付が認められているからそういう数字になっておるわけですね。今御指摘のありましたように、例えば法人税について、四一％が東京で納付されておりますが、実際東京都の全国シェア、これは都内総生産の

シェアで見ますと一七・一％程度である。しかし、法人税収はそういう形で東京に集中する。あるいは給与の支払い、源泉所得税は約三二・二％が、都道府県民税ということになりますと、東京は全国の一五％程度である。

あるいは消費について、今、消費税は本社所在地のようなことで三五％程度でございますが、小売業の年間販売額のシェアで見ますと全国の一二・一％程度。大体そういう数字。

したがって、結果的には、東京には経済や人口の活動規模以上に国税の納付額が集中する。その結果、全国の三、四割程度が東京で納付されるものであります。ただ、それをもって東京都民が活動した成果を国税として納めているというふうに見るのは、いささか問題が多いのではないかと。

ちなみに、地方税それから地方交付税、国庫支出金、こういったものの都民一人当たりの額が約六十万三千円ですが、全国平均が約五十四万八千円でございます。そういう点で、全国を一〇〇とすれば東京都は一一〇という数字になっております。

○細田委員　私は地方選出の議員でございますが、そして一番お金をもらっているんじゃないかという島根県の議員でございますので、あえて申し上げます。

ただ、問題は、私は都会の人がいろいろおっしゃらないでいただきたいのは、事実に基づかないような論調が今出てきました。この間の選挙でも、したがって、本当のことは何か。確かに東京の方が不利な面もあるかもしれない。そして地方が非常に不利な面もあるかもしれません。上下水道も地下鉄も公共施設も福祉施設も河川もみんなおくれであるわけですね。地方の思いというのがある。

そのときに、日本の都市住民と地方住民がお互いに敵対関係にあるような、そしてお金を奪い合っている、おまえが悪い、おまえが悪いというふうなことで不幸であります。

私はこれは何のために聞いておるかというところ、地方分権の根幹というのは、乏しき財源を、今ど

の地方も困難でありますし、東京都だって今までのように楽じゃなくなっているわけですから東京都のことも考えなければいけない、石原知事のもので考え直さなければいけないわけでございますが、それを適正配分していく。そのためには、今のような税の仕組みですとか、地方と国との間が親密に連携関係をとって、ではこれで正しい平等な結果ですね、こういうふうにしていかなければならないという意味で、この法案に関連するということでも申し上げたわけでございます。

今後、過疎法あるいは合併の促進ということでもさまざまな地方に対する問題が出てまいります。この地方分権法の実施に伴いまして、地方対策として過疎対策、あるいは農山村振興とか離島振興もございまして、そういった面での施策をおろそかにされないようにお願い申し上げます。

東京と地方ということ考えた場合に、例えば東京都の国会議員は不当に数が少なくて半分しかいないんじゃないかと言っている人があります。念のために申しますと、東京都の人口は九・四％おられます。そして衆議院議員は、小選挙区二十五、比例代表十九人で、四十四人おられますが、八・八％、若干低い。これは法律のあれがあるのですがね。ただ、二倍とか二・五倍とかいうんじゃないかと、東京都内にどういふことが起こっているかという、三十六万八千人で一つの選挙区である青梅とか西多摩とか、一方、五十四万人あります府中とか調布とか狛江の選挙区というふうにして、全国の選挙区はいろいろ分かれております。

私は、東京あるいは大阪、神奈川等都会の方の認識についても申し上げたいのでございますが、政治的に非常に自分たちの意見が反映されにくくなっているんじゃないかとか、お金を余計取られて、もらえていないんじゃないかという認識がだんだん広がっています。政党もそれを利用するかのような議論もあります。しかし、これは日本国にとって不幸でございます。むしろ、都会あるいは地方、それぞれに尊重していかなければなりません。

るので、そしてそれぞれ自立していかなければならぬ。内閣挙げて適正な議論をしていただきたい。そのことは心からなるお願いです。東京の与謝野大臣もおられますし、また群馬の総理もおられます。

総理大臣、最後にぜひ、そういった中央、地方のいろいろな問題について、そして行革全般について、よくわかったのでやりますということだけお願い申し上げます。

○小淵内閣総理大臣 都会も地方もあわせて日本でございまして、日本全体が公平に発展のできますように、ただいまの細田委員の御意見、十分拝聴して対処いたしていきたいと思っております。

○細田委員 ありがとうございます。

たくさん質問通告をしましたが、お答えいただかなかった大臣に、失礼の段、おわび申し上げます。ありがとうございます。

○高橋委員長 次に、西川太一郎君の質疑に入ります。

○西川(太)委員 早く議員同士のディベートができる仕組みにしてほしいと思います。

と申しますのは、不肖私、国会に出させていたで、まだ六年ほどでございますが、その前十六年間、東京都議会議員でございまして、ただいまの細田先生の御質疑には若干、というより大いに異論のあるところであります。

例えば、東京は一日に三百万人以上の方が他府県から流入してこられます。その方々がもし東京で事故にでも遭われれば、警察が出動し、救急車が出て、その経費は都民の税金でかなりの部分補っているわけでございまして、そういうような経費も含んでいるということも御承知をいただきたいし、税金は確かに上がるけれども、全国でたった一つ交付税の不交付団体になって、富裕団体論というのが長く議論になっている、こういうお勉強もひとつしていただきたい、こういうふうな思ふわけであります。

さて、それはいずれ細田先生と親しくお話をす

ることとして、私はまず、いわゆる地方分権一括法についてお尋ねをしたいと思います。

ジェームズ・ブライスという、十九世紀から二十世紀にかけてオックスフォード大学で活躍した思想家であり、英国の駐米大使もお務めになった碩学がおられますが、この方が、民主主義の学校は地方自治である、または地方自治は民主主義の学校であるということ、一番地方分権制が進んでいる英国の代表としてアメリカでお話になったことがあります。

私は、この質問に入る前にいろいろと調べてまいりましたけれども、今度の地方分権の一括法といふものが明治維新や戦後の諸改革に匹敵するものである、こういうことを総理も御答弁で昨日お述べになりましたし、質疑者からもそういう指摘があったわけであります。

明治維新も戦後の諸改革も、いわゆる国際社会の一方的な要請を受け入れて新体制をつくるという意味では似ておりますけれども、改革の大きさははなれて質を取り上げたときに、今回の改革は、一見地味ではありますけれども、国際社会の中で、経済も社会制度も文化も含めていわゆる大改革をやらなければ日本がもたないんだ、国際社会の中で打ち打ちの国になるためにはここで思い切つてやらなくちゃいけないんだ、こういうことではないかと私は思っておりますが、総理の御見解をま

ず冒頭承りたいと存じます。

○小淵内閣総理大臣 全く御説のとおりと認識をいたしております。やはり、明治維新そして戦後の改革に引き比べましても、まさに二十世紀を前にいたしましてのこの改革といふものを成功させなければ来世紀はないというくらい大きなテーマであろうと考えております。

そういう意味で、前内閣も、いわゆる六大改革をいたし、そのまず第一に行政改革をうたいましたが、それだけ改革には皆つながりがあることでありますけれども、まず三権の中で特に行政にかかわってきちんとした対応を考えていかなきゃ

ならないと思ひますし、あわせて、この地方自治の点につきましても、今委員の御説のとおり、英国の碩学が申し上げるまでもなく、私は、日本にとりましても、中央集権的な旧来の体制から、まさに中央と地方とが横の関係としてきちんと相協力しながら国をつくり上げていくという形での極めて大きな改革であると認識をいたしております。

ぜひこれが成功し、そして将来にわたって日本がより一層発展のできるような基礎をつくり上げていきたい、この念をもって対処いたしていきたいと思っております。

○西川(太)委員 要するに、ブライスが言う民主主義は地方自治によって教育を受ける、育つ、こういうふうな考えるならば、やはり身近な問題を身近なところで決裁をし、そして実行に移し、よってもって住民、国民の重要な負託に地方行政もこたえていかなければならない、こういうことだと思ひます。

そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、第一点は、このたびの機関委任事務の廃止によっていわゆる自治事務と法定受託事務というのに分かれるわけでございまして、特に自治事務は、今までのいわゆる国の許可を、または国の主権といふことが主権といふものです。そういうものがかぶせられたものがかなりの部分地方自治体の独自性に任される。私は、これだけでも大きな第一歩だ、こう思うわけであります。問題は、さらにお尋ねをしたいことは、いわゆる法定受託事務を地方の議会が条例化したというときに、これはいわゆる法令の明示的委任という難しい言葉がありますが、要するに法律で、それはおたくでやっています、こういうことが許されたものだけに認められるというふうな聞いておりますが、いかがでございましょう、自治大臣の御見解を。

○野田(毅)国務大臣 今回の法案におきまして従来ございました機関委任事務制度が廃止されることになる、そして地方自治体で処理する事務は、この結果、いわゆる自治事務と法定受託事務と二つ

に分類をされるというのは、そのとおりです。

そこで、今回の改正案の結果、地方自治法第四十条第一項の規定で、法令に違反しない限りにおいて、自治事務であると法定受託事務であることを問わず、条例制定権の対象になるということなんですね。この場合、条例制定の制約となるのは、その条例が規定する内容に關係する個別の法律の規定及びその解釈ということによるわけですが、いずれにせよ、したがって、法定受託事務につきましても、法令の明示的な委任を要さないで条例を制定ができるようになったということでありま

す。

ただ、実際には、法定受託事務については、法律や政令などでその処理の基準が定められている場合が多いわけでありまして、結果的に、条例を制定しなければならぬ余地といふのは少なくなるであろうといふことは想像されます。

○西川(太)委員 その点について後ほど再度お尋ねをいたしますが、次に、関与の見直しについてお尋ねをしたいと思ひます。

今まさに関与のあり方というのは、予算面の関与もあれば、許可、認可の関与もあれば、いろいろ今まであったわけですが、そうした中にはどうも不必要な関与と言つては言い過ぎかもしれませんが、もう少し自治体でできるという関与が見直しの対象にならなかつたのか、なっているのかをお尋ねするわけです。

これはまず関谷建設大臣にお尋ねを申し上げたいのでございますが、例えば、大都市における都市計画事業の認可というものは、これは相変わらず、困難または不適切な場合という条件、ただし書きがついておられますが、全く一〇〇%地方自治体に任されているわけではないという事実がござい

というふうに私は思うのですが、その辺をお尋ねしたいと思うわけであります。

包括的な指揮監督権というものを国がいつまでも持つてはなくて、大切なもの、きのうもいろいろ御議論ありましたけれども、国家として国民の安全と平和と繁栄を守るために必要なものは国家が優先するのは、これは自明の理でありまして、私は、そういう意味では、国を尊重する自由というものは自治体には認められていないし、国民にも認められていない、我が国憲法はそのことを絶対に許してはいないと思っております。健全な批判と絵のないところに絵を上げる議論とは違うということをはっきり申し上げておきたいのです。

そこで、このような具体的なものについて、これを地方に移すということはとてもよいことではないか、こう思うわけでございますが、大臣の御見解を承りたいと思います。

○関谷国務大臣 まず最初の問題でございますが、まだ国の認可を必要とするものが多いということでございますが、ただ、そういう中におきましては、都市計画事業におきましては、どういたしましてその施行者に対して土地収用法上の収用権限が付与されるということがあるわけでございまして、土地の関係権利者に対し非常に大きな影響を及ぼすということがございます。

ですから、そういう観点から、強制力の発動等に当たっての公平性あるいは中立性というものを確保するため、第三者による審査が必要という、そういう土地収用法と同様の考え方に基づいて、都道府県が施行する都市計画事業については引き続き建設大臣の認可が必要という今認識にございます。

これはやはり日本独自の考え方だろうと思いますが、やはり土地というものは大きな財産という考え方が私は国民にはあると思うわけでございまして、まだ公共性というものが優先されている感覚は、正直私はないのではないかと思うのです。ですから、そういう考え方になってきたときには、こういうことを外すということも自然的に

なってくるのではないかと、これは私の私的な考えでございますが、そんなことを思ったりいたしております。

それから、河川の問題でございますが、これもそういうようなことで、今河川審議会というものをずっと行っておりまして、この十一年の五月二十四日にも第六十六回の管理部会などを開催いたしております。

それで、河川審議会におきましても、河川管理に関する国と地方の役割分担についての中間報告を行う予定になっておるわけでございまして、それを踏まえまして策定いたしました直轄管理区間の指定基準に沿って、平成十一年度点検を行った上で、平成十二年度を目途に関係地方公共団体との調整を河川につきましまして現に進めていきたいと考えております。

ですから、この都市計画事業におきましては、私はまだ国の縛りを保持すべき時点ではないかなと思っております。

○西川(公)委員 あえて大臣に反論して恐縮でございますが、私は、不要であり、廃止をすべき時期に来ていると信じております。

それから、自治大臣にお尋ねをいたすわけでございますが、この法案の精神にのっとり、先ほど御答弁賜りました、法、政令によって法定主義的に条約の制約といえますか、そういうことになるべくつながらないような立法を確保していただきたいと思ひますし、そのための対策もぜひ講じていただきたい、こういうふうにお願ひを申し上げておきますが、御答弁いただければ。

○野田(毅)国務大臣 今、国から地方公共団体に對する関与の一つの事例として、二級河川についての御議論がございました。この点は、今回の法改正案の中で非常に大事なポイントの一つでありまして、これまで機関委任事務については、いわゆる包括的指揮監督権というのがありまして、これに基づいて、個別の法律や政令の根拠なしに、さまざまな形で地方団体に関与がなされてきたわけでありまして、今回の改正によって、この包括的

指揮監督権が廃止をされた。

そこで、関与については、地方自治法において法定主義の原則というのを今回定めたわけであつて、したがって、今後、関与は、法律または法律の委任を受けた政令において規定しなければならぬということになったわけでありまして、そういう点で、国会においてその適否を十分に御審議していただいた上で関与というものの内容も決まってくることになるであらう、そういう点で大きな前進である。

いま一つは、国が関与を行う場合には書面主義などの手続ルールが適用されるということになりまして、公正、透明性が非常に飛躍的に高まってくるというふうに期待をいたしております。

それから、関与に関して、国からの関与があった場合に、それにいろいろ問題意識を持って、不満があるというような場合には、この関与にかかわる係争処理制度を今回新たに設けるということにいたしましたわけでありまして、そういう点で、関与の適正ということを制度的に保障するということもできた、こういうことであります。

そういう点で、いろいろな、今、関与についての従来からの不明朗と言われるような点だとか問題を指摘されていた部分については、大幅に前進をすることになるというふうに考えております。

○西川(公)委員 結局、人間の一般性向として、決定に参加するればそのことに責任を持つという大原則があると思うのです。議会とか自治体、国家の行政組織も、そういう責任を求めて規律を決めたり、いろいろあるんだと思ひますね。

そういう中で、やはり地方自治を促進し、分権を一括して促進するという第一歩を踏み出すわけでありまして、これはもうぜひひとつそういうことを考えていただきたい、こんなふうに思ひます。

そこで、次は、国の直接執行事務についてお尋ねをしたいと思ひます。これは、今回の法律改正では、いわゆる地方事務

務官を廃止して、そして駐留軍、こういう方々のための労務者、また職業安定関係事務、こういう労働行政が国の直轄的なといひますか、直接執行事務といひますか、これになるわけでありまして、

しかし、例えば、東京の例を引いて恐縮でございますが、高年齢者就業センターの人材開発事業とか、高年齢者の就業相談所の事業でありますとか、専門学校の新設、特に技術系専門学校の修了生の職業紹介事業、こういうようなものは、雇用情報は地域の特性を持ったものが不可欠であります。

そういう意味では、国の直接執行事業になるとしても、地方自治体との情報交換や緊密な連携を持ってこの地方分権の指針をしっかりとやっていただきたい、こういうふうに思うわけでございますが、甘利労働大臣にこれはお尋ねをいたします。

○甘利労働大臣 職業紹介を中心とする雇用政策に関しましては、現在の体制、御指摘のとおり、労働省本省がありまして、それから都道府県に雇用安定主務課というのがある。それから現場に職業安定所があるわけでありまして、その真ん中の部分の雇用安定の課というのが、身分は国家公務員で、知事の指揮下に置かれるという地方事務官であります。これを、国と地方の業務をしっかりと分けて、責任体制をはっきりするという意味で、国に名実ともに一本化するということでありまして、

が、その際に、先生御指摘のとおり、都道府県、地方自治体が出ています雇用安定の業務と国の業務というのはいずれも連携を、現状もしているわけでありまして、それが今後ともちゃんとできるかという話だと思ひます。

そこで、私も、今回の地方分権推進一括法の中に雇用対策法の追加項目を入れております、一部改正をしております。そこでは二つのことを規定しております。

一つは、国の施策とあわせて地方も雇用対策の施策を協力してやっていくという方針、ということと、それから、今先生が御指摘の、国と地方の連携を密にしたい。御指摘のように、国に

は求人情報であるとかあるいは労働市場情報がありまじ、都道府県にはその現場の企業情報であるとかあるいは生活関連情報があるわけでありまして、それが両々相まってうまくいく体制を今後ともしっかりとやっていく、むしろ、さらに強化をしていくというところで対処をさせていただいていくところであります。

御指摘の点をよく踏まえまして、遺漏なきように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○西川(大)委員 雇用問題が極めて深刻な時期だけに、どうぞしっかりとお願いをしたいと存じます。

次に、このたびの地方自治法の方の改正で、いわゆる特例市制度というのが導入されることになりました。これは、人口二十万人以上の市を対象とした特例市というものをづくり、いわゆる中核都市に育てていく、そして将来はいわゆる都市間の、町村の合併などもっと進めていく、こういう意図があることはよく承知をいたしております。

具体的に何うのでございますが、東京二十三区は、仄聞するところ、特例市にはしない、こういうことのようにありますが、その根拠は何かということ。昨年の自治法の改正で、東京二十三区は普通の市並みの行政をこれから将来にわたって行える、こういう改革をして、私もその際に質問に立ってお尋ねをしましたが、例えば、二十三区とこう分けておりますけれども、人口が百万人を超えるような地域というのがこれらだ出てくるわけでございます、少なくとも二十万人を超えていくという区はたくさんあるわけでございます。百万を超えていく区はないですね、まだ。それで、東京二十三区は、御案内のとおり、市街地が連続して一体になっているわけですから、二十万あるうがあるまいが、中核都市としての機能は十分に発揮できるわけでございます。

まず、そこで整理をすれば、二十三区を特例市と認めるのかどうかということが一つと、それから、認めるならば、人口の要件は、東京だけじゃありません、地域によって若干の、二十万かきりじゃなくても、それに類するような地域は加えていくとか、そういうことにはならないのか、野田自治大臣にお尋ねをしたいと思っております。

○野田(総)国務大臣 結論から申し上げますと、今回の特例市制度創設に当たって、東京都の特別区を対象にするというところは考えておりません。それは、もともと東京都の特別区という制度は、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性、統一性の確保、こういうような特別な必要性から特に設けられた制度であるわけですから、そういう中で、特別区におきましては、今回特例市に移譲される事務のうち、開発行為の許可などの事務を既に持っている。指定都市が行うこととされている事務の一部や保健所設置市の事務を既に持っているというような特殊な、それこそ特別な形になっております。そういう点で、今回、特例市制度に基づいて、いわゆる事務移譲の法律根拠は十五法律ということですが、特別区にあっては、既に四十二の法律に基づく事務が移譲されている、既に四十二の法律に基づく事務が移譲されているという現実もある。そういうようなこともあって、特別区については、特別区の存続の区域における行政の一体性、統一性の確保の観点から、今までも指定都市制度や中核市制度の対象とはされてこなかったわけでもあったわけですが、今回の特例市制度についても同様の仕切りを、整理をさせていただいたということなんです。

ただ、今御指摘ありましたように、特別区へのさらなる権限移譲の問題については、昨年の国会で関連法案が成立した都道府県制度の改革の趣旨を踏まえて、住民に身近な行政はできる限り身近な団体に担ってもらいたいということを基本として、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。また、都におきまして、特別区の行政能力などに着目をして、必要に応じ、今回新たに創設される条例による事務処理の特例という制度を活用していただいて、都から特別区に対する権限の移

譲ということについてもいろいろ御配慮いただくということであれば、今の西川委員の御趣旨に沿った仕事ができるのではないかとというふうに考えております。

○西川(大)委員 野田大臣にお願いを申し上げたいのは、ただいま答弁の後段部分、特に最後の部分につきましては、いわゆる法、政令で、法定主義にこだわらず、やはり地方分権を進める、それを負担する能力のあるところには、ひとつ特別の配慮をする。全国一律に、失礼な言い方でございしますが、二十万を超える地域もあれば、またこの後この問題に触れますが、二十人くらいのところと同じ物差しで、均一的な網をかぶせるというのではなくて、ひとつ、二十三区といいますが、東京の中核の立場もぜひ御理解いただきたい、こういうふうにお願いをしたいと思います。

続いて、第二次地方分権推進計画、これをこの三月に政府が作成されて審議がこうして進むわけでございますけれども、その中で、公共事業のあり方の見直しを取り上げて、国の役割分担を見直した上で、事務事業をできる限り地方自治体にゆだねようとしております。

この内容自体は、行政改革や地方分権の推進に大きく資するものであって、着実に歩みを確保していく必要があると思います。しかし、計画では、具体的内容については関係審議会等で検討するということ、私どもからすれば、また審議会がここへ出てくるのかという感じ、なせもっと政治主導でできないのか、極めて消極的な姿勢だというふうに言わざるを得ません。

今後公共事業を具体的にどうやって見直していくのかということをお伺いしたい、総理には、あわせてこの第二次計画を中央省庁改革に適切に反映させていくことをおっしゃっていますけれども、どのように反映されていくのか。

この問題については、実は本会議で内閣総理大臣が御答弁をされましたので、大方の総理の御考えは承知をしているつもりでございますが、この機会に改めて、国民の皆さんに御決意ととも御感想を賜ればというふうに思います。それで、具体的な問題については太田行革担当大臣から言っていただければいいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 第二次地方分権推進計画につきましては、移行の問題について御叱正とも承りましたが、公共事業についての国と地方との適切な役割分担のもとに協調、協力して事務を進めることが必要であるという観点から、これまで地方への権限移譲、補助金等の整理合理化などを進めてきておるところでございます。

今後とも、第二次地方分権推進計画に沿って、直轄事業の一層の基準の明確化、範囲の見直しや統合的な補助金の創設等、公共事業の適切な遂行に取り組む考え方でございます。特に、直轄事業及び直轄公物の範囲の見直しにつきましては、基本方針は計画に明示されておりましたが、これを踏まえ、関係審議会等において具体的内容について鋭意検討をいただいておりますところであります。

できる限り早い機会にその結論を得て、必要な具体的措置を講じ、縮減を図ることとしたしておりますが、重ねてあります、御指摘のように、せっかくいただいたのであります五次答申を受けての問題でございますので、政府部内、それぞれ関係省庁たくさんございしますけれども、こうした問題については建設大臣を中心にいたしまして御検討を願っております。結論を早く得たいと考えております。

○太田国務大臣 直轄事業の見直しとそれから補助金、補助事業の見直しにつきましては、今委員からも御指摘がありましたように、第二次地方分権推進計画で具体的に言及しておるところでございますけれども、これは、早いものでは来年度の予算要求から出てまいらると思っております。そういうふうに審議会に諮って先延ばしするというようなことではございません。

なお、直轄事業の移行につきましては、相当広い範囲にわたって直轄事業に移行することが、地方の方は損をするのではないかと、こういう懸念も

機に改めて、国民の皆さんに御決意ととも御感想を賜ればというふうに思います。それで、具体的な問題については太田行革担当大臣から言っていただければいいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 第二次地方分権推進計画につきましては、移行の問題について御叱正とも承りましたが、公共事業についての国と地方との適切な役割分担のもとに協調、協力して事務を進めることが必要であるという観点から、これまで地方への権限移譲、補助金等の整理合理化などを進めてきておるところでございます。

今後とも、第二次地方分権推進計画に沿って、直轄事業の一層の基準の明確化、範囲の見直しや統合的な補助金の創設等、公共事業の適切な遂行に取り組む考え方でございます。特に、直轄事業及び直轄公物の範囲の見直しにつきましては、基本方針は計画に明示されておりましたが、これを踏まえ、関係審議会等において具体的内容について鋭意検討をいただいておりますところであります。

できる限り早い機会にその結論を得て、必要な具体的措置を講じ、縮減を図ることとしたしておりますが、重ねてあります、御指摘のように、せっかくいただいたのであります五次答申を受けての問題でございますので、政府部内、それぞれ関係省庁たくさんございしますけれども、こうした問題については建設大臣を中心にいたしまして御検討を願っております。結論を早く得たいと考えております。

○太田国務大臣 直轄事業の見直しとそれから補助金、補助事業の見直しにつきましては、今委員からも御指摘がありましたように、第二次地方分権推進計画で具体的に言及しておるところでございますけれども、これは、早いものでは来年度の予算要求から出てまいらると思っております。そういうふうに審議会に諮って先延ばしするというようなことではございません。

あったわけですが、そこは大胆に進めていこうとごさいます。

○西川(大)委員 私承知している第二次地方分権推進計画の中には、ただいま大臣がいわゆる審議会に依存するのじゃない、こういうことであるが、そのことは明示されているように思うのですけれども、ひとつ私の言わんとするところをお酌み取り願いたいと思っております。

次に、機関委任事務を廃止するのですが、数え方によるのですけれども、個別に数えると二千種類を超えるとか、あとは法律に沿って数えるとかいろいろの方法があるようですが、それぞれ、俗な表現で言えばただ働きをさせたり、場合によっては費用を持ちたりというのが機関委任事務にはあるようでございますが、全額持つなどというところはない。それは一つの、国と地方の役割の問題でしょうから、それは理論的にあるんだと思えます。ただ、やはり権限を移譲したら税財源もつけてやってくれ、こういう先ほどの自由民主党の山口先生、細田先生の御主張、そのほかの皆様の御主張、ごもつともだというふうに思います。私も、このことは同じように、ぜひ地方の独立した経営ができる財源を保障してあげてほしい。

そうしますと、その中の一環として、起債の許可というのがあるわけですね。私が都議に当選した五十二年のころは、いわゆる一件算定方式と書いて、自治省が、一つ一つこういうことをやりたんだというのを、箇所づきで、はつきり書いて口を挟むというか、許可を非常に強く持っている。それが、しばらくたって方式と書いて、これを、これでこういう関係の事業をやりなさい、こういうふうになった。ところが、今回は、起債を許可するかどうかは自治大臣の許可じゃない、むしろ協賛の対象にしよう、こういうふうな一段進めていただいたわけでありませう。

ただ、その経過期間が平成十七年というのは少し長過ぎるのじゃないか。こう思うのが一点、さっきから申し上げましたとおり、財政力の大小や喫緊性や人口の大きさや、いろいろなインフラ

ストラクチャーを整備しなきゃならないという財政需要の必要性といいますが、そういう物差しではなかったときに、全国一律で平成十七年までというのはいささか画一的ではないか、こう思うのですが、いかがでございませうか。

○野田(総)国務大臣 起債の許可制度については長年の懸案でもございました。そういう点で、今回の法改正において、平成十八年度以降は許可制度から協議制度に移行するということになったわけですね。その中で、もっと早くそっちへ移行できないうちから御趣旨だと思っております。

これは、率直に申し上げて、そういうことができないかという点も真剣に検討もいたしましたが、しかし、率直に言って、今現在の地方財政の状況というのはかつてない深刻な状況でもありまして、急激に悪化している。そういう点で、こういうような状況下で、原則自由な発行ということになりまます協議制度に直ちに移行するということになれば、結果として地方債全体に対する市場の信用というものを損なってしまうのではないかと。あるいは、地方団体自身の中かなりの強弱の差がありまます。財政あるいはいろいろな意味で地方債を消化する上です。そういう意味で、現在でも力の弱いところに対して、いろいろな政府資金なり、いろいろな資金を組み合わせて、いわばその消化のお手伝いを許可制度ということを通じてやっていくというところも現実の姿である。そんなことから、直ちにそういうことに行くのは難しい。

しかし、少なくとも財政構造改革法、これは停止されたわけですが、一応そのときに平成十七年度までは財政構造改革は達成するのだというように基本的な方向があった。我々もそういうことを、法は停止はされたけれども、それまでに国の経済も立て直し、財政構造改革の道筋もちゃんとつくっていくというのを前提にして、平成十八年度からはそういう協議制度に移行しようというようにしたわけですね。

ただ、その中で個別の団体についてかなりの差があるんじゃないか、全部一視同仁に扱うのはいか

がなものでかというような観点もありますので、そこへ行くまでの移行過程の段階でも、何らかの形で事実上協議制度に近い運用ができる方策を考えたいということですね。今現在真剣に検討しております。段階であります。おおむね、起債制限比率なり、あるいは経常収支比率だとか、そういうこととだとかを参考にしながら、その種のことを私たちがこれから早急に検討してまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○西川(大)委員 時間が参りましたので、最後に、私の同僚であり友人である三沢淳議員が、先日、総理大臣にシカゴの始球式のお相手を務めたといいますが、練習をした。その際、総理が硬球をこういうふうな最初からチェンジアップ型で握っていて、それで三沢さんがそれを、指を合わせて、速球型にというか、速球では決まらなかったけれども、ストレート型に、こういう、結果的に日米親善に大いに役立ったわけでありませう。

その三沢君がおっしゃるには、政界というのはチェンジアップも必要だろう、だけれども、やはり真つすぐで速い球を投げてほしい、こういうことを、きょう彼は質疑の立場にないので私がかわってそのことを申し上げますが、その道の専門家の言というのは非常によいものがあります。どうぞひとつ総理におかれましては、日本改革にスピードが速く真つすぐな、そうした球を投げていただきたいと思います。御決意を伺って、質問を終わりたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 御激励をいただきました。その気持ちで全力投球をいたしたいと思っております。

○西川(大)委員 どうもありがとうございます。

○高島委員長 次に、岩國哲人君の質疑に入ります。

○岩國委員 民主党を代表いたしました、質問させていただきます。

それからいろいろな改革が行われた、二番目の大きな改革というのは、戦争直後、マッカーサー占領軍によって数々の大きな改革がなされた、それを第二の改革となぞらえるならば、今我々がやらなければならないのは、第一の改革、第二の改革のような外圧ではなくて、みずからの力によってそれをやらなければならない、そういう決意を表明されました。私も全く共感いたします。

確かに、五十年前我々が経験いたしました日本の改革は占領軍によって行われたわけでありませうけれども、教育改革、農地改革、あるいは財閥解体、経済の民主化、証券の民主化、数々の改革が行われました。日本人は十二歳だからと言われて、日本の憲法までつくっていただいたのも五十年前でありませう。こうした数々の改革を経て五十年、今こそ我々が、痛みを覚えながらも、この改革をやり遂げなきゃならない。ぜひともそのような改革を実行していただきたいという期待を込めながら、しかし、この中央省庁の改革あるいは地方分権等については数々の疑問も存在します。その点を検証させていただきたいと思ひます。

海部内閣のときに、鈴木永二会長を会長として、第三次行革審と言われる臨時行革審が行われました。当時私は出雲市長でありましたけれども、鈴木永二会長の御指名をいただいた、私は二年余りその専門委員を務めさせていただきました。国の形と行政サービスの改善のために少しでも貢献したいと、毎週私は上京し、二日間ほど仕事をさせていただき、大変いい勉強をさせていただいたと思っております。私は、それまでの三十年間の、経済の世界の合理的な感覚、あるいは特にスピード感覚、それに比べて、地方行政の現場は、まさにしがらみ、非合理性、あるいはスピード感の欠如、全く対照的な二つの世界の経験をさせられたことになりました。

そうした経験を踏まえて、私もメンバーとして数々の提案を鈴木行革審で行ってまいりました。残念ながら、そのほとんどは、利権組織を背

景とする政党や、あるいは官僚の反対で日の目も見なかったり、車検期間の延長などはその一つの例であります。あるいは、最終報告で盛り込まれたけれどもたまたまならなくなってしまったものや、骨抜き、たまたまならしを免れて、そしてようやく実現したというものは、パスポート期間の延長であるとか、あるいは外務省や環境庁の充実などが挙げられると思います。

こうした日本の行革の取り組みについては、韓国も大いに注目しております。韓国も、数々の行政改革を金泳三大統領以来やってきております。つい最近行われたのは、先週発表された行革であります。韓国の行革を担当している大臣は金紀範さん、この人は野党の国会議員でありましたけれども、現在の内閣の行政自治長官を務め、十年來の私の友人でありますけれども、非常に熱心に韓国の行革に取り組んできております。その金紀範長官も、日本の国会における行革の取り組みというのを大いに参考にしたい、参考にしたいだけではない、できれば日本よりも早く実現したい、そういう意欲に燃えております。

韓国の行革と日本の行革とを比べてみますと、大きな違いはスピード感覚です。先週発表された行革案に基づいて、もう新しい内閣を韓国は発表しております。そのようなスピード感覚の欠如というものが日本の行革の一番の欠点ではないかと私は思います。

昨日も、またけさほども、行革委員によってこの行革の評価が行われました。また、大臣席からいろいろな評価がありました。こんなに早く行革が実現する段階に来るとは思わなかったという郵便長官の発言も、あるいは我が国の歴史では初めてであるとか、こういった手裏めのコメントも数多くありましたけれども、行革を今やるということは、意外なことでも我が国初めのことでもなくて、消費税三%を五%に上げるというのも、これは我が国初めのことでした。

そして、今回の行革は、二年前に行われたその消費税を上げるというときの担保に行革の実行を

入れたものではありませんか。三年前の総選挙のときに、総理、覚えていらっしゃいますか、消費税をまず最初に上げてそれから行革を実行するか、それとも行革を実施してからでなければ消費税を上げてはならないという新進党その他の党と、この対立点を中心にあの総選挙は行われたわけでありました。

総理、この点、覚えていらっしゃいますか。行革を必ず実行するという前提で消費税をまず上げて、覚えておられると思いますが、御確認、お願いいたします。

○小淵内閣総理大臣 前提ということ、今御指摘がありました。行革というものの対してきちんとした責任を負っていかねばならない、政府自体もきちんとした対応をするということと同時に、消費税の増徴ということにつきましても、国民的負担を求めることでもありますので、双方これを實現していかねばならぬという考え方でスタートいたしておると思っております。

○岩國委員 当時の総選挙においては、行革なくして消費税増徴なしということが新聞の論調に随分行われておりました。それに対して自民党は、説得に説得を重ねて、行革を必ずやります、そのために消費税を上げることは必要です、こういう国民への説明をされたわけですね。野党側新進党は、今までも何度も約束しても実行されないから、消費税を上げるならば、まず行革を実施してから、それから消費税を上げるべきだと。この二つの、消費税が先か行革が先か、結果は今や明々白々、消費税を据え置くことこそ正解だったのです。消費税を上げる、景気は下がる、所得税を上げる、株価は下がる、医療費負担を上げる、預金利子は下がる、その結果、上げてふえるはずの税金が逆に減ってしまったではありませんか。そして、行革は今までおくられてきたのです。

こんなに早くという率直な感想は、私は間違っていると思います。もっと早くやるべきだったのです、消費税は二年前にもう既に上がっているの

ですから。そういった、第一党の自民党としての公約の責任の重さというのを痛感しながらしつかりと行革を實現していただきたい、それが私の願いであります。

その選挙戦の最中、意外なことが起こりました。党の公約に反して、私は行革が實現するまでは消費税を上げることに反対です、そうおっしゃった方がこの部屋の中にもいらっしゃるかもしれません。正論だと私は思います。そういう正論を堂々と披露されて、それに対し世間は喝采し、そして支持票を集められました。

当時の世論調査によりますと、消費税を上げるべきでない、行革をまず実施しろというのが圧倒的な世論でしたから、新しい選挙制度、小選挙区制のもとでは、五以上の票をいただくために、その世論を無視するということはできない環境の中だったからです。

行革をまずやるべきだ、それまでは消費税上げません。欲しがりません、勝つまでは。そして、正論で当選された方がたくさんおられます。そういう自民党の候補者に対して、党を代表された当時の加藤幹事長は、確かに困られたらうと思えます。困りながらも、新聞には、自民党は自由で民主的な党だから、こういう言いわけをされました。

確かに、私は、自由で民主的なところはいいと思います。しかし、大事な選挙公約において党の公約に反して、しかも、その後で開かれた国会の中で、それに反した行動をする。そのような自由とか民主的というものは、国民を侮辱する自由で民主的な態度だと私は思います。総理、御所感をお願いいたします。

そういう党の公約に違反して、次々といろいろな方が当選された。私は、そのようなことを加藤幹事長が、自民党のそれがいいところですよ、いいところですよとおっしゃらなかったかと思えますが、自由で民主的なところだから、そのように党の公約だからといって一言一句同じことを言う

必要はないのかのごとく新聞には説明されたのです。これについて、総理の所感をお願いいたします。新聞ではなくて、事実だったのではないですか。

○小淵内閣総理大臣 総選挙のときに、それぞれ党としての基本的な考え方もござります。また同時に、それぞれ候補者になられた方々が自由な発言をし、そのことを選挙民に問うという場合もあるうかと思っております。

党を預かる立場からいえば、党のきちんとした公約ののっとって、その推進のために、特に税を引き上げることにつきましては、国民の大きな痛みを伴うことではござりますので、選挙における主張としては大変厳しいわけではござりますけれども、当時の橋本総理、総裁みずからこの苦痛に耐えて国民の理解を求めてきたわけではござりますので、ぜひ、党員としてはその総理、総裁の意思に従って国民を説得し、御理解をいただきたいと思っております。どうか、いかなければならないと考えております。

先ほど、行革と消費税の引き上げについてお話がありました。これは、当然関連することではござります。しかし、税の引き上げというものはそれなりに多くの必要性があつて行つてござります。まして、当時の消費税の二%引き上げにつきましては、現下の社会保障制度をさらに拡充強化していくという立場から万やむを得ず国民の理解を求めたことではござります。この行政改革は、もっと大きな立場でこれは実行していかねばならないことではござります。関連はもちろんでござりますけれども、それとこれを一にするということでは必ずしもないと私は考えております。

○岩國委員 そういうお言葉をしっかりとあの総選挙のときにおっしゃっていただきたかったと思うのは、私だけではないと思えます。

私は今でも思っています。出雲市長当時、私の選挙区は竹下登元首相でした。消費税に対してこううたる反対の世論の中で、最終日、小雨降る街角で、堂々と消費税がなぜ必要かということ

訴えておられました。私は、一人の立派な政治家をそこに見た思いがいたしました。

それに比べて、この前の三割を五割に上げるのきあの、いかげんと言っては失礼ですけれども、結果的にはいかげんなことになりました。その方たちは、党に反した行動をとることによって票を集めることができたわけです。有権者は据え置きを強く望んでおったのですから。

そして、各党合わせて合計百四十人の方が、公約したことと違反した記名採決の行動をとられて、新進党の据え置き法案に賛成百五十五票、過半数には足りませんでした。そこに百四十票が加算されておれば二百九十五票で、過半数で、この消費税は据え置きで来ておったのです。経済的な災害ももっと小さかっただろうと思います。

私は、予算委員会、この部屋で質問に立ちました。人をだましてお金を集めた人、当時オレンジ共済の支部さんのことが問題になっておりました。人をだましてお金を集めた人は詐欺師と呼ばれて刑務所に入る、人をだまして票を集めた人は先生と呼ばれて国会に入る、両方とも立派な詐欺師ではないか、そのように申し上げたところ、私の発言はそこで中止されました。私は、今でもその発言は正しかったと思っております。たった一つの私の間違いは、そのときの予算委員長もその一人だったということを知らなかったということです。

総理が内閣を結成されてから、空間倍増計画を発表されました。この空間倍増計画、私は、政治改革、行政改革との連携のもとに、それとリンクさせながら、なおかつ国民の豊かさを求める、そういう総理の姿勢に私は感動しました。国会議員の数を半分に減らして国会の中の空間を倍増する、立派なこと。霞が関の官僚の数を半分に減らして職場のスペースを倍にする、これも立派な空間倍増です。

この空間倍増計画が発表されてから、昨年末、ことしの初め、私の選挙区世田谷区で、私は数々の空間倍増が実現しているのを見ました。リス

トラで社員の数が減って、半分に減って職場のスペースが倍増。二人暮らしのお年寄りが、おじいさんが亡くなっておばあさんの空間が倍増。海外へ旅行するお金がなくて海外旅行もできなくて、飛行機に乗れば座席の数が倍増。数々の空間倍増が実現しておりますけれども、たった一つ、国会の空間倍増も霞が関の空間倍増も、いまだに目の目を見ておりません。まず随分始めよ、空間倍増計画の最初は霞が関の職場のスペースの倍増から始める。そういう職員の大規模な削減ということに手をつけるべきではないかと思ひます。

この霞が関の空間倍増について、まず書類と権限を減らす。それは、民間と地方に渡すことです。その次に人を減らす。人を地方に渡す、あるいは民営化を進める。しかる後に、小さくなった二十二の省庁を、それから十三にまとめていく。これが私は手順ではないかと思ひます。総理のお考えはいかがですか。

書類も減らさない、権限も減らさない、民営化も進めない、そして、役人の数も一人も減らさないままに二十二の省庁を十三にまとめる。これは、小さなふるしきに包まれておったものを大きなふるしきに包みかえる、それだけのことでありませんか。大臣の数が一人でも減りましたか。副大臣の数を加えて、逆にこれからふえていくではありませんか。役人の数が一人でも減りましたか。一人も減っておりません。役所のコストが一銭でも減りましたか。一銭も減っておりません。逆に、役所の使う金がふえていっております。

これでは、何のための行革なのか。小さなふるしきを大きなふるしきに包みかえるだけの太鼓ろしき改革ではありませんか。大きなふるしきは風通しが悪い、中が見えにくい、ばい菌がふえる、汚職がふえる。官僚が高笑いして喜んでるじゃありませんか。総理の御所感をお願いいたします。

○小淵内閣総理大臣 御指摘の、手順についてお話をいたしました。なるほど、書類を減らし、権限を減らし、しこうして人員も減らしていくとい

うこのプロセスというものは、これは極めて大事なことであらうと思っております。しかし、長年、行政改革をそれなりに見てきた立場からいいますと、なかなかあって、そのような形として実現を見ることは困難な状況もありました。かつては一省庁一局削減という、局を減らすというようなこともございました。

いずれにいたしましても、今般、このようなかなりドラスチックな形で行政官庁を少なくし、そして局の数も課の数も減らすという今回の方法によりまして中央官庁がスリム化していくという中におきまして、必然的に権限も、移譲される分もございすけれども、少なくなり、あわせて結果的には省庁の中での仕事もそれなりに整理整頓されてくるということも極めて現実的な、考え方としてはとるべき手法と考えて、今回の措置をいたした次第でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○岩國委員 総理、先般、四月末から五月の初めにかけて訪米なさいました。そして、訪米されるその実質的な第一歩にシカゴをお選びになったということは、私は賛成であります。ポールのスピードはちょっと遅かったというコメントもありましたけれども、今までのこの国の首脳が行くところ、まずワシントンとかサンフランシスコとかいうところが多いわけですから、本場のアメリカというところに直球を投げ込まれたということとは非常にいい着眼点だったと、私は賛成いたします。

そして、私もその一日前にシカゴに入っております。四月二十九日、ボストンで講演をしておりまして、その日の朝のニューヨーク・タイムズに総理の寄稿されたその文章が掲載されており、アメリカの社会でも大変話題になっておりました。

これは総理自身がお書きになった文章ですか、英語ではなくて原稿の方でも、その点、ちょっと確認させていただきますか。四月二十九日のニューヨーク・タイムズです。

○小淵内閣総理大臣 「ジャパンズ クワイエット リフォームズ」ということでニューヨーク・タイムズに投稿させていただきました。

そのプロットといえますか物の考え方は、私が起草して、そして主張いたしておるところでございます。それを、特に日本語から英語にかえるというところにつきましては、委員御案内のように極めて微妙な感じがございすので、これはプロフェッショナルな方に見ていただきまして、投稿させていただきます。

○岩國委員 ボストンの北島総領事も、これは総理みずから手を染めてお書きになった、大変いいことだと非常に喜んでおられましたし、私も率直にうれしく思ひました。総理のお名前がアメリカの一流紙に、ロンドンの三流新聞とは違って、今般は一流の新聞に掲載されるという点は、私は非常にいいことだと思ひました。シカゴに直行されたこと、そしてアメリカ人がよく読んでる新聞に掲載されたということ、これもすばらしいことだと思ひます。

総理がアメリカを離れた後、もう一つ、似たような記事が掲載されたんです。この後ろにあります。「日本の静かなる改革」というのが総理の題名です。それから十日もたたないうちに、今度は「英国の静かなる革命」と出ております。つまり、総理がここに書いていらっしゃる程度のことが改革ならば、イギリスがやったあの地方分権は、革命という言葉を使わなければバランスがとれないという、これはニューヨーク・タイムズ記者の静かなる皮肉だと私は思ひます。

全く同じタイトル。違っているのは、日本と英国。違っているのは、改革という言葉がこれであれば、ブレア首相のやった地方分権、スコットランドをまさに分権どころか独立させるような勢いでやっております。この点は御承知だと思ひますけれども。

なぜこういう日本の改革が、総理の御努力にもかかわらず評価されないのか。私は、それはいろいろ理由があると思ひます。

るかどうかというのは、私は、別問題、議論のあるところだろうと思います。

○岩國委員 私がお伺いしたのは、地方公共団体が国の事業に参与できるかどうか。例えば、鳥取県、島根県、中海の、そうした両県が共同でやっている公共事業について、鳥取県側は、異議がある、あの工事はやめてほしいと、米子市長も米子市議会も米子市民も、境港市長も境港市議会も、あの事業には反対ですとおっしゃっているときに、国がその事業を進めようという場合には、まさにこの逆の矢印が必要な場合が出てくるわけですか。

農林省の事業に対して、地方自治体が関与して、それをやめさせるとのこと、こうした事例があり得るかどうか。総務庁長官、あり得ないのか、あり得るのか。

○太田国務大臣 私がこの法律を所管していればお答えをするわけでございますが、私が所管しているわけじゃありませんので、自治大臣にお答えをいただいております。

○岩國委員 自治大臣のお答えも結構ですけれども、これは地方自治体が絡んではおりますけれども、国は、建設省あり農水省あり、総務庁長官は、今まで、地方分権も含めて、省庁再編も地方分権も全部説明してこられた、行革推進本部の責任者じゃありませんか。私は、行革の一般論としてこれを伺っているわけです。具体的な例が米子市だから自治相だ、あるいは農水省だから農水大臣とあえてお伺いしないのは、そういう立場からお伺いしているということをお断りいただきだいたいと思っております。

行政改革という、行政負担を軽くしようという趣旨から始まっておりますけれども、国の関与という点については、もう一つ私は疑念があります。次のパネルをお願いします。

これは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案要綱、この中に、是正の指示というのがあります。昨日も、これはここで

論点になりました。

この是正の指示の中に、a、b、cとあります。aというのは、各大臣が、その所管する法律またはこれに基づいて県庁に対して指示をすることができる、国が県に対して、bは何かという、県が市町村に対して同じように指示をすることができる。aもbも、私は、今の実態の中で必要だということは、たとえ国と地方が対等といっても、いろいろな点で、aも必要であろうと思えますし、bも必要であるという事情はわかります。問題はcです。

このcというのは、各大臣は、その所管する法律またはこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の執行機関に対して、市町村に対して指示しないという関与をすることができるとのことなんです。これは私は行き過ぎだと思っております。市町村にあれば不始末がある、不備なときがあるときは、このbで県知事がちゃんとやることになっておるでしょう。県知事が信用できないから、このcを置くんですか。

地方分権の精神は、たとえ能力的にあしたからは対等になり得なくても、相互信頼に基づくべきものだと思っております。それを、国は知事に指示することができ、bによって知事は市町村長に指示することができ、この二つを組み合わせれば全部処理できるはずじゃありませんか。なぜ、このcが必要なんです。私は、このcは削除すべきだと思います。これは必要なんです。国が市町村のやることにまであれこれ目配りし、それについて、あの市町村に対してこういうことをしなさいということを知事に言わなきゃならぬ。そういう点について、このcはあくまでも必要とお考えになるかどうか。その点について、簡潔に、総務庁長官、自治大臣、どちらかお答えいただけますか。

○野田(総)国務大臣 ごめんなさい。質疑通告が全然なかったことだったものですから、今改めてチェックをいたしておるんですが、従来基本的に

国からの機関委任事務というふうに定められておったものを、今回自治事務と法定受託事務と二つに分類をした。今御指摘のあった是正の指示というのは、その中で、自治事務ではなくて法定受託事務についての問題であります。

その法定受託事務の中でさらに、市町村が行う事務について、直接国が指示するというよりも県を通じて指示をするという形式をとった。aの方は、県が行う法定受託事務について国が指示をする。市町村が行う場合には、県を通じて指示をするということでありまして、それが、今の第三項ですか、そっちの方になろうかと思っております。

したがって、やはりこれは、いきなり県を飛び越して国が市町村に直接指示を出すよりも、それを通じた方がはるかに地方自治の精神にのっとったものになるのではないかとこの角度から設けられたものだと考えております。

○岩國委員 そういう市町村がやるべき自治事務とか法定受託事務について、一番地元で見ているのは県庁でしょう。霞が関からどうやって青森県の何とか町とか新潟県の何とか市がやることが見えますか。

これは、「各大臣は」というのは、自治大臣だけではありません、農水大臣も建設大臣も含めて、そういう大臣が、この霞が関におられて、日本じゅうがよく見えて、見えないのは現地にいます。県知事だ、したがって、県知事に、何をぼやぼやしているのか、こういうことをちゃんと市町村に指示しないかと言わなければかりのこのcというのは、地方分権の精神に反するし、また、それぞれの市町村長や議会が一生懸命仕事をやろうという姿勢に対する冒瀆ではないかとさえ私は思うわけです。このcの条項は私は削除すべきであるということを要求して、次の問題に移らせていただきます。

○野田(総)国務大臣 少なくとも、今までの地方自治法改正前におきましては、包括的な指揮監督権ということに基づいて、実効法令に基づかないいろいろな形で、国と市町村が行われてきたわけですが、

そういう意味で、特に従来機関委任事務とされてきた事務であっても、やはり一つの基本類型として、法定主義、透明度を高める、ルール化しよう、そういう中でこういう形で整理をしたわけでありまして、私は、従来よりかはるかに前進をしているものだということだけは、もう細かいことは言いませんが、申し上げておきたいと思っております。

○岩國委員 ですから、国と地方自治体は対等だとおっしゃりながら、実際にはaでbでcで、今まで包括的な、非常にオブラートに包んだあいまいな形で行われてきたものを、これからはこういう法律に基づいて明確に関与していこうと。これは、前進と評価すべきですか、後退と評価すべきなんでしょうか。私は、その点はいろいろな見方があるかと思っております。

次に、官房長官がお帰りになりましたから、昨日の問題について。田中慶秋議員から質問がありました。阪神公団の負債の返済が二百七十一一年かかるといふ問題。これは、総務庁のデータで二百七十一一年……(発言する者あり)阪神公団の方で出ております。二百七十一一年と総務庁の計算で出ております。建設大臣は五十八年とお答えになりました。どちらが正しいんですか。官房長官は、速やかに精査をして答えさせますと。夜は明けました。答えをいただきたいと思っております。

○関谷国務大臣 昨日の田中慶秋先生の質問は、当初本四公団という言葉があった、その後で二百何十年というのは阪神高速道路公団のことではないかと、その内容が違っておったわけでございます。ですから、私が御答弁いたしましたのは、本四公団の負債の現状と償還の可能性ということについてお答えをしたわけでございまして、それで内容が違っておったということでございますから、御理解をいただきたいと思っております。

○岩國委員 簡潔にお答えいただいております。昨日このテレビを見ておられた方は、五十八年と二百七十一一年と混乱したままで、また官房長官

が速やかに精査をしておっしゃったから、どちらかが間違っているのではないかと大いに期待しておった向きも多いんじゃないかと私は思います。結果的には全く違っておらないで、数字違いではなくて名前違いの御答弁をいただいたとおったということでありまうけれども、いずれにしても、この阪神公団の二百七十一人という数字には驚いた国民が非常に多かったらうと思います。

二百七十一人先といいますが、今の特殊出生率の計算でいきますと、二百七十一人ごろには大体日本人は五百万人はまだ残っております。三五〇〇年になりますと日本人は一人しか残っていない。一人しか残っていないということは、佐渡のトキセンターへ行っても二人目が生まれまうというところなんです。二百七十一人もかかって返済する、しかもそのころには日本人の人口は幾らに減っているかということも全く頭にならない、そしてこういう債務の先送りをやっている。

行政改革について連日このように議論をしますけれども、行革というのは形の問題ではないと私は思うんですね。仕事のやり方、公務員の精神の問題だと思ふんです。こうやって税金は使い放題、数字は役人任せ、責任は先送りで人任せ、このようなことが行われておるから行革をやらなきゃいかぬということになってきておるわけです。

先ほど取り上げました中海の問題もそうです。四十年前に始めた事業が今なお必要かどうか。地元にはいろいろな意見もあります。その証拠に十年間事業は凍結されておる。それをこれから再開すべきかどうか。結果的には、中海の真ん中にある大根島という、これは自然現象としても非常に珍らしい、その真水がなくなってしまう、事業が完成したときには、使う人もなく、大根島の真水もなくなる、金もなくなる、そのときには知事も亡くなっている、責任はだれがとるのか。こういう問題が日本じゅうに非常に目立ち過ぎる、私はそのように思います。

行政改革というのは、釈迦に説法ですけれども、形ではなくて仕事のやり方と意識を変えること。私は小さな市の市長をしていただきましたけれども、職員に常々言ったのは、意識を変える、組織を変える、組織は効率的に変える、しかしその前に意識を変えることだ。土曜日も日曜日もサービスをする。出雲市は十年間、土曜日も日曜日も店を開めたことはありません。お客さんの出かけているところへ行つて仕事をする。小さな役所で大きなサービス、七割の職員で十割の仕事をする、それをみんな誇りにしております。私は、そういう仕事のやり方、意識改革こそ一番大切ではないかと思ひます。役所は役に立つ所、こう書いてあります。議会と協力して、そのような小さな役所で大きなサービス、それを実現すべきではないかと思ひます。

今、そうした行革の精神に反するような事例だけを心配の種として私は取り上げましたけれども、正しい例も、非常に賛成する例もあります。鈴木行革審のときに、私たちは、大き過ぎるところは小さくする、これは当然のことです。しかし、小さ過ぎるところは大きくしなければならぬ。例えば環境庁、外務省、こういうところは大きくすべきだ。その提言はよくよく目の見る格好する、私は大変いいことだと思っております。

しかし、強化され、そして規模が拡大されても、仕事のやり方、これが、本当に行革の精神ののちとって、住民本位、地方自治を尊重する、こういうやり方に変わるかどうか、環境庁長官の御所感をお願いいたします。これからの環境行政において、こうした地方分権、行革の精神はどのように、数少ない例外的に強化された省庁の責任者としてどのようなお考えを持っておりますか、簡潔にお願いいたします。

○真鍋国務大臣 先ほど来のお話の中に、組織もまた体制も変革をしていかなければならぬという御意見でございました。私も、企業も組織もやはり三十年周期ぐらいで

大きな変革を求めていかなければ組織の活性化はない、こう思っております。それがたまためというところで、ちょうど時代の要請も受けまして、環境庁は環境省に昇格するわけでありまう。環境庁も生まれましてからちょうど二十八年、二〇〇一年から実施するならばまさに三十年の年月を迎えたわけでありまして、このときこそ大きな改革をなして国民の要望にこたえていかなきゃならない、こう考えておる次第であります。

そこで、今環境庁としては、まさに地球規模の問題から始まりまして、国民一人一人の安全に関する問題等まで取り上げ、そしてこれらの問題に真剣に取り組んでいかなきゃならないわけでありまう。まさに総合施策でもって環境面の保全を図っていくことが大切なことだ、私はこう思っております。それがためには今日のな人材ではまさに不足の状態にあるわけでありまして、中央省庁再編成の中において、私は、他の省庁との連携をしながら、必要な人員だけはぜひ確保させていただきたい、そして国民の要望にこたえていきたい、こう思っております。次第であります。

○岩園委員 ありがとうございます。

環境省が例外的にこういう厳しい環境の中で昇格して充実を認められたということを受けて、しっかりと仕事をこれからやっていただきたいというのを要望して、次の質問に移ります。もう一つ、外務省もありまうけれども、私は、法務省というのをもっと強化しなければならぬ。

最近、人権の問題がいろいろ問題になっております。総理にお伺いします。そういう人権の中で、憲法でうたわれている基本的人権、それから世界人権宣言の中であつたわれている人権、この中に政治的人権というのは含まれていて総理は認識しておられますか、おられますか。

○小淵内閣総理大臣 改めてお尋ねがありましたので、正確を期して今お聞きをしたところでござ

いますけれども、当然のことながら、そうした政治的意志を守るといふ意味で基本的人権並びに世界人権宣言というもののの中には含まれておると考えております。

○岩園委員 総理にも御確認いただきましたけれども、政治的人権というのは基本的人権の中でも非常に大切な人権であると思ひます。投票する自由、政治に参加する自由、女性も同じように参加できる、そういった政治的人権でありますけれども、けさほど、細田委員からもそれから西川委員からも、東京と地方の問題がありました。

この東京と地方の問題というのは、実は定数格差においても大きな問題があるわけです。税金をどっちがたくさん使っているかという問題と投票用紙をどっちがたくさんよく使っているかという問題。この定数格差が二倍ということ、二分の一の人権しか持っていない人がいるということ、参議院選挙で五倍、六倍ということ、五分の一の価値しかない一票を使わされている人が日本どこかにいるということ。私の世田谷も、その小さな投票権しかもらっていないのです。税金は十割、権利は五割、白昼堂々とこういう人権差別をやっている先進国はどこにありますか。

アメリカの例を挙げた人があります。アメリカの上院は各州に二人ずつ、確かにこれは定数格差が大いにあるわけです。しかし、アメリカの場合には、下院の場合には定数格差がゼロに近い形で選挙をやっております。もう一つは、行政の最高責任者大統領を直接選挙一票は完全に平等。そういう形によって十分補正されているから、上院の選挙における定数格差のひずみというものがそれほど大きなひずみにはならない。

日本はどうですか。総理を選ぶときもいろいろな形でひずみがある、それから衆議院選挙、定数格差、参議院選挙、これにも定数格差。民意を反映するこの国会が本当に民意を反映する形になっておらない。鏡で言えば、もうでこぼこだらけの鏡に自分を映しているようなものじゃありません。

か。

私は、定数格差を是正する、限りなく定数格差ゼロに近づける、これが人権尊重の我が国の一番大切な問題だと思ひます。総理は、ニューヨーク・タイムズの投稿の一番最後にヒューマンライツというのを書いて、それで締めくくっておられるのです。人権を尊重する国でありたいと。人権を尊重する国でありたいとおっしゃるのであれば、法務省の中にきちっと人権擁護の業務が入っております。その法務省にこうした選挙の投票権の平等性の確保の仕事をやらせるべきではありませんか。この投票権の格差、人権尊重、そして行革の中における法務省の位置づけ、これについて総理の御意見がありましたら、何わせていただきたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 基本的人権の中に政治的な立場を擁護しなきゃならぬということは、これは言うまでもない基本的な考え方だろうと思ひております。

しかし同時に、選挙制度におけるそれぞれの投票権の問題につきましては、これは究極は、国会で御決定をいただき、その判断が是非かということ、これは憲法裁判所に値する最高裁におきましての判断というものをたつとばなければならぬことでございます。

したがって、基本的人権の中に政治的な権限としてこれを持つということは、政治的な思想の問題その他につきましては、これはひとえにやという意味でございますけれども、その選挙権における問題につきましては、これはひとえにやという国会で御判断いただく選挙制度の中で取り上げていくべきものであるというふうに考へております。ぜひそういう点で、委員のような御意見があるとなれば、それは十分御相談をさせていただきます。各党派でお話を詰めていただき、そして最終的には国民の御判断をいただくということになるのではないかと考へます。

○岩國委員 次の問題に移らせていただきます。地方分権で一番大切なことは、分権を受ける、

権限、財源、人間の三ゲンセットの受け皿になる地方自治体の強化であります。市町村合併を避けては通れない。市町村合併については野田自治大臣も熱意を込めて語っておられます。三百という数字も総務庁長官からも以前御答弁いただきました。自治省の研究会において、来年中に具体的にいろいろなプランをどんどん進めていくことと。結構なことですよ。

ただ、地方分権と絡んで、地方議会の議員定数に関する法律がなす平成十五年一月一日まで施行を先送りしなければならぬのか。私はもっと早くやるべきではないかと思ひます。地方分権のこういった基本的な法律と同じ、平成十二年四月一日から実施されるのであれば、同日において議会の定数の問題についてもやるべきではありませんか。

それは、統一地方選挙が十五年にやってくるということが頭にあって、そのようなことをされたのだと思ひますけれども、しかし、合併をそれまでやってはならないということをおっしゃっているわけではないし、もっと前倒しでやらせなければならぬ。あるいは、議員にしても、実際どういう法律によって自分たちの身分が保障されるのか、期待できるのかというところは、これは最大の関心事であります。そういう自治体の議会にきちっとした法律的な保障を与えるためにも、私は、地方議会の議員定数関係の法律は、十五年一月一日ではなくて、十二年一月一日に繰り上げて施行すべきだと思ひますが、いかがですか。

○野田(教)国務大臣 この問題は、委員今御指摘のとおり、地方自治体の議会の定数はその自治体の条例において定めるわけですが、法律では上限を言っておるわけでありまして、そういう点で、この点は関係する自治体が非常に多い。その自治権を侵害するものではないかという議論もございします。そういう中で、上限のところを、そういう形でできるだけ理解を求めながら進めていかなければならないというのも、これは地方自治という角度から考へれば当然のことだと思ひます。

そういう点で、今御指摘がありました、なほ検討はいたしてみたいと思ひますが、できるだけ早くその精神が生かされるようにしていかなければならぬというの、それはそのとおりだと思ひます。

○岩國委員 時間が終了しましたので、質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

○高島委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時休憩

午後一時開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております各案審査のため、来る二十八日金曜日に、参考人の出席を求め、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高島委員長 質疑を続行いたします。

この際、伊藤忠治君から関連質疑の申し出があります。岩國君の持ち時間の範囲内においてこれを許します。伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 民主党の伊藤でございますが、まず初めに、総理に対して、行政改革に対する基本認識、理念の問題を当然含みますが、お伺いを

したい、こう思ひます。

それで、昨日の議論、きょうの午前中の議論を聞いています。省庁再編、分権一括法案が提案をされているわけですが、政府の答弁で感じますことは、つまるところ、行政改革に対する基本理念あるいは認識、こういうものがどうも私どもと懸隔を感じているわけでございます。

感じを申し上げさせていただきますと、どうしても、その基本認識なり理念が違ひますと、その後具体的な行政改革を施策するとき違ひてまいります。どうしても不十分、中途半端な感じがしてならないわけでございます。午前中の議論で、同僚議員の岩國さんが指摘をされておりましたとおり、さまざまな問題点、矛盾を抱えたものにならざるを得ないのじゃないか、私はこんなふうに思ひます。

まず第一に私たちが押さえていかなければいけない点は、時代が、社会が変化をしてくておりますから、時代の要請にこたえるという、社会が今日こんなに変化をしてくていっているんだという認識、それにどう対応すればいいのかわかるというこの基本姿勢が、政治家の皆さんは選挙をくぐられます。いろいろな地域を飛び回るわけですから、いろいろな声を吸収されていると思うんですが、言っちゃ失礼ですが、お役所の皆さんは、その点は決められた箱の中で仕事をされていると思うんですね。まあ失礼な言い方になりますが、民の声、国民の声にはどうしても鈍感になりがちじゃないのかな、こんなふうに私は指摘してもあながち間違っていないと思ひます。

そのところを政治が主導しなければいけない、政治家が決断と責任を持ってやらなければ、行政改革というのは、もう強大な組織を抱えた行政組織ですから、これに言うならば改革のメスを入れていくわけですから、その点に一つの大きな要因といえますか、問題点があるのではないかと、私はこんなふうに思ひます。

もう一点、歴史を振り返りまして、細川政権のときに、言うならば規制緩和を具体的に進めよ

うというので、事実上行政改革のアクションが起きたのではないのか。次に、村山政権のときに、地方分権の推進委員会がきちっと政府の中に設置をされたわけでございます。つまり、時代の変化がある、必要性は避けて通れないということに機敏に反応して、それを政府の責任でやっていくというので、本腰を入れた取り組みがそのあたりから始まったと私は理解をするわけでございます。

これは私の理解だけではございませんで、昨年の通常国会で行革の基本法の議論をいたしましたときに、行革会議の事務局長として水野さんに参考人として出席をいただきまして、そのときにお聞きをしましたら、彼もそういう認識で、私は近年の行革を振り返った歴史は特徴点を挙げればそのように理解をしております、こうおっしゃいましたので、彼の発言を私はここに紹介をしてそのように申し上げているわけでございます。

次の点ですが、司馬遼太郎さんも言われましたように、「この国のかたち」をどう描いていけばいいのかという遼太郎さんの哲学にも似た国家像、そういう理念が述べられました。これは、行革会議でも非常に傾聴されまして、そのことが前文に実は採用されたことは、皆さん御承知のとおり。私も、このことは感銘を受けているわけでございます。

ところが、そういう言うならば理念、イメ
ジ、国の形はこうなければいけないということを
まず前提で押さえたにもかかわらず、具体的なか
身に入ってきますと、これはかなり違ってきてい
るわけです。結局、政府として、我が国の形をど
うつくろうとされているのか、その最も根本的な
ところが私は欠けているのではないんだらうか。
お持ちだったら、その点はこのように考えている
ということを総理の方から、これは基本的な問題
ですから、総務庁長官はまた後でお願いします
で、これは総理の方から、おれは言うならばこの
ような考え方で、日本の国の将来をこういう形で
つくり上げていきたいんだ、それが据わっていい

て、今回の言うならば十二省庁の再編もやっているんです、国の役割はこうなんですよということをお聞きをいたしたいと思いますよ。そこのところがすれ違っていたのでは、だんだん具体的な施策になりますと距離が開いてくる、私はこのように思っておりますので、総理、どうお考えでしょうか、お願いをいたします。

○小渕内閣総理大臣　まず、二十一世紀に向けて日本のあるべき国の姿ということでございますが、これはまことに僭越であります。私は常々富國有徳ということを申し上げておるわけであります。物と心の調和のある、日本国と日本国民とがともに世界の中で評価をし、尊敬に値する国家と国民でありたいと願いつつ努力をいたしてきたい。実態的には、これから二十一世紀に当たりましての我が国の姿を、先ほど司馬遼太郎先生のお話も出しましたが、私なりにまとめさせていたいて、現在、河合さんに座長になっていただいて勉強を始めさせていただいておるわけでございます。

そこで、そうした基本的な考え方に基づいて、行政改革あるいは地方分権につきましては、今般内閣として御提案をさせていただいたものに、その方向に向かっての第一歩ということで提案させていただきまして、申し上げればこれに尽きるといふことだろうと思います。

先ほど来先生の御意見を聞いておりまして、私は、考え方が相違しておるといふお話のように受けておめしたけれども、決してそうでない。今お伺いしておりますと、基本的な考え方においては私は一致しておるといふように考えておりまして、時代の要請にこたえてということとは、まさに二十一世紀に向けて、ここで戦後も総括し、もつと言え、明治以来の中央集権的な形、あるいは、行政機構が、非常に時代の要請もあるいはあり、行政需要も多くなってきたんだろうと思ひますけれども、その中で、何回か行政改革をし、そしてスリム化を努力いたしましたけれども、徹底的な段階に至っておらない。そこで、今日、大改

革を行うことによって次世紀を迎えたいというお考えでありまして、この点は私は相違はないのじゃないかと思えます。

それから、国民の声を聞くということは、これは言うまでもないことですが、行政官庁というものは、私は、末端におきましても十分住民の意思のほうへは聞きかへして、その必要にこたへて、戦後、右肩上がりで、その需要にこたへて、新たなる機関も設けられましたが、一方、廃止すべき機関もなかなか思うようにできなかったという点がありまして、今回これを整理統合していこうという考え方だろうと思います。

それから、それぞれの内閣についての今日までの努力について先ほどお示しがありましたが、特に自民党としては、長らく与党としての責任を負ってまいりまして、先ほど来も細田議員が御指摘をされましたけれども、単に政権をお預かりしていることで、ビュロークラシーの上にただ乗っておるということではなくて、常々これは改編しなければならぬという考え方のもとに、多くのの方々が熱心に取り組んでこられましたし、特に前橋本総理は、長らく党の行財政調査会長という立場でこの問題に取り組まれ、そして、内閣をお預かりして以降行政改革第一の柱として考えてまいったわけでありまして、もちろんそうしたこと

が現在総結集されて、今日こうした形でお諮りをする場面になったわけであります。

まさにそういう意味で、政治が本当に行政機構を抜本的に改める絶好の機会と心得ておるつもりでございまして、そういう意味で、私は、委員のお考えと我々と、その基本的考え方に差異はない、こういうふうにお聞きをいたしたわけでありまして、私どももその線に沿って頑張っていきたいと思っております。

○伊藤忠委員　ちようちようとお答えいただいたわけですが、やはり違ふと思いますよね。

つまり、私たちが言いたいのは、国の役割、つまり官の役割と民の役割、これが本当に整理をされたかといいますと、やはりこれは中途半端だ、

ゼロベースからやり直すということにはならなかったと思うのです。現実にあるからなかなかできないということ、つまり、走ってしまったというんじゃないでしょうか。

だから、その中でも、官の役割はどういうところがあるのかというのだったら、官といいますけれども、それは中央もあれば地方もありますよね。今日の社会状況や経済構造の中で、これまでの反省ももちろん生かさなきゃいけません、二十一世紀を展望して、中央の役割、政府の役割というのとは、限定的で、しかもなるべく小さな政府にしていこう、そういう基本的なスタンスに立ってやられたのかどうなのかということだって、議論すればあるじゃないですか。時間が限られていますから、私はそこまでは突っ込みませんが、あるじゃないですか。そういう点からいけば、はっきり言って、根本的にメスを入れて整理されたかかといういますと、そうはならなかったと私は思っているのです。

ですから、民にこれは委託をしていきましよう。民の役割なんですよ、今は官にあります。将来、民に移行するために、向こう十年間、こういうプログラムを組んで、そのようにこれから移譲していくということだ。出ていないじゃないですか。そのことはみんなきちっと出した方がいいと思うのです。

それから二つ目は、中央から地方に移譲すると

いうもの。岩國先生が言われた三ゲン移譲でございますよね、権限と財源と人間。これについてもやられたと言いますが、できるところからそろそろやろうということですよ。ばさっといってないないじゃないですか。こんな調子でやりますと、それはもう世の中の変化の方が早い、産業構造の変化も早い、それから市民の皆さんの意識だってもっと先に行っちゃうじゃないですか。NPOだって、その動きがどんどんと今活発化しているのはそういうことだと思うのですが、そういう時代の変化に対応して、中央から地方にどう分権をしていくかという点についても非常に中途半端で

あるし、政府原案を見ましたら、分権じゃなくて、ペクトルを逆にしまして、逆行するような施策ですら出てきているわけですから、ここにも問題がございます。

三点目は、同じ省庁内でのアウトソーシングにしまして、この程度か、この程度やって本当に時代の要請に対応できるのかという思いが強くなっているわけでございます。

四つ目は、以上、一、二、三の手順できちっと振り分けた上で、中央省庁の総仕事量というのを決めた上で省庁再編をやられたのかといいますが、これはそうならないかと思えます。そんなふうな手順で運ばれたとは私は理解できないわけでございます。

いずれにしても、時間の範囲内ですから急ぎますが、行革会議の事務局長をやられました水野さんはそのときにこう言われました。つまり、中央省庁の行革をやる場合には、政策部門は中央で、実施部門は下におろすか横に出せばよろしい、極端な言い方をすれば、中央政府に携わる国家公務員は三万人程度おたらやっていると私は思っていますと彼は言われましたよ。

聞いた私がびっくりしまして、今八十五万人もいるのに三万人でいいのか。しかし、極端に言えば、そういう発想がなければこの行政改革の根本にメスを入れることはできない、そういう数字だと私は理解をいたしました。

彼いわく、だから、首都機能移転、この問題とも絡むのですが、その程度の公務員で政策官庁なんだから、東京から別の都市に持っていけばこれは十分できるものである、そんなにこだわることはないんだ、このように私は考えております、かえって、そうやった方が行革の証明、中央の役割がこうなんだというのを明確に国民の前にも形ですすことが出来る、このように彼は力説をされたわけでございます。私は傾聴したわけでございます。

時間がございませぬから、もう答弁は結構でございます。よろしいですか、では総務庁長官、ど

うぞ。

○太田国務大臣 御質問の中で、すべてお考えをおっしゃられて、我々が答弁しないと、先生がおっしゃったことが本堂のように聞こえるものから、お答えをさせていただきたい。(伊藤(忠)委員「その言い方はない」と呼ぶ)いや、要するに、同じように、政治家同士ですから、ちゃんと討論をしてくださいます。

今の、政治主導ということをおっしゃったことは、選挙で選ばれる政治家が、つまり、国民が生殺与奪を決めることのできる政治家にリーダーシップをゆだねることが、国民主権のこの国におっしゃられたのだと思えます。それは、私は全く同意見でございます。

行政改革会議の最終報告は、実は私、就任いたしましたしてしばらくしてから読んでみて、これはまさに我々が今考えていることと同じことだということ、それを何とか内閣法の改正の中に盛り込みたいということ、国民主権の理念に基づいてということ、内閣法の一条と二条を、これはまさに政治主導で入れさせていただきました。そこからは、国民が主権者であるから、主権者である国民から選ばれる政治家がリーダーシップをとるということで、特に内閣総理大臣のリーダーシップのところに、そこを理屈としてきちんと結びつけたかったわけでございます。そして、それが内閣総理大臣のリーダーシップになるということで、発議権のことも根拠が出てくるわけでありまして、考え方は同じであるということをお願いいたします。

○伊藤(忠)委員 答弁は的確にお願いをいたします。次に、これは総理に一言お答えをいただければ、私は次のテーマに移してもいい、こう思っておりますが、つまり、提案説明を見ましても、第一の柱が内閣機能の強化になっているわけですよ。これを私たちは否定していないんです。それ

は、言うならば政治が責任を持って行政を仕切っていくということですから、そういう仕組みをつくらうということですから、私、その案としてはもう少し緻密な、言うならば首相府、内閣府を二段階でつくりまして機能できるようにやっていくべきだという案を持っております。後刻これは提案をさせていただきます。そのことを前提で申し上げたいんです。政治が改革の先頭に立つと同時に、政策決定の主導と責任を、内閣は、とりわけ総理大臣は決断と実行をしてもらわれないと行革はこれから進んでいかないと、政治の改革もできないわけでございます。

そこで、副大臣や政務官の新設、改革の議論は、与野党協議の場で行われておまして、大詰め段階を迎えているわけですね。よりいい結論を私たちが積極的に出したいと思っておりますが、その中で、実は一連の内閣機能強化と政治改革は車の両輪だと思っております。ですから、一方の行政の上座に座ります内閣機能の強化だけが走って、そして政治倫理や選挙制度や国会改革が後からついていくというんじや、これは真の意味の改革にならないと私は考えているわけなんです。

ですから、副大臣や政務官や、数が多くなりまして、これが行政の上座に座ることになります。その分だけ行政の癒着構造が深まったというんじやどうにもならぬわけですから、これは倫理の問題をきちっと整理しなきゃいけません。

もう一つは、選挙制度がそうなんですよ。もとの中選挙区制度に戻したら、内閣機能の強化なんというの、全くこれは相反するんじやないんですか。政策でもってお互いに争って、そして出てきて、言うならば政策について、主導についてもし国民の信頼が得られないということになれば、これは内閣はかわるわけですから、かわってもやっていける体制をつくるというのがリンクされていくこれは成り立つわけですよ。当然、選挙制度のあり方は、政治改革にペクトルがきちっと向いた、そういう改革でなければ機能しない

と私は思っております。

三点目、国会改革。今の国会運営は、議論のやり方も大変問題があると思っております。せんだって議院の派遣でイギリスへお邪魔することができまして、現場で、本会議のプレアさんとそれから保守党の党首との一問一答を見てもいいりました。私も議会は何度か行っていますけれども、現場を見たのは初めてでした。それは、与野党と野党に分かれました。それで議論をやるわけですね。しかも、関係の大臣はこちらでどんだん立ちますし、野党は野党の方で影の内閣の連中がどんだん立ちますし、問題があったらどんだんやじりますよ。静かな議会じゃないのでびっくりしました。

あのように、総理、まあ党首でございます。党首と党首が一問一答を、その時々政治課題についてそれこそ一問一答やり合う、それをテレビで国民の茶の間に入っていくということは、これはいいことだと思っております。我が国でもあすからでもこれは実施できると思っております。

それで、そういう議論をやります。これは政治基本問題委員会みたいなものをつくって、小沢総理も出ていただいて、野党でいけば代表以下各会派の党首が次々に出られて、テーマをあらかじめ設定するんじやなくて、原稿をべらっと読むんじやなくて、自分の言葉で、自分の考え方でどんだんとディベートする。ディベートじゃないですよ、ディベートでございます。それをやろうと。

そういうことについて、大体まああやうていこうじゃないかという感じがあっているんですが、肝心の総理大臣がそれは困るというふうに言われたんじやないか。この一点、そのように党首の、一問一答の、言うならばテレビ放映でクエスチョンタイムを設けてディベートをやるということについて、総理はイエスでしょうかノーでしょうか、お願いいたします。

○小沢内閣総理大臣 結論を一言で申し上げれば、これは国民により近づく政治という意味で賛成でございます。その実行のために現在いろいろ

る議会の中で御議論されておられると聞いておりますので、その結論を待ちたいと思っておりますが、ぜひそういう方向で、今回の副大臣制度も含めまして、新しい制度を導入する意味もそこにあると考えております。

○伊藤(忠)委員 総理のオーケーをいただきましたので、与野党協議を通じて御期待のクエスチョンタイムのようなディベートの場ができれば、御協力をお願い申し上げます。私たちが先頭に立って努力をさせていただきます。

次に移りますが、地方事務官制度廃止の問題でございます。

これは、どう考えても私は理不尽だと思っております。つまり、地方分権をもっともつとやらなければいけないにもかかわらず、中央集権をやろうとしているわけです。全くこれはベクトルが逆で、逆行するものじゃないかということになります。

それで、年金関係の仕事は全国の都道府県で携わってまいります皆さんが、平均しまして三十人から六十人お見えでございます。全国で二千八百六十九人ですか、これは省にお聞きしましたらそういうことでございます。社会保険事務所にものちろん職場がございますが、社会保険事務所の箇所というの、県で平均して大体五、六カ所だと聞いております。それでも全国足しますと三百四十カ所なんです、各県では非常に少ない。

それで、この今やっております年金関係の、地方事務官が携わっております仕事というのは、もう五十二年間続いてきたわけなんです。住民サービス、年金に關係します住民サービスは、これも定着をしております、住民からするならば、市役所へ行っているいろいろなサービスを受けることができるというので、欠くことのできないサービスのネットワークが張られているわけですね。そのことは、市町村が言うならば携わっておりますが、この人たちが全国で一万二千人おります。それで、そういう五十二年間も続けてきましたサービス、携

わってました地方事務官という方のこの仕事を含めまして、全部中央へ吸い上げようというわけです。地方事務官を国家公務員にしまして、これは彼らは、今の地方事務官は、国へ行くんじゃない、都道府県の職員になりたい、こう言っているわけですが、そういうことなんです。

ということになれば、サービスもダウンするわけ、携わっている皆さん方の言うならば希望にも沿っていないわ。しかも今、社会保険庁のオンラインシステムが、各市町村でコンピュータ化されていきます。ほとんど一〇〇％ですが、コンピュータ化されております住基台帳で把握ができる。言うならば、二十、成人になった人を把握するだとか、あるいは移動された場合どうするだとかというような事務の基礎データは、市町村のその提供があつて成り立っているのを、これをもうカットすることになってしまふものですから、社会保険庁は、中央のセンターだけじゃ情報管理が非常に不十分なので、その不足部分を、医療保険ですか、そのデータを活用することによってどうにかつづまを合わせて運転をする、こういうことなんです。どう考えても、これは分権思想に逆行する問題だと思ひます。

そこで、御本人たちが、一万三千六百二十四人ですか、該当者が社会保険の關係だけでもおみえなんです、この皆さん方が、都道府県の職員になりたいというので皆署名をとつて実は私どものところへ届けてくれました。きょう、皆さんにその意向を伝えるために私がここで質問をしますよと言ったら、私たちの決意を伝えたいというので届けてくれました。これは厚生大臣ですか、厚生省社会保険庁お見えなんです、ちょっとお見せいたしますけれども、我が党に届けてくれました。

ここに自分の印鑑を押して、職員の身分を都道府県の職員とすることを求める署名というところで、きちんと判を押して名前を書いてくれました。九八・九％の皆さんが届けてくれましたので、ごらんをいただきたいと思うんですが、それ

でもなお、地方分権促進をやらなければならぬのに、中央集権、中央に仕事も身分も移管をして持っていくんでしょ。方針は変わってませんか。

○宮下国務大臣 今回の地方分権におきましては、国と地方公共団体がそれぞれの役割にのぞきまして事務分担をするということが責任の所在を明確にするということでございます。地方分権の本旨に資するものであると我々は考えております。地方分権推進委員会第三次勧告においても、そのようなことが述べられております。

ところで、今委員の御指摘でございますが、この地方事務官というのは一般の方に非常にわかりにくい概念だと思ひますので、ちょっと申し上げておきますと、社会保険庁の国の保険事務をやるのは、主として社会保険事務所です。これが一万六千五百人くらいいらつしやいます。この方々の身分というのは国家公務員なんです。それは、地方自治法が二十二年につくられたときに、暫定的に国家公務員とするという規定に基づきまして、現在、国家公務員で地方事務官という名前を冠せられておるわけですね。六つばかり職種がありました、今残つておるのは、私どもの厚生年金と職安の關係でございます。

そういうことでございますが、その実態はどうかといひますと、国家公務員として採用されまします。国家公務員法の適用があります。懲戒その他も国家公務員法と同じでございます。それからまた、事務所も国有財産でございます。

そういったものも実態はすべて国家公務員でございます。それで、なぜ地方事務官かと申しますと、都道府県知事の指揮監督権限だけ残されておりますが、国の業務で保険事務であるという実態からして、ほとんど指揮監督権は有名無実といひ過ぎかもしませんが、そんな状況でございます。

この職員の数は、国家公務員の総定員法に入っておりますが、国家公務員として仕分けされておりますから、国家公務員の定数であること

は間違ひありません。したがって、今地方事務官を廃止いたしまして国家公務員としても、中央集権化を図るといふような御指摘はまず当たらないといふことがございます。

それから、住民サービス等の点でございますが、厚生年金の方は、主として企業が対象でございます。企業とのやりとりで、社会保険事務所三百二十ありますが、ほとんど完結的にこれは処理できます。

問題は国民年金でございます。これが地域住民の移動その他によつて変動がございますから、住民基本台帳を持つておる市町村にお願いをしておることとございまして、この事務は、非常に機械的なものと言つては失礼ですが、そういうものに限定させていただきます。今までは保険料の納付を印紙の納付でやつておりましたが、今度は銀行あるいは郵便局で直接本人が納付できますから、そういう手間は全部省かれます。

したがって、これは、住民台帳は全国三千三百にありますが、そこに今度は法定受託事務としてそのことの報告等をお願いするといふものにとどまるということとございまして、決して住民サービスがこれによつて阻害されるということにはございせん。

また、従事されている労組の方々がそのような御希望を持つておられることも私も重々承知をいたしております。きょう名簿も持つてきていただきましたので、これはもう拝見いたしました。しかしながら、これは地方分権推進委員会におきましても議論をしまして、この労働組合等の団体の御意向は十分伺う機会を持つております。

なお、第三次の勧告におきまして、その点についても触れておられます。……(伊藤(忠)委員)簡単にしてください。とはいへ、過去五十年、今先生のおっしゃるとおりですが、過去五十年にわたつて継続してきたことにかんがみて、これを廃止するに当たつて、職員の処遇等について十分配慮が必要である旨の付記がされております。

私どもも、ほとんど実態は変わりないと存じますけれども、国家公務員として、今度国の固有事務となれば、それを担う職員でございいますから、その処遇等は十分この勧告どおり対応してまいりつもりでございいますので、決して今從事されている組合の皆さん方あるいは職員の皆さん方に御迷惑のかかる話ではないのではないかなという判断が、私どもの判断でございいます。

○伊藤(忠)委員 なるべく簡単にお願いをしたいんですけれどもね。

私は、職員の話を一歩前面に出して話をしておるんじゃないのですよ。つまり、住民サービスの立場に立つたら、社会保険庁そのものが、厚生省の本体でなくともやれる仕事なんですよ、極端に申し上げれば。これは執行事務ですもの、はつきり言って、政策とか企画の大きな部分には入りませんよ、はつきり言って。だから、保険庁は、決めた政策を実行してこればいい、実行部門ですよ。極端に言うたら、第三セクターでいいんですよ。大きな絵をかけば、そういうものですよ。

であるけれども、その中で、具体的に仕事をされていまして、一人一人の職員の皆さんは自分の関係がございいますよ。だから、それをどのようになら分権の流れの一環として解決していくかというところなるわ。にもかかわらず、その部分を国の直接事務で、引き抜いてというか、上に集約するわけでしょう。だから、そのことに従って、地方事務官という位置づけの皆さんは厚生省の国家公務員になるわけでしょう。

そのことによって市民の皆さん、住民の皆さんはどうなるかというと、つまり、サービスの中心がカットされるじゃないですか、市でやってきた独自のサービスは要りませんというんですから。事前の、こういう年金制度がございましてという宣伝、それから高齢者の把握の問題、勧誘の問題とか免除処理の問題とか年金相談とか、いろいろなものがあったと思うんですよ。だから、市役所あるいは役場を窓口にして、一万二千

人、全国でそういう人たちが携わってきまして、言うならばいろいろなサービスに従事していたんですよ。そういうものはもう要りませんというわけですよ。だから、この分だけでもサービスがカットされるじゃないですか。では、年金相談どこへ行くんだといったら、役場へ行ったって、役場はそのことをやってくれませんか、これからは社会保険事務所ですか、そちらまで足を運ばなきゃいかぬじゃないですか。

しかも、これが公務員になることによって、都道府県庁内で仕事をしていた平均して三十人から六十人の地方事務官の皆さんは、庁外へ出ないかぬわけですよ。県庁のビルから外へ出るんですよ。そうしたら、新しい事務所を確保しなきゃいかぬじゃないですか。そのためのお金がかかるじゃないですか。何でそんな余分なことをやるんです。最悪でも現状のままでやっていけるじゃないですか。なぜそれを、今回、行革だということとを契機にしまして逆のことをやるのか。このことが一番私は問題だと思っておりますので、それは絶対に納得できないと思えますよ、私は。

もう一つ聞いてください。

それから、住宅台帳を活用してきました、情報のデータとして。しかし、市町村に今回の切りかえによって協力を求めることができないということでもって、医療保険者情報ですが、これは厚生省の中にあるデータだと思いが、それを活用するということなんです。これは大変問題じゃないですか。そんなことがやられていったら、個人情報保護法というのがあるのを私は知っていますけれども、各省の責任者がこれは必要だと思ったら、総務庁のコンピュータネットワークを、そのデータを借りるということもできるんですよ。そんなふうにしてやっていったら、大変これは問題だと思っております。そういうことが全然整理をされていない中で、便宜主義に走って、どうしてそういうことをやってまで中央に集権をしていくのか、このことが大変問題でございいます。だから、私たちとしては、これは取り下げたい

ただきたい。この部分については取り下げたい。だいたい、このことを要求いたします。簡単に言ってください。

○宮下国務大臣 簡単にいうことでございまして、今の御質問はちょっと誤解もあるように思われますので、その点の釈明だけはさせていただきます。

つまり、社会保険事務所で扱っているのは、厚生年金と船員保険とそれから政管健保でございまして、国民年金の系統もございいます。しかも、国民年金のことに今おっしゃられたように思われますが、多くの厚生年金等は企業とのやりとりでございまして、政管健保も企業とのやりとりでございまして、市町村に迷惑をかけることなく、それが極めて効率的に処理されております。

国民年金につきましては、これは企業年金であった人がリタイアして国民年金になる、そういう住民の移動と関係がございまして、これは今度法定受託事務として、今まで機関委任事務でお願いしておりましたが、その報告等だけをお願いするというところでございまして、本体の多くの厚生年金の問題等は社会保険事務所処理されておまして、今までもそうですし、今後もその点は変わりございません。

それからもう一つの点は、確かに県庁内に課があります。課がありますが、これは今度の改革によりまして統合いたしました、いろいろ私どもでいいますと医務局というのがありますし、検疫所等もありますから、それらを合同して、そして合理化をして一つの単位の地方機関にしようということとセットでやっておりますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

それから、住民台帳でその移動を報告していたわけですが、ただ、この国民保険、国保ですね。国保の方は、これは加入率が非常に高いのです。つまり、国保に入っていないければ、医療を受けるという自費の請求を受けますから、これは非常に加入率が高いので、そういった情報を基礎にし

て、国保で加入されておる方々の捕提率は非常に高いですから、それらに準拠して国民年金の方もお願いするということは、決してブライバシーその他に關係することではないと私どもは考えております。

先生のおっしゃられるように、何でもやっていると機能を変えろかということですが、全体として、今回のこういう抜本的な改革の際に、今まで暫定的に地方事務官とし、国家公務員とするというところは地方自治法上書かれていたわけですから、それを明確にするということ、この厚生省の問題と労働省の職安関係の二つだけが残っておりますから、これを今回明確にしたということでございます。

○伊藤(忠)委員 答弁は簡単にしてください。

この計画の中心は私どもも勉強しているんです、それなりに。言われていることはみんなわかった上で言っているんですよ。ですから、なるべくまとめて問題点を出しているわけです。細かいことを議論するんだしたら一時間ぐらいかかりますよ、これだけでも。お願いします。お互いに持ち時間があって、その中でやっているわけですから。

ただ、伺いますが、五十二年間も今日までやってきたじゃないですか。いろいろな問題があったけれども、それは現状がいいだろうということとやってきて、今回の行政改革をやる。これを契機にして分権を促進せないかぬのに、何でそれを中央に召し上げるんですか。そのことがおかしい。まあ、いいです、私たちの主張ですから。

だから、この部分については、最低でも現状維持、このことを強く私は要求をさせていただきます。(発言する者あり)まあ、いいです。次に行きます。

それから次に、情報管理のことで、これは官房長官だと思いが、いろいろ私どもも勉強させていただきました。それで今、住基法の問題が地方行政委員会議論されていますね。あの問題も、実は、これは省内外システムなんです、住基

法は法律で初めてあれをつくるというわけですよ。これまで個別のコンピュータネットワークシステムを法律で決めてきたというのはないのです。それは僕も説明で聞かせてもらっています。法律で決めることを否定しているのじゃないのです。

問題なのは、一〇〇%に近い、三千三百になんたんとする自治体、市町村で住民基本台帳というのはほとんどコンピュータ化されているわけですから、これを活用しまして、県で集約をし、それで中央では大型の言うならばコンピュータセンターを設けて、ネットワークを形成するというのです。

中に入れていくのは、統一のコード番号を引いて、氏名と生年月日と基礎的なデータの何項目かに絞っておるのですよ。だから、それはいいんだ、心配無用というようなことを言っているのですが、つまり、一般の方が、我々もそうですが、これは番号制に通ずる道だし、それからプライバシーの保護からいって問題があるということとを強力に主張していますのは、考えれば、これは、それを管理する皆さんにはメリットがあつても、利用する側にはほとんどメリットがないのです。キャッシュカードとかクレジットカードと

いうのは時々犯罪が起きますが、しかしあれは利用者にメリットがあるから、皆さんそのことは問題にしつても、あのサービスは続いているじゃないですか。

今回の場合には、それをやることによって何のメリットがあるのかといったら、そんなこと、ニーズ、要求している人というのはほとんどない。それは、中央の自治省がこれでメリットがあると思つたからやり出したわけですから、発想はそこなものですから、まず、言うならば情報ネットワークそのものに実問題がある。

しかも、こういう問題というのはばらばらにやられております。我が政府内の、省庁内のコンピュータネットワークというのは、それぞれが決めまして、執行業務の省力化の一環というの

か、情報収集に便利だからというのか、やられておるわけですか。

ところが、それを一括しまして、我が国の政府として情報管理をどうするかというこの情報基本法もなければ、それから、民間の陰の部分でどのように権利侵害をおさめるのか、情報犯罪を防いでいくのかというようなことも含めました全体、そういう組織もないのです。

だから、この際、そのことをきちっとまずやっていたらいい、そして、こういう安直な言つたら失礼ですが、そのままでほうっておいたって何の不便もない、にもかかわらず何で中央が、言うならば建設費だけでも四百億、ランニングコストで二百億でございます。社保庁のシステムだつて、これは大学を持っておるのですよ、研修センターで、OJTの一環として。その広さは、聞きましたら千葉の印旛ですか、小学校ぐらいの大きさのところに、これは宿舎もありますし、先生も置かなければいかぬし、OJTのシステムとしては随分経費がかかるのです。

そんなことを各省がやっていくことが果たして行軍に通ずるのかということだつてありますから、私が最後に申し上げたいのは、そういうものを自治省じゃなくて、これは官邸、内閣府というのですか、そこに組織をきちっとつくつていただいて、そういうものを、国家としての言うならば政策と責任、情報公開を含まして法律もきちっとつくるといふようなことが整理されない間は、こういう個別のネットワークでどんどんやるということとは要らぬ誤解を受けますので、私は、これはやめた方がよろしい、このことを主張したいと思つています。

○野田(毅) 国務大臣 ちよつと伊藤委員に申し上げますが、本委員会は地方分権法の問題と中央省庁の法案を主として御審議をいただくために審議をされていると思つたのですが、今御指摘になった住民基本台帳法の改正の法案は、別途、今国会で地方行政委員会が長い時間をかけて真摯な議論が

現に行われておる最中でございます。

その点で、住民基本台帳に関するお話がいろいろありましたが、時間がありませんから詳しくは申し上げることができませんが、少なくとも、これだけの高度情報化社会が進んでいく中で、せめて本人の住所、氏名、そして性別と生年月日、それから住民票のコードナンバー、これくらいはしておかないと、出張先等々、移動先において一々住民票を取り寄せるということ、住民の利便のためにやろうという発想があったから始まった話であつて、この議論について、私の方も議論するならば堂々とさせていただきたいと思つています。私は、場が違ふと思つています。

ですから、ここは、委員長さん、本当にここでおやりになるのならそれで結構でございます。一方的な物の言い方は断じて受けるわけにいきません。

○伊藤(忠) 委員 興奮してしゃべらないでください。私は冷静に言っているんですから。

つまり、言うならば個別システムごとにやっていったのでは、国の情報管理としてこれは行き届かないことになりましてよということなんです。私の言っているのは、とりわけ、日本にはそういうものがまだできていないじゃないですか。だから、政府として責任のあるところで、その点をきちっと体制として仕切らなさいけませんよということを中心に行っているわけですよ。だから、一省庁の住民基本台帳のコンピュータネットワークシステムというものを先行させると、これは大変つじつまの合わないようになつていきま

す。それから、省庁内の個別データベースも、皆知つていますか、情報公開で当然明らかにするわけですが、どれだけシステムがあるかというのは本当に聞いてみなきゃわかりませんよ。大変なお金がかかっているんです。だから、そういうのも一元的にどう整理をするかというのを行政の視点でやっていくべきだと僕は言つておるのに、どうですか、あなた。

○高島委員長 今の問題については、別の機会に御議論願います。別の機会に御議論願います。伊藤さん、もうそれで打ち切ってください。

どうぞ。

○伊藤(忠) 委員 一元的な管理を否定されるんですか。次元をずらさないでください。

○高島委員長 では、簡潔にお願いします。

○野田(毅) 国務大臣 ですから、今御指摘のとおり、各省庁、例えば運転免許であれ、あるいは社会保険の番号であれ、国税庁は国税庁の番号なり、やっているわけでしょう。したがって、この住民基本台帳というものを基本にして、それを直ちに、例えば納税者番号という形に結びつけるというふうなことになる、お話のとおり、いろいろな問題もあるでしょう。だから、そういうことにはつながらないが、そういうことで利用しようというなら、改めて特別の法律的な措置をした上でつなぐということにしてあるわけですよ。

そういう意味で、一括管理はさせないが、そういう共通コード番号を活用して、事務を国、地方を通じてより効率化させる一つのステップに使うことはできるじゃないですか、そのことによって行政コストを削減することができるとは思つています。

○伊藤(忠) 委員 一言で終わりますが、大臣の言われることを何ぼ聞いても、だから、何ではしゃるんですか、こんなに意見が分かれてる中でなぜそういうふうにつなげなければいけないんですか、前提をもつと整理してからやつたつて遅くないじゃないのか、このことを私は言っているんですから、大分違いますよ、それは。大分違います。やはり所管大臣ですから相当頭にくつていますけれども、それは絶対に違ふ。

だから、これは官房長官からむしろ聞きたかつたんです。責任ある立場で、ここで整理してもらわないと、官房長官は情報問題に詳しいんですよ、だからここできちつと整理してもらわないと、禍根を残すことになりまして、私はこのことを

はっきり申し上げて、終わります。

○高島委員長 この際、小林守君から関連質疑の申し出があります。岩國君の持ち時間の範囲内においてこれを許可します。小林守君。

○小林(守)委員 民主党の小林守です。

行政改革特別委員会の中で、地方分権並びに中央省庁改革の論議がされておりますけれども、私は、地方自治体出身の議員として、また地方議会や地方行政委員会、さらには自治省における自治政務次官の経験も踏まえて、地方分権の一括法案について、大変思い入れの深い法案でございます。現在官房長官であられる野中自治大臣のときに、御指導いただきながら、この分権法案を一生懸命実現するために取り組んできたことが、きのうのように思い出されるわけであります。

その時点における地方分権に対する思い、先ほど来それぞれの議員さんの中からも指摘がありましたように、明治維新以来の第三の改革に匹敵する、まさに日本の二十一世紀を切り開いていく大改革である。そして、当然のことながら、中央省庁の改革、行政改革も含めて、私は、基本的に地方分権の改革を基軸にして日本の国の姿をつくりかえていく、それがとりもなおさず行政改革の本来の姿であらう、このように考えてまいりました。

中央から地方へ、そして官から民へ、市場へ、まさに縦横軸においての分権、開放の取り組みが、二十一世紀を迎える日本の新しい政治、行政、社会のシステムではないか、このように考えてきたわけであります。

しかし、今日提案された分権一括法案については、もちろん膨大な関係法律を取りまとめて出すわけでありまして、地方分権推進法が時限立法であり、残すところ、あと一年とわずかなというような状況の中で、今回の法律は、国と地方団体との関係のあり方、いわゆる機関連任事務の問題を中心にした改革であらう。関与の問題も入っておりますし、また、その受け皿となるべき地方団体の行政体制の整備の問題も触れられております。

ども、基本的には私は、機関連任事務の廃止が今回の一括法案の基軸であらう、このように考えているところであります。

そういう観点から見れば、大変わかりにくいというか、地方分権が進んでいくんだということと分権一括法、地方分権の三つの課題、いわゆる権限と財源と人材、そういう観点からすれば、今回の法案では、まさに権限はほんのわずかな、そして財源についてはほとんど触れられていない、こういうことになるわけであります。

そういう点で、極めて入り口の、出発点の法案ではないか、このように考えるわけであります。国民全体から見れば、よくわからない。そして、分権に対する盛り上がりもいま一つ上がってこない。これは、とりもなおさず国と地方公共団体の行政制度の問題の改革であるから、なかなかわかりづらい面があるんだろう、このように思うんです。

地方分権推進計画が昨年の五月に閣議決定されております。それに基づいてプログラムを組んで、スケジュールののっとって分権はこれから大きく展開していくものと期待をするわけでありますけれども、まず最初に、そういう点に立つて、今回の分権一括法の意義はどこにあるのか、そして、この分権改革の一括法は分権改革の出発点と位置づけられているのかどうか、このことによつてこれから国や地方団体はどう変わっていくのか、そして県庁や我が町の役所や役場はどう変わるのか、さらに、それが住民にとってどういう関係になってくるのか、国民には何が求められ期待されているのか、こういう観点から、国民にとつての地方分権とは何なのかということ、できる限りわかりやすい姿で訴えていかなければならないんだらう、このように考えます。

そこで、まず総理から、この分権改革についての視点、理念等についてお聞きしたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 まず、基本的な点につきまして申し上げ、具体的によくわかりやすいという

ことでありまして、これは担当大臣から御答弁させていただきたいと思ひます。

言うまでもありませんが、今回の分権一括法は、我が国の中央集権型行政システムの中核的部分を形成してきたと言われております機関連任事務制度の廃止や国の関与のあり方の見直し等、抜本的な改革を行うものでありまして、国、都道府県、市町村という縦の関係を変革いたしました。対等、協力の横の関係を構築しようというものに尽きると思ひます。このことによりまして、地方公共団体が地域の実情やニーズに合った個性的で多様な行政を展開できるようになり、住民にとりまして、また自分たちの意向が行政により反映されやすくなるというメリットがあるものと考えております。

同時に、地方分権は、地域における自己決定、自己責任の行政システムを構築するものでありまして、住民自治の観点からも、住民が行政に責任を持つて参画することができると期待をされるものと考えております。

その結果どういう姿になるかということにつきましては、関係の大臣から御説明をさせていただきます。

○野田(毅)國務大臣 今総理から基本的に地方分権の意義について御答弁申し上げたとおりです。

そこで、この地方自治、本当地域のことを地域の自己責任においてやっていただく、身近なことは地方において行う、国の存立にかかわることとは国がやるんだ、そういう意味で、国と地方の役割分担に基づいてやっていく、この基本スタンスを今回、御指摘のとおり、まさに機関連任事務というものは、国が地方を国の下請機関と位置づけてやる行政システムでございました。これを根本的になくするということによって、国と地方の関係、そういう上下の関係から横の関係、言うならば対等、協力の関係に移しかえていく、こういうことでありまして、それを実際に担保していくための権限移譲その他の事項をこの法案に決めておるといふことでございます。

このことは、単に国と地方の関係のみならず、言うなら住民自治のあり方、意識の変革をも実は要請する面もあるわけであります。自己責任、みずからの責任において自主的に決定していく、自律性を持ってやっていくということによつて初めて、本当の意味での地域の主権なり、そういったことが誕生していく。それをやっていくためには、当然のことながら、今回の法案だけですべて完成するものではございませんで、それをバックアップする財政的な側面もこれから引き続いて対応していかなければならないというふうに考えております。

○小林(守)委員 それでは、財政的な今後の分権を担保する意味での財政、財源の移譲についてどのような構想を持って進められるのか、この辺、お聞きしたいと思います。

○宮澤國務大臣 その点はけさほど申し上げたところでございますが、今年度の予算を編成いたしましたときに非常に強く感じましたのは、国の財政もそうでございますけれども、地方財政が非常に悪い状況に、しかも今までと違った悪い状況、大きな県、富裕県等々について起こり始めたことであります。御承知のように、大蔵省と自治省というのは、よくいろいろなやりとりをする役所でございますが、今度はそのやりとりを超えまして、これはとてもこのままではどうもならぬという感じがいたしました。

それで、自治省、地方財政につきましてもふだんと違ったことをいろいろお願いを申し上げたわけですが、この状況は、しかし、今の経済状況が変わりませんと、国と同じように地方もそういう道を続けていかなければならないと思ひますので、けさも申し上げましたが、日本の経済成長が正常なルートに返りましたただけ早い機会に根本的な財政改革を必要としますのは、中央ばかりではありませんが、地方もそうであると思ひます。

そのときには、中央と地方の間の税源の再配分と申しますか、再検討というものが必ず必要にな

る、そうならざるを得ないように思いますので、今どうするかというのを申し上げませんが、そのときにはどうしても御指摘の問題に取り組みなければならぬというふうに今から考えております。

○小林(守)委員 分権の問題と国、地方を含めた財政危機の問題は、これはレベルの違う問題だというふうに思うんです。そういう点で、これは自治大臣の答弁を求めたいと思います。

○野田(毅)国務大臣 今、大略的に大蔵大臣から御答弁申し上げたわけでございます。

今の国、地方、財政状況はお互いともに下手をすれば共倒れになりかねない状況にございます。そういう中で、基本的に財政を支えるのは税でございます。その税を生み出すのは経済であり、また、そういう意味で、経済の成長がある程度ノーマルな姿になって、その中で、現在の法人税系統なり個人の系統なり、あるいは間接税の系統なり、ノーマルな2%程度の経済成長になったときにどの程度の税収がそれぞれ発生してくるだろうかというところをある程度念頭に置いた上で国と地方の税源配分の話に入らなければ、今の本場に落ち込んだ異常な状況の中で配分問題をやっても、これは必ず後になって見直さなければなりません。それより、特にことしの場合は、そういう中でなおかつ、法人税について交付税率を引き上げる、あるいはたばこについての国、地方の財源移譲をしていただいた、そういう中で、地方の一般財源だけは、こういう中ではあっても、昨年に比べて絶対に落とすわけにいかないというだけの手当ではしたというのが本年の状況でございます。

この後、見直しに当たって、国、地方の税源の移譲もさることながら、地方税が一番の根幹になるわけでありまして、その際には、少なくとも税源がある程度普遍性がなきや困るし、それから、税収が景気変動に対してある程度安定的なものでなければ困る。それはやはり、地方の行政事務が、余り景気とは関係のない、コンスタントな事務を要求するという性質もございいます。

そういったことを念頭に置いて地方税を仕組んでも、なおかつ地域間の格差というものが当然伴ってくるわけでありまして、そういう意味で、一般財源を強化する意味での交付税という財源調整の仕組みも、もう一方でどうしてもこれは必要だろう。内容においては、見直すことは当然であります。なおかつまた、国庫補助負担金のあり方についても、できるだけこれを一般財源化していきけるような形にこれから努力をしていかなければならないというふうに考えております。

○小林(守)委員 財源、権限、人材も含めて地方へのシフトがえを進めていく、こういうことが分権のかなりになるんだらう、ワンパッケージで本来進めなければならぬというふうに思います。また、今回の一括法では、それがいないために非常に自治体にとってどう変わるのかというところが見えてこないんじゃないかな、このように思います。

ただ、大事なことは、機関委任事務が廃止になって、国の包括的な指揮監督権が廃止されるということを、これは相当しっかりと受けとめる必要があるんじゃないかな、このように思います。先ほど総理の御答弁の中で、いわゆる機関委任事務を廃止して、従来の上下主従の関係から対等、協力の横の関係をつくっていくんだというふうなお話もございました。

これは極めて大事なことでありますので確認いたしますが、この分権一括法の基本的な提案理由の説明をいただきました。これは、出された提案理由の説明なんです。国と地方の新しい関係を築くというふうな書いてあります。それから、午前中の西川議員の質問にも、新しい横の関係を築くんだという言葉でした。今回初めて、しっかりと、対等協力の関係なんだというふうに触れられました。

私は、ちょっと心配していたのは、第一次勧告とか地方分権推進計画が閣議決定した中では、しっかりと、縦と横の軸の中で要は対等、協力の関係をつくっていくことなんだ、機関委任事務を

廃止することはまさにそういうことをつくることなんだというところを強く出しているんですが、今回の説明の中ではそれが抜けてきております。きのうの議論の中で、例えば自治事務に対する是正要求、改善措置義務化の問題、さらには自治事務に対する代執行、これは極力避けると言っていますけれども、代執行があるんですね。もちろんのことながら法定受託事務については代執行もあるわけですが、先ほど岩國議員がパネルで示したとおり、法定事務に対する是正措置の中にもやはりその影が残っているのではないかと、ここは削除したらどうだという御指摘があったと思います。私も、現実には影が残っているのではないかなと思えてなりません。

そして、国と地方との関係の中で、国の地方に対する不信感、何をやらすかわからぬじゃないか、違法な状態だつてまかり通っているところがあるじゃないか、本当に任せていいのかというふうな私は不信感が根強く残っているのではないかな。確かに個別的にそういう事例が全くなかったとは言えないと思うんですけれども、しかし、分権の時代、何のための分権かといったら、先ほどのお話にあったように、住民の、市民の自己決定、そして自己責任という形になるならば、私は、そういう問題は地方議会の中で、地方政治の中で、市民自治の中で克服していくべき問題なんだらう、このように考えます。

それを待たずに、直接措置請求をするとか代執行してしまおうとか、そういう制度を残したことに、極めて残念です。国と地方との対等、協力の関係からするならば、私は、本質的な大改革にはならない、リフォームのための改善措置にすぎない分権改革ではないか、このように思えてなりません。

実は、前回予算委員会でも、私は非核証明の問題で議論をさせていただきました。そのときに、野田自治大臣が気になることをおっしゃっておりました。外交権と自治権の問題で、確かに外交権の問題についてはこういう考え方は成り立つと思う

んですけれども、例えば、国の施政権の問題で、「地方自治体といえども国の施政権の範囲の中に、あることは当然のことでありまして」、そこで言う施政権ですね。地方行政権それから外交権を含む、外交権は国の専管事項だと思っておりますが、ここで言っている国の施政権の範囲内という意味での施政権という中には、私は、地方行政権も国の施政権なんだよ、このように考えているというふうに思えてならないんです。

きょう突然の指摘なんです、この施政権の中に、地方行政権に対するものも国の行政権の範囲なんだという考え方、これが整理されずに残っているのではないかと、私はこのように思えてなりませんので、そこをお聞きしたいと思います。

○野田(毅)国務大臣 私が予算委員会でも施政権という言葉を使ったのは、あるいは法制局長官から吟味していただかなければならぬかと思いましたが、ただ少なくとも、施政権というのは、私の感覚では、政治家としては、統治権と同じような意味に考えてもよろしい。それは、沖縄返還のときに施政権返還という言葉が長年使われていたということもございました。

そういう意味で、日本国の統治権というのは日本国憲法に基づいて規定されるわけでありまして、その中で、地方自治において具体的にそれをどのように達成していくかということは、地方自治の本旨に基づいて、法律に基づいて、それぞれ行われていくわけでありまして、それを申し上げたのであって、少なくとも、国と地方の役割分担というものは法律に基づいて行われていかなければなりません。その中で、国の存立にかかわる大事な問題は、明らかに国の一番大事な責任分野の一つであります。そういう意味で、住民自治に帰すべき範囲のものではないのではないかと、この点は明らかにしていることだ、私はそう理解をいたしております。

そういう意味で、条例において、港湾管理の権限を有する知事さんがその権限行使においてどういうふうな内容のことをおやりになるか、それは

明らかに、国の外交権に制約を及ぼさない範囲の中での港灣管理者としての権限の範囲において行使されるものであるという意味で申し上げたわけであらう。そういう意味で、非常に大事なことは、国と地方の関係を徹底的にとらえるのではなくて、まさに住民福祉のために、国民福祉のために、国と地方が相協力、共同してどういう役割や分担をしてやっていくのかということが一番大事なことだ、私はそのように考えております。

その意味で、今回、御指摘のとおり、今まで国の機関委任事務ということが規定をされておりました。これは、地方公共団体の機関を国の下部機関として構成をして、そして包括的な指揮監督権というもので、必ずしも法律とかそういう法令に基づかない通達等々の世界の中で関与してきいたというものを、今回の法改正によってそういう機関委任事務というものはなくするんです、仮に法定受託事務というものであっても、そのような包括的な指揮権はもうないんです、そして、国が、今御指摘の是正の要求とかいろいろなことがございまして、そういうことをやられたとしても、それに対して、これからは新たに国と地方の間のいわゆる係争処理システムを導入して、その中で、客観的な判断の中で適正な処理が行われるようにしていきます。そういう意味で、国が地方に干渉する場合も、あるいは法律に基づき、ルールに基づいてやっていきますようにということになったわけでございます。

さらにもう一つ、ごめんなさい、長くなって恐縮ですが、地方議会の条例の制定権も、従来は国の機関委任事務には条例制定権は及びませんでした。しかし、その条例制定権も、従来国の機関委任事務とされていた事項に対してまで及ぶんだというふうな今回の法改正でなっているわけでありまして、私は、従来よりもはるかに前進をしているということとはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○小林(守)委員　そこで、また施政権の問題にちょっとかわるんですけれども、実は、平成八年の十二月六日、衆議院予算委員会において、我が党代表の菅直人氏が極めて重大な質問をされ、内閣法制局長官が答弁をされております。いわゆる憲法の第五章、内閣のところ、六十五条、極めて単純明快なことなんです、「行政権は、内閣に属する。」このようになっております。そして、その隣に、同じ憲法の第八章、地方自治の九十四条、地方公共団体の権能とか、法律の範囲内で条例を制定することができると。今大臣のおっしゃられた、法律の範囲内、自治体は自主性、自立性を持って住民の総合的な福祉向上のための施策を展開してほしい、できるんですよというところ、なんだらうというふうに思いますが、この「行政権は、内閣に属する。」という問題の中で、地方自治との関係の中で、菅直人代表の質問に対して、大森内閣法制局長官は、このように答弁しておりました。

日本国憲法は、第八章で地方自治の原則を明文で認めている、そして九十四条の規定で地方公共団体の行政執行権は憲法上保障されている、第六十五条の「行政権は、内閣に属する。」という意味は、地方公共団体に属する地方行政執行権を除いた意味における行政の主体は、最高行政機関としては内閣である、それが三権分立の一翼を担うという意味に解されているということに答弁されております。

この質問の流れというのは、いわゆる国会、立法府、立法府と行政府との関係の中での議論の流れの中で出てきたんですが、地方行政との関係の中でも、行政権について、内閣に属するということだけでも、これは政府、中央政府と言ってもいいと思うんです、これは、内閣にすべての行政権があるというんじゃないで、地方行政執行権については除かれているんですよということなんです。

ここに私は、全く、国の行政権と地方の行政権の独立性というのか、もちろん国としては一体のものだと思っておりますが、しかし、法律の範囲内でできるといふ条例制定権が認められています。そして、この六十五条の解釈では、地方行政執行権は除かれるのが六十五条の内閣の行政権なんだというところを踏まえて、それぞれの皆さんが考えなきゃいけないんだらう、このように思えてなりません。

特に、その経過の中で地方分権論を議論するときに、すべての行政、つまりは自治体も含めてすべての行政権を一たん内閣に全部、この考え方に立て、すべての行政権は内閣にあるというふうな皆さん考えてしまっていて、それを分け与えるような認識、これがまだまだ色濃く残っているのではないかと。そうではなくて、憲法ではもう分かっているんですよ。

ところが、なかなかこの分かれているところを認識できない仕組みがあった。その仕組みは何かというと、機関委任事務だったんだと思うんです。そのことを明確に理解させない仕組みが機関委任事務だったんです。それをきちんとなくしていかなければならないというのが対等、協力の関係をつくっていくということなんです。それでいいですね。確認します。

○野田(総)國務大臣　基本的に、小林委員の今の御説明、私も了解をいたします。本日に、一番大事な本質にかかわる部分だと思っております。ただ、若干補足して言いますと、国会は我が国唯一の立法府であり、国権の最高機関でございます。そういう意味で、先ほど執行等についての御言及がございました、できるだけというの、それは、すなわち国会における立法権限というものを、それを、一つの法律で他の法律を規制できるかどうかという、憲法と法律との関係でなくて、法律と法律の関係、そういう中で法律の規定の仕方という、多少そういう側面もあるということがあったということは、この機会に追加して申し上げておきたいと思っております。

いう立場に立つならば、少なくとも機関委任事務をやめて自治事務と法定受託事務に分けた、直接執行事務に分けた、そういうことであるならば、私は、少なくとも自治事務に対して、是正措置要求とか義務化とか代執行というものが残るようなことがあってはならない、このように思います。法定受託事務はやむを得ないというふうに思いますが、自治事務という形を残したからには、しかも分権の推進委員会の勧告などでは、自治事務は八割、法定受託事務は二割ぐらいだろ、そういうような当初の考え方が、いつの間にか、省庁の敷しい、激しい抵抗によって五五対四五ぐらいの比率になってしまっている。しかし、法定受託事務に残されたものについても、これからよく見直していく過程の中では、これはもう自治事務でもないじゃないかということが必ず私は出てくると思います。

それらもしっかりと踏まえて考えるならば、自治事務に対する国の関与のあり方、これはもう先ほど来いろいろの方が指摘しておられますけれども、逆行ではないのか、むしろ強化されたのではないかと、私はこのように言わざるを得ないのですけれども、いかがですか。

○野田(総)國務大臣　御指摘のとおり、本来、地方団体が行うべき自治事務に關して、まず基本的に自主的に決定されるべきことであるし、是正すべきときには、人から言われる前にまず自主的に是正されるべきことは当然のことだと思っております。しかし、そのような形で是正がなされないで、その結果、その自治体の行政の運営が混乱をしたり停滞をしたり著しい支障が生じているような場合には、これを放置していいんだらうか。そういうわけにいきません。したがって、何らかの形で国が適正、円滑な行政運営を維持するための実効性のある措置をぜひお願いをしたい。その場合に、問題は、これは是正の要求という、今回新たに設けられたわけでありまして、これも、これはそういう意味で、いわゆる法定受託事務に対する関与ではなくて自治事務に対する関与であ

るといふことを考慮して、その是正、改善の具体的な措置内容まで言及することはない。そこは自治体自身の裁量にゆだねるのです。あるいは、そういう意味で必要最小限の関与にとどめよう。問題があると自治体自身がそれについて考えたときには係争処理手続に移行する。この係争処理手続というのは今まではなかった仕組みでございます。

それから、従来、これにかわる措置としてというか、これよりもっと厳しい措置として、先ほど来申し上げておりますが、包括的な指揮監督権というものが別途ございまして、これに基づいて是正措置要求という条項がありました。これは確かに法文上の義務づけの明文化はいたしてはおりませんでしたが、今日まで、その解釈としては、法的な義務が伴っているものだという解釈が実効上なされてきた世界であります。

今回はそれを明文にしたということであります。一方、今まではなかった係争処理手続というものを新たに入れるということ、そして包括的な指揮監督はやりませんよということも自治事務に關して行われたということでもあります。

○小林(守)委員 ちょっとその辺が不明確なんです。

やはり、自治事務で、自治体が責任を持って自己決定でやってくださいというふうに踏み切ったからには、原則、代執行や直接執行、そして是正措置要求の義務化、改善措置の義務化、これについては自治体の責任でやってください。ただし、原則ですから、国は自治事務に対しては原則やらない、関与しない、しかし特別のこういう場合にについては関与するんだというところを、その表示の仕方が、できる限りやらないという話じゃないんだらうというふうに思ふんです。

この法文の中でできる限り強権的な国の関与をしてはならぬというふうになっていきますよ、それは、できる限りなんというかと、これは非常に範囲がわかりづらい。だったらば、原則やらない、そしてこういう場合だけ、具体的な事例だけ、例え

ば大災害のときに市町村も県も機能ができなくなってしまうと、そのときに国が代執行なり直接執行なりでお手伝いに行くんだ、そういうことであれば、だれもそんなことはやるなどとは言いませんよ、それは、特定の場合に限る必要がある。

しかし、住民の利害、考え方の違いが対立しているような問題に対して、違法状態だからといって介入することは地方自治権を侵害するものだ、私はこのように言わざるを得ないし、原則、介入しない、関与しないという立場に立つて、これは少なくとも、是正措置の義務化、さらには代執行については削除すべきである、またはやらないと少なくとも自治事務についてはやるべきだというふうに強く求めたいと思ふます。

○高島委員長 野田自治大臣。時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

○野田(毅)国務大臣 率直に言つて、自治事務に対する代執行は毛頭考えておりません。(小林(守)委員「本当ですか」と呼ぶ)もちろん考えておりません。その点で、先ほどちょっと申し上げたわけです。

では、なぜできるだけというあいまいな表現が入っているか。それは、代執行というのは地方自治法に基づいて行われるものではなくて、個別の法令に基づいて代執行が行われるということになつていくわけです。そうすると、では、地方自治法の改正によって他の法律を規制できるのかという立法技術上の問題もこれあるということにおいてこういう表現になった。代執行というのはあくまで法定受託事務に関する話であつて、その法定受託事務に関する代執行であつても、できるだけこれを抑制しなければいけないということでございます。

そういう意味で、今日、自治事務の中で代執行の対象になるような事務はございませんし、今後もないと考えております。

○小林(守)委員 ありがとうございます。終わります。

○高島委員長 次に、石垣一夫君の質疑に入ります。

○石垣委員 公明党・改革クラブの石垣一夫でございます。

私は、まず、本論に入る前に、総理大臣に若干お聞きしたいと思ふんです。

今回の中央省庁再編法案並びに地方分権法案は、この国のあり方を問う一つの姿を提案している、このように考えております。それで、総理大臣は、富国・強國の国家を築く、こういう目的を持って、二十一世紀日本の構想ということで、有識者を集められていろいろ勉強なさつておられます。既に三回開催されておると聞いておるんですけれども、我が国の国家像、これを、簡単に言えば、富国・強國という表現をなさつておりますけれども、さらに具体的にその中身について総理のお考えをお聞きしたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 富国・強國ということとはしばしば申し上げておりますように、やはり、物と心のバランスのよい姿というものは、人間におきましても、国家におきましても、大変大切なことではないかというところでございまして、いわば富國といふのは、ある意味では経済的基盤というものをしっかりと持たなければならぬと思ふますし、一方では、有徳というところは、志といふますか、そういう意味で、精神的なやはり安定というものが望まれるものであります。

いつか話をしたかもしれませんが、日本、この国の象徴たる富士山、なぜそういう名前がついておるか。富士の富はトミでありまして、と同時に、土といふのは志といふことで、これはある意味で、日本を代表する山もやはり富国・強國ではないかと実は申し上げておるわけでございまして。

そこで、私といたしまして、このことを進めていく上には、やはり二十一世紀の国の形というものもそれなりにお示しをしなければならぬと思つておりましたが、総理大臣に昨年なりまして、改めてこのことを深く認識をいたしまして、でき得べくんば、多くの有識の方にもお考えをお

聞きたいということで、現在、河合肇雄氏を座長といたしまして研究を進めさせていただいております。

ことしの一月の施政方針演説におきまして五つのかけ橋というのを申し上げましたが、これから五つの分科会をつくりまして、それぞれにまた多くの方々の御意見を拝聴しながら、考え方を取りまとめたいただきます。お示しをさせていただければ大変幸甚だ、こう考えて努力をいたしておるところでございます。

〔委員長退席、山口(俊)委員長代理着席〕
○石垣委員 今、五つの分科会でそれぞれ有識者が研さんをされている、そういう御意見を承つて総理として一つの考え方を示していきたい、こういう御答弁だったわけですね。

私は、我が国のあり方は、国内的には、いわゆる自己責任型社会、こういう方向に進むだろう、このように見ております。また、国際的には、経済市場運営あるいはまた地球環境資源、最近では、会計学まで世界標準の指針を取り入れる、こういうところまで、いわゆる世界標準国家づくりが将来の我が国の目標になるのではないかと、このように考えておりますけれども、こうしたグローバルな政策が我が国の国家機構を変えようとしているのではないだろうか、このように私自身は思えてなりません。

そこで、総理としては、今私が申し上げたことに関連して、我が国の将来についてどういう政治哲学を持っておられますか、再度お聞きしたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 自己責任社会ということとは当然のことだろと思ふますが、昨今、いわゆるグローバルスタンダードなるものが多く言われておりまして、これをいろいろと突き詰めていきましたと、若干、アングロサクソン・スタンダードではないかという評もあります。

したがって、もちろん、その中で、自己責任社会というものの上に成り立つ、特に欧米における姿というものは大いに参照をしなければなら

ないことだろうと思ひますし、また、あらゆる面におきまして地球が狭くなり、金融を初めいたしまして、経済あるいは文化、各般にわたりました。そうして一つの規範というものを持たないとお仕事もできない、こういう形の上にあることは事実であると思ひます。

ただ、我が国は我が国なりに歴史と伝統があるわけでございますので、我が国なりの生き方あるいはまた進め方というものはおのずとあるだろうと思ひておりました。そういう意味で、今いろいろなお考えが存するとは思ひますけれども、日本として、長き伝統に基づくよき点は十分残しつつ、国際社会の中でまた通用するようなものについて、これはできる限り素早く取り入れていくということではなければならぬと思ひております。そういう意味で、日本の常識が世界の非常識ということでもいけませんし、世界の常識が日本で非常識ということでもいけませんので、その間、それぞれの分野におきまして、十分個性ある姿としてやっていかなければならぬ。

これが第三の道と言われるのか、あるいは日本式というのかわかりませんが、世界に学びつつ、日本としてあるべき姿をつくり上げていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○石垣委員 日本のよき伝統を残しつつ、グローバルな意見も取り入れていきたい、こういうあらあらのお考えだと思ひます。わかりました。では、本日の本論に入りたいと思ひますけれども、私は、独立行政法人の問題と、それから特殊法人の問題についてお聞きしたいと思ひます。

まず最初に、独立行政法人化の個別機関の分析評価についてお伺いしたいと思ひます。

政府は、二〇〇一年四月一日から実施する独立行政法人化の検討対象として八十九機関を挙げておられます。この検討対象から漏れた機関が幾つありますか。

例えば、厚生省における国立医療・病院管理研

究所、労働省の産業安全研究所、産業医学総合研究所、大蔵省の会計センター、文部省の学位授与機構、統計数理研究所、建設省の建設大学校、郵政省の郵政大学校、北海道開発庁の建設機械工作所など、約九十機関あります。これらの機関は、どういふ理由で対象から外されたのか明らかにされております。それが一つ。

次に、二つ目の問題は、通則法第二条に独立行政法人の選定基準を定義しておりますが、私の質問は、各省庁がリストアップした八十九機関の業務形態の内容、研究成果、業務管理等の分析評価をどのように行ったのか、こういう点が不明であります。この二点。

○太田国務大臣 どういう基準で選定をしたのかということでございますが、公共上の見地から確実に実施が必要なこと、やること自体は絶対に公共上から見て必要だということ、国がみずから主体となつて自分でやる必要、直接実施する必要はないのではないかと、それから一方、民間にこれをゆだねた場合には実行されない、実施されないおそれがあるということとを三つの要件として、独立行政法人化の対象として考えました。

それで、その中で、今挙げられたもののリストはちょっと私も全部覚えておりませんので、あるいは後でそれに対してお答えを、正確を期して答えてもらった方がよいと思ひますけれども、ということ、グレーの部分ももちろんあります。さまざまな議論を繰り返して、数カ月間、夏から秋にかけて議論をそれぞれ積み重ねた結果として決まったわけですね。

○石垣委員 今大臣が答弁になったことは、この通則法第二条に書かれてあるわけですね。これはわかつておるわけですね。これはわかつて、私は質問をしておるわけですね。政府の皆さんは、八十九機関を今回選考されたわけでございますけれども、私は、これはいろいろとヒアリングをされて、それなりの選考基準をもつて選ばれたと思ひます。

ところが、国民の立場からいけば、また審議している私自身も全くその内容はわからない。資料が提供されておられません。だから聞いていたわけですね。

私はここで八十九機関全部説明しろと言っているんじゃないのです。個々に。だから、一昨年来、各省庁がいわゆる個別機関からヒアリングされてまとめたその評価資料があると思ひます。これをなぜ公開できないのか。この資料によつて私たちは判断し、また国民の皆さんも判断できると思ひます。これは何でないんですか。

○太田国務大臣 どういう議論の経過があつたかということですか。

要するに、これは一つ一つについて、例えば、私が全部当たつたわけではなくて、各省庁と中央省庁等改革推進本部の事務局との交渉で、この基準にのつて交渉をしたわけでございます。それで、それぞれの事務局の担当者に聞けばすべてがわかりますけれども、その中で、難しいものはやってくださいということでありましたから、私が直接、大臣同士でいたしました。

○石垣委員 この大事な八十九機関の決定に、大臣がすべてタッチしていない、難しいものだけ判断した。こう御答弁になったのですけれども、これは極めて無責任ではありませんか。これは担当大臣としては、今の答弁は私は納得できません。だから、分析されたいろいろなその内容がわからないと、八十九の機関が独立行政法人に行くことについて判断できませんよ。

ここに、「中央省庁等改革関連法律案について」という厚い冊子があります。これの二百十一ページから「独立行政法人化される機関の概要」と、概要しか載っていないのですよ、ずっと幾ら見ても。これで判断せよとおっしゃっているわけですよ。これは判断しようがないわけですよ。答弁をお願いします。

（山口（俊）委員長代理退席、委員長着席）
○太田国務大臣 その都度、当然報告は受けてお

りまして、毎日のように、きょうはこれらの機関が了解しました。あしたはこの機関が了解しましたということでも聞きながら、そして、一つの説得をするのに、私だって一カ月かかった分もありまして、二週間ぐらいのものもありますし、それはそれぞれありますから、全部を自分でやらないのがおかしいということ、これは難しいことですね。要するに、報告を聞いているかどうかという話であります。

だから、今おっしゃっていることは、それを、どの部分についてどうだということになれば、前もって教えていただければ、私は、前もって調べて、それは何だったかと思ひ出さなくちゃいけませんから、私は、別に知らなかったわけではなくて、知っていますよ、それは、頭の中に入っているけれども、そんなに全部を覚え切れないから、今は、前もって教えていただければ、私はお答えします。

○石垣委員 いやいや、大臣の頭の中で判断する問題じゃないのですよ。やはり担当事務局が、あなたが判断されるだけの資料をつくっていると思ひます。その資料に基づいてあなたは的確な判断をされたわけでしょう、そうじゃないですか。だから、そういう資料をなぜ公開できないのかと言っているわけですね。

それは、我々は同等の立場でこれを判断するわけですよ、違うのですか。提案に対して私たちは議決するわけですから、同等の条件にあらなければならぬと思ひます。そのためには資料の公開が必要じゃないかと言っているわけですよ。あなたの頭の中で判断する問題じゃないんですよ、これは。

なぜこういうことを私は言うかといひますと、今回、独立行政法人機関の対象とされたいわゆる八十九機関の職員を含めて、家族の人たちは、なぜ自分たちの職場がこの対象になったのか、大変これは心配しているわけですね。だから、私は、この理由を知る権利は、職員はもちろん、家族、国民にもあると思ひます。当然、この国会にもあ

す。

○石垣委員　そこで、私の調査では、いわゆる今度独立行政法人に行く現業の八十九機関です。この中に、四機関の中で天下りの実態がありま。私の調べたところ、文部省関係で国立科学博物館、これは元文部事務次官、同じく国立特殊教育総合研究所、元日本育英会理事、通産省関係では通産産業研究所、元京都大学の教授、環境庁の国立環境研究所、東京大学のOB。こういう四人の方が天下っております。これは、財団や財団法人ではありません。本省に天下っているわけでございます。

○有馬國務大臣　研究所にせよ博物館にせよ、最もいい人材を選ぶということを行っております。そういう意味で、御指摘のように現在の国立科学博物館の館長はかつて次官であった人物であります。こういう人はやはり非常に適材な人物であったと我々は判断をいたしております。そういう意味で、常にそういう判断から選んでいるわけであって、天下り、天上がりということはないと、給料は次官よりも低うございます。そういう点で、人材をきちんと選んでいるということをお願いいたします。

○石垣委員　それはそれなりの理由があつて選任をされたと思うのです。その人物についてはとやかく言える立場ではございません。しかし、組織の形態としては、一たん退職された方がこういう再就職をされて、本省に天下りされる、これについては好ましくないと思つておられる、これ以外にそういう人材はいないのか、そうじゃないと思つておられる。広い日本です。やはり私は、原則は原則として守つていかなければならない、守つてもらわなければならぬと思つておられます。これをあえて指摘をいたしておきます。

また、私はなぜこういうことを言うかといふと、今挙げましたように、結局、現業職のポストです。天下りの実態があるわけですから、これは、独立行政法人化した場合に、いろいろ理由があつて任命されるわけでございますけれども、目に見えない形で、私は、やはり原則天下り禁止という担保を何かの形で示していただきたい、こう思ふのです。

○太田國務大臣　原則天下り禁止といふか、これはむしろ、その仕事について習熟している人、あるいはこれから経営能力を発揮してくれそうなる人の中には、私は、その省庁にいる人たちの含まれるだろうと思つておられます。あらかじめそこを排除するよりも、行つてちゃんとその実績が上がらなかつた場合にはすぐやめてもらうという方が、公平な、公正な扱いではないかと思ふ。

○石垣委員　すぐやめてもらうのだったら、初めから任命しなかつたらいいですよ。そういう粗っぽい答弁は私はちょっとだめだと思つておられます。したがって、やはり公選を原則とする、さらにまた民間人の登用を主体とする、私はやはりこういう担保をきちんとすべきじゃないか、いかがですか。

○太田國務大臣　そこは大臣の人事権ということになりますので、ここで余り縛ることはできないというところでございます。

○石垣委員　では、これもやはり大臣のさじかげん一つですか。そうなります。そういう私の意見も十分ひとつ参考にしていただいて、今後の対応をお願いしたいと思つておられます。

次に、独立行政法人の解散事項について、やはりきちんと明記すべきじゃないか、私はこう思ふのです。通則法の三十五條には、中期目標期間の終了時の検討といふことではあると書かれております。しかし、これでは私は非常に弱いと思つておられます。したがって、いわゆる中期計画終了時において独立行政法人の存廃、それから民営化のいわゆる決定基準、こういうものをきちんと作成する、これが一つです。さらにまた法人の解散規

定、こういうものをきちんと明確にしておく、こういうことが必要ではないかと思つておられます。いかがですか。

○太田國務大臣　解散規定などにつきましては、民営化につきましても、それぞれ独立行政法人の個別法をつくらなければなりません。そのときに、そういう点についても詰めてまいりたいと思つておられます。

○石垣委員　では、今私が申し上げたことも十分ひとつしんしゃくしていただいて、個別法のときに対応していただきたい、このように要望しておきます。

時間がございませんで、最後に、いわゆる特殊法人の問題について一点だけ申し上げたいと思つておられます。先般、総務庁の各種公団の財務調査報告書が公表されました。先般の委員会でいろいろその実態が明らかにされ、初めて国民の中に特殊法人のいわゆるずさんな経営実態が大きな怒りを呼んでおられる、私はこう言つても過言でないと思つておられます。

こういう中で、特殊法人にいわゆる業績評価委員会といふ評価委員会というものが設置されておられます。これに準じた形でいわゆる評価委員会を設置する。これは、外部からその委員を公募していわゆる第三者による厳しいチェックを受ける、この中で、特殊法人の存廃、あるいはまた廃止、残すべきもの、こういうものの判断をする。そういう機関をひとつ設置すべきではないか、私はこう思つておられます。

も非常に不信感があります。こういう点で、総務庁長官としてどうお考えですか。

○太田國務大臣　石垣委員が、特殊法人の問題あるいは特別会計の問題についても深い御造詣をお持ちであつて、我々にもたびたび御指導いただいております。我々もたがひたびたび御指導いただいております。したがって、その中で、今おっしゃいました特殊法人と独立法人が違ふという点で、特に独立法人の場合はディスクロージャーが、外部監査がありませんで、そこが違ふ、また定期的な評価もないということが違ふという点でございます。

その点について、ではこれからどうなるんだという点でございますが、二年後からは各省庁の政策評価、これは独立行政法人の評価とは別に各省庁の政策評価をいたしますので、その中で、一般的な政策評価の中で特殊法人の評価ということも出てくるわけでございます。しかし、それで十分だといふふうに思ふかどうかで、判断はございませんで。

そういたしますと、今たびたび申し上げておりますように、独立行政法人の今度のこの法案の後、特殊法人について改めてそこで、ききおつしていただけたらいいように、これを民営化するか、独立法人化するか、あるいはなくすかといふような選択の厳しい場面というのはその次にめぐってくるんだと思つておられます。

○石垣委員　こういう特殊法人の改革については、やはりリーダーシップが必要だと思つておられます。総理大臣が腹を決めれば、特殊法人の改革はスピードアップされると思つておられます。けさほどから改革のスピードというものが出ておりますけれども、例えば東京都の石原知事、いろいろと思つておられる。私は、やはりOJの功労金を廃止すると決断しました。見事な決断です。こういうのに類した総理大臣の決断、これが私は特殊法人の改革に必要なと思つておられます。いかがですか。

○小淵内閣総理大臣　特殊法人につきましては、

世にいろいろの御批判があることは、十分承知をいたしております。したがって、不断に見直しを行うことによりまして、行政改革を進めるに当たりましての重要課題の一つだというふうな認識をいたしております。

政府といたしましては、四月二十七日に閣議決定をいたしました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画に記述しておりますとおり、果次の閣議決定等を踏まえつつ、徹底して見直し、民営化、事業の整理縮小、廃止等を進めるとともに、存続が必要なものについて、独立行政法人化等の可否を含め、ふさわしい行政形態及び業務内容となるよう検討してまいっております。

今石垣委員御指摘のように、特殊法人の問題につきましては、これは直接的に、今般の法律の提案とは異なりまして、今御指摘をいただきましては、この点について国民の十分な理解を得られるように、十分監視し、努力をいたしていきたい、このように考えておる次第でございます。

○石垣委員 今回の中央省庁改革推進に関する方針の中で、これはわずかに三行しか載っていないんですね。いかに特殊法人に対する認識が弱いかというところを、これは如実に示していると思うんですよ。

だから、今総理大臣がおっしゃったように、この特殊法人の改革は、やはりリーダーシップが前提でございます。今後の総理の見事なリーダーシップをひとつ期待いたしまして、質問を終わります。

○高島委員長 この際、幹屋敬悟君から関連質疑の申し出があります。石垣君の持ち時間の範囲内においてこれを許します。幹屋敬悟君。

○幹屋委員 公明党・改革クラブの幹屋敬悟でございます。

石垣委員に続きまして、関連質問として、私は、地方分権一括法の内容を中心に議論をさせていただきたいと思っております。

今回の地方分権一括法、私は現場の、都道府県

の出身でありまして、都道府県の現場におきましては、今まさにドラマチックな、さまざまな変化が進んでいいます。今回のこの一括法の処理をめぐりまして、国会の審議がどうなるのか、大変に関心を持って見ておられますし、場合によっては、十二月の議会あたりでは作業しなきゃいかぬ、大変な状況にあるだろうということを思いつつ、議論をするわけであります。

加えて、最初に、私は、分権一括法の内容に入る前に、同じく都道府県なり市町村が現時点で最も悩んでおられる介護保険について、これは私は、きょうは自治大臣おられますけれども、実は、厚生委員会じゃなくて地行委員会、しゅっちゅう自治大臣との問題は議論をしている。厚生委員会でもやればいじやないかというおしかりを受けるかもしれないが、実は、それぐらい、地方自治体にとって極めて今大きな課題でありますから、どうしてもきょうは、本題に入る前に、何点か確認をさせていただきたい。

と申しますのは、先ほど、都道府県なり市町村の現場において、今大変な準備が進められている。来年の四月一日から施行が始まる。ことしの十月からは認定業務も始まる。こんな中で、現場においては、高齢者の実態調査や、あるいは介護保険事業計画をつくらなくてはいいかぬ。

加えて、一番悩ましいのは、まさに住民の負担がどれぐらいになるのか、保険料がどうなるのかというように、そして、その保険料に伴う、逆かも知れませんが、サービスの給付水準と保険料をどうするかということが今最大の課題であります。この地方分権一括法と同時に、私は、地方は大変に大きな課題、問題に今直面をしておる、こういう状況だろーと思っております。

そういうときにありまして、どうしてもこの特別委員会では私に確認をしなければならぬのは、この前から、厚生委員会の一般質疑等も経まして、さまざまな新聞報道が続いているわけでありまして、現在準備が進んでいる現場から見ると、一体、今、何がどう検討されているのか。基本的なこと

は、法律の中にあることは、既に逐次現場にしているわけでありまして、どうも新聞報道等見ますと、この介護保険の制度の根幹にかかわる問題について、厚生大臣初めいろいろな御発言があるような気がいたしますので、最初に確認をさせていただきたいと思っております。

最初に保険料の問題でありまして、保険料は、私も厚生委員会でも何度か議論しましたけれども、宮下厚生大臣も、先日長野で、長野というのには御地元ですね、我々も地元へ帰ると、必ずこの問題が出るんです。御自分の地元だけでいいことをおっしゃったんじゃないかと若干心配をするわけで、誤解がないように確認をさせていただきたいと思うんです。

これは新聞報道ですから、事実かどうかを確認させていただきたいんですが、保険料の問題があるんで、今後均一の方向にしたい、国と都道府県が出資をして二千億円ぐらいの基金を新設する方向だと述べた。これは新聞報道でありますけれども、財政調整のための基金などを活用して、新しい仕組みを、今の介護保険の仕組みプラス何か想定されるような記事なもので、私は、この記事は多少全国の市町村が大変に関心を持って見たらう、このように思うわけです。

そして、それ以外にも、保険料がある程度を、月三千円ぐらいを超えるようなところについては、何か仕掛けをつくらなきゃいかぬのじゃないかというように、こんな新聞報道等もなされているわけでありまして、ちょっと保険料の検討状況を、これが本題ではありませんが短時間で結構です、簡単に厚生大臣の方から御説明いただきたいと思っております。

○宮下国務大臣 長野での発言は多少誤解を受けて報道されておりますが、私は、地元へ帰りますと、なるべく介護保険の実態を御説明したいというところで、発言させていただいております。二千億というのは、法律にも規定しております安定化基金のことでございます。これは、三年間で基金を造成して、そして、介護の決算で赤字に

なるとかというときには、補助をしたり、あるいは融資をしたりする。各県につくりますが、総体として、オール・ジャパンで二千億程度と今考えていることを申し上げただけでございます。このことはしばしば国会で申し上げております。なお、保険料につきましては、三千円を上回る分については特に手当てするかどうかという点の報道は、これは誤報でございます。

私も、いろいろ考えてはおりますけれども、そのように平均値を上回るところだけを助成いたしますと、施設介護重点の志向になりまして、在宅介護を中心とした介護保険制度の趣旨に相背馳するし、実質的な不公平を増すと考えておりますから、そのようなことは今検討はいたしております。

ただ、実態的に、余り格差があるというところは好ましくない。その原因は何かというところ、やはり施設介護が多かったり、在宅介護の比率が少なかったり、いろいろいたします。

なお、特殊な事情がございまして、将来あるべき姿がどのくらいいいかというところで市町村によくアンケートをとられたりいたしますが、これはいろいろ念査しませんが、必ずしもあの数字のとおりになるとは限らない。六月に実態調査の結果が明らかに、私の方に報告がございしますから、これを見て、よく分析をして、しかるべき対応はしていきたいというように考えております。

○幹屋委員 六月の実態調査を見て、よく分析をして、しかる後に対応を検討、こういうお答えですね。わかりました。

それで、もう一点だけ、家族介護の記事が出ておりました。実は、これも我が党が既に二月に政府に申し入れをしている点でありますけれども、家族介護の取り扱いをどうするか。これも、介護保険の中で組み込まれるような記事が出ておりましたけれども、検討の状況、これも端的で結構でございます。

○宮下国務大臣 介護サービスは、ホームヘル

パー等が行われる場合は計画に基づいてやるわけ
でございます。

しかるところ、實際上、例えばお父さん、お母
さんが寝たきり老人になっていると。その息子さ
んがお嫁さんがホームヘルパーである場合に、ケ
アマネジャーの策定した計画の中であれば、その
時間だけ家族を優先して充ててもいいのではない
かという意見があります。一方、それをやりまし
と、現金支給に準ずるものになっていく、家庭介
護を中心とするこの介護保険が崩壊していくとい
う両意見がございます。

したがって、今審議会で議論いただいております
が、私個人としては、そういった管理されたもの
の中であれば、親族であってもホームヘルパー
の資格があり、そして介護計画の中であれば、そ
ういうことをしてもいいのではないかと考えては
おりますが、審議会の意向にお任せしてございま
す。

○榊屋委員 大臣のお考えは理解をいたしまし
た。
もう一点、これも新聞報道であります、新聞
を確認する作業は私は嫌なものですけれども、現場
が本当に関心を持って見えておりますから、必要な
ことだと思つて確認をさせていただいております。

介護保険の広域化、これは自治大臣、御関心を
持っていただきたいのですが、広域化の場合の補
助制度、広域化のインセンティブを図るような補
助制度を考えている、こんな記事も出ておりまし
たけれども、この検討の状況はいかがでしょう。
○宮下国務大臣 広域化問題は二つの側面がござ
います。ことし十月から認定が始まりますが、そ
の認定について広域化をやっていく、一部事務組
合等でやる。多くの市町村等でこれが実施に移さ
れると存じます。これらの事務体制の補助等は今
やっております。

なお、今お尋ねの点は、保険者としての広域化
のお話でございまして、私どもとしては、やはり
保険料と給付の水準が余り乖離することは好まし
くありませんので、広域化することによってそれ
らがある程度調整できれば非常に好ましい面もご
ざいますので、広域化のことは進めてまいりたい
と思っております。

なお、その助成については、事務体制その他の
助成は今もやっております、そういう意味の助
成策を講ずるといふことを私は申し上げたわけ
でございます。

○榊屋委員 わかりました。それは現行制度の中
での大臣の御答弁だった、現行制度でそれはやる
のだ、こういうことで理解をさせていただきま
す。

いづれにしても、介護保険、今大変なことで準
備が始まっているわけでありまして、制度の根幹
を変えるようなことを軽々にやることはいいか
が、という思いがあるものの、制度発足時におい
ては、これは何とかしなくてはいかぬ、やはり激変
緩和は何かの形で検討しなければならぬという
ことを我々は感じておりました、そういう意味で
は、保険料問題、家族介護の問題それから広域化
の問題、これはぜひとも、導入時期ということに
限つてさらに検討をいただきたい、これをお願い
しておきたいと思つております。

それで、自治大臣にお尋ねしたいのですけれど
も、一度こういう場で自治大臣と議論をしてみ
たいと思つておたつたのです。厚生大臣にもこれ
からのちよつと話を聞いていただきたいのであ
ります、自治大臣と私は、地方行政委員会が介
護保険の議論を随分してまいりました。自治大臣
も政治家個人として、この介護保険制度について
はやはり大きな懸念を持っておられる、これは、
私も理解をさせていただいております。

それで、きょうはそのことをとやかく言うつも
りはありませんが、自治大臣、これから広域行政
を進める上でも大事なことであります、私の地
元の中国では、つい最近、中国新聞の記事を出し
ましたけれども、介護保険、自治体の準備が本
当に間に合わないという切実な声、半分ぐらひは介
護保険は来年の四月からは大変だ、こういう率直

な声があります。

自治大臣も、私との議論の中では、市町村を単
位とした今回の介護保険が本当に大丈夫かどうか
か、実は大変心配をしておられる話も、政治家個
人としておっしゃってましたけれども、まさ
に、これから十月あるいは四月ということがあり
ますけれども、自治大臣として、こうした今の実
態というものをどのように感じておられるのか、
厚生大臣もいらっしゃる前で、また総理もいらっ
しゃる前で、ぜひ所感を伺いたいと思つていま
す。

○野田(毅)国務大臣 基本的に公的な介護をどう
いう形で支援体制を組んでいくか、これは本
極めて切実な課題でありまして、単に社会福祉と
か社会保険とかいう言葉を超えた、ある意味では
老後の人間の尊厳にかかわる問題である。した
がつて、これは、単に一個人のプライベートセク
ターの中でやっていく世界ではないということか
ら、こういう話になってきている。それだけに、
厚生省が全力を挙げてその支援体制を組んでい
きたいということをやっておられること、心から敬
意を表したいと思つております。

一方で、実際にその事務を現実に担っていく市
町村というのがどこまで対応能力があるのか、あ
るいは施設の整備状況がどうなっているのか、あ
るいは保険でやった場合に、高齢化割合が市町村
によって随分異なっているのではないかと。した
がつて、受けるサービスと払うべき保険料の間
で、地域間によって相当のアンバランスが出てく
るような懸念はないのかどうか。そういうことに
なりますと、地方に行けば、各町村長たちは、瞬
接する周辺のところでの格差を言われたときに
本当に大変だ。

もう一つは、先生御指摘の中国地方の新聞にも
アンケートの結果が出ておりますが、現在、デイ
サービスその他のサービスを現に行っている、
じゃ、それが今後この制度に移行したとき、みん
ななくなってしまうのかというふうな話になった
り、なかなかその辺が交通整理が十分できており

ませんで、非常な不安感があつちこちに出てい
るというふうなことで、本当にこれはなかなか容
易じゃないのだ。

しかも、もう来年四月に迫っているということ
なものですから、今全力を挙げて、認定制度をま
ずどうするかというところで、大体この点は、広域
連合の中で各自治体がお互いに、その辺のすり合
わせ、体制はかなり進んでいるというふうに見て
おりますけれども、さて、その次の保険料を設定
したときに、じゃ、現在でも国民年金や国民健康
保険についてなかなか徴収に苦労しておられると
ころは一体どういふことになるのだらうというよ
うな話があつたり、率直に言つて、私自身非常に
心配をし、結果、混乱が起きないようにしてはし
いと。

それで、具体的に自治省としては、できるだけ
厚生省の努力をバックアップし、お手伝いをした
いというところでありますが、一方で、そういう心
配をある程度払拭していきけるようなことをしま
せんと、自治体の市町村長さんたちも、これはもう
政治的にもたないのじゃないかという思いが実は
ございまして、頭を痛めておられるのは、率直に言
つて偽らざるところでもございます。

そういう点で、今、閣僚としてはこの問題につ
いてそれ以上は言及するのはなかなか難しいので
すが、自由党の方では、むしろこれは保険という
制度ではなくて、消費税という形できちっとやる
べきではないかというところを、党としてはそのこ
とを問題提起して、党の基本政策の一つとして主
張しているというところは、恐縮でございしますが、
この機会にあわせてつけ加えさせていただきたい
と思つております。

この問題は、党利党略的な発想ではなくて、先
生御指摘のとおり、本当に切実な問題でございま
して、一緒に知恵を出して解決をしていか
なければならぬ問題であるというふうに思つてお
ります。

○榊屋委員 後段部分は、私はそこまで議論する
つもりは今日だいたいまないわけでありまして、そ

これは結構であります。厚生大臣と自治大臣の認識、厚生大臣も、全国共通の介護保険ですから、特に保険料が問題でありまして、この保険料について余り差がつくことはやはり好ましくないというふうな答弁をされておられます。それから自治大臣も、今これだけ環境が違ふ、それぞれ市町村の状況が違ふ中で、本来に来年の四月から大丈夫か、できることはしなければならぬというお話があった。僕は大体同じことだと思ふのです。私どもも同じ思ひであります。

それで、私は、これから四月まで、今六月、七月、それぞれ現場では事業計画もつくる、いろいろなことがはつきりしてくると思ふのです。既に二千五百円が三千万というとも言われておりますけれども、現在の介護保険の仕組みだけではちょっと厳しい。導入時には新たな財源措置も考へて、導入時の対応をしなければならぬという議論もあるかもしれせんし、それは余りにも大きな差があれば検討してもらいたいと思ひますけれども、それをやり過ぎると制度の根幹を壊してしまふ、こういう苦しさも私も理解しております。

したがって、ぜひとも私は、自治大臣、厚生大臣も連携していただいて、さつき申し上げた保険料の大きな格差、それから家族介護の問題、これは部分の話ではなくて介護保険全体の中で考へてもらいたい。これは言うことは勇気が要るのであります。私も、あえて申し上げようと思つております。さらには、広域化の問題等、これから大きな課題がありますから、どうぞ連携をとっていただいて、政府全体として取り組みをいただきたい。このことをお願いしておきたいと思ひます。

何か厚生大臣、手が挙がっていたかな、短くしてください。

○宮下国務大臣 いろいろな懸念のあることは私も重々承知しております。来年の四月からの円滑な実施のためには何がなされなければならぬか、どれだけ理解を深めていくか、大変頭を痛

めてやっております。

さつき自治大臣の言われました後半の福祉がいという点については、我が党としては、これは賛成しかねて介護保険制度を導入したわけでございますから、はつきり申し上げさせていたたたいたと思ひます。

なお、自治大臣の方からは、自治省の方からは、いろいろ交付税措置によって、一万人の市町村の人員を要します。したがって、そういう交付税手当てもしていただいております。今、厚生省と、それから地方の交付税その他を扱う自治省と、地方団体を監督する自治省と、本間に表裏一体となつてやらなければならぬというように私も考へておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

○例屋委員 それでは、本題に入りたいと思ふのであります。私は、地方分権一括法の中で、きょうは私自身は最初でありますから、与えられた時間も限りがありますから、一点、地方事務官の問題について議論をさせていただきたい。

先ほども激しい議論がござりました。私は冷静に、制度論から考へてみたい。我が党の中にも議論があるわけでありまして、ここは何が論点なのか、きょうは多くの国民の方にもごらんになつていただくわけでありまして、国民の立場に立つたときにどちらがいいのかというのを冷静に議論しなければいかぬ、こんなふうに私は思つております。

さてそれで、今回の地方分権、これは、国と地方の役割分担を明らかにする、これが第一でありまして、国と地方の役割分担を明確にした上で、国と地方それぞれが責任を持って事務を執行していこう、こういうことを整理するわけでありまして、けれども、そういう観点から考へますと、厚生年金それから政府管掌健康保険の事務、まさに厚生省関係の地方事務官がやりこなつていける現在の仕事、これは国の仕事なのか地方の仕事なのか、言わずもがなの部分もあるかもしれせんが、私

は、多くの国民が見ていらつしやるわけでありまして、それから、そこをまず明らかにしていただきたい、その根拠は何なのかというところも簡単に整理していただきたいと思います。

○宮下国務大臣 国と地方の役割分担を明確にするというところは、今回の地方分権の大きなねらいでございます。

ところで、厚生年金保険それから政管健保、この社会保険事業は、社会保障の根幹である国民皆保険、国民皆年金ということでございます。これは国の責任において実施しており、確保していくものでございます。

法律的な根拠を申し上げれば、まず厚生年金法二条あるいは健康保険法二十四条におきまして、政府が管掌する旨を明定してございますから、これは国の事務であることはもう間違ひございせん。

○例屋委員 そういたしますと、今度は労働省関係の職業安定業務、職業紹介事業あるいは雇用保険の事業は、この仕事は国がやるのか、国の仕事なのか地方の仕事なのか、これも大臣の考へをお示しいただきたいと思ひます。

○甘利国務大臣 憲法二十七条に国民の勤労権と云うのが規定されております。これは国民の基本的な権利でございます。これを履行していくために、国が一元的にこの業務を行つていかねばならない。

一元的にというのは国でしかできないのです。なぜ二元的にと言いますかというところ、例えば雇用保険、失業給付、これは国からの拠出金も当然ありますけれども非常に小さい比率であります。基本的には保険料は労使折半で成り立っております。それを集めて給付に回すわけでありまして、これがもし地方ごとで単独でやれということになりますと、失業率に従つて、給付の金額はうんと差が出ます。失業がたかさん出たところは、逆に給付が低くなるわけでありまして、深刻なものほど、余計深刻な給付しかできないということになります。そして、勤労者が職をかわつたり地域

をかわつたりするときに、これを一元的に、どこに行こうともその職安で仕事の紹介ができる、その間は失業給付ができる、これは一体の体制でやらないといろいろな支障が出てくるのだと思ひます。

○例屋委員 厚生年金、社会保険の関係の業務、あるいは労働省関係の職業紹介事業あるいは雇用保険の事業、ともにこれは国がやっていたわけではならない、こういうお話をいただいたわけでありまして、一面私はそれを理解いたします。

私が思ひますのは、先ほどいい議論がありましたけれども、今のままが一番いいのだ、現状がいいのだという話がありました。先ほどの議論の中で、現状がいいという議論は何も改革を拒むという声ではなくて、現状がいいというのは大変味のある言葉であります。

私は長い間、地方で、まさに地方の県本庁の中で、この地方事務官という方々と一緒に仕事をしておりました。私は、多くの国民の方は、地方事務官というのとはどこでどういう仕事をしておられるかというのには、余り御理解がないと思ふのです。しかしながら、身分は国の職員であるけれども、実質業務は、地方の都道府県の団体において指揮監督を受けながら業務をやっている、こういう状況がある。言つてみれば、一人二役という形になるのでしょうか、私はそんな印象を持っております。ありますが、これはええ言われぬ状況が五十年続いてきて、とつてもいい仕組みなのですね。これをつぶさなければいかぬというのが、私は大変残念な、さつきそういう意味で現状が一番いいという議論がありました。率直に私もそう思つております。

と申しますのは、これからの議論であります。が、今回、機関委任事務を廃止するから、ここで腹を決めなければいかぬわけでありまして、これも、実際、現場で都道府県の業務をやっています。今、厚生年金、政府管掌の健康保険の仕事、これとても、国保なんかとも密接に絡んでいけるわけでありまして、あるいは労働省の関係の、現場

では職業安定課とかいろいろな名前がついておられますけれども、県本庁にいて二つの役を担っているという状態は、まさに一人二役で、私は大変にうまく来たと思うのです。

これは、さっきから議論を聞いておりましたら、県本庁の外に出るのだからすっきりさわやかで大丈夫です、こういう話がありますけれども、一緒にいた方が一番いいのでありまして、私は業務をやっているときに、それこそ隣の課でありますから、これをどうしようかと、密接に業務がかわっていることは間違いないわけでありまして、業務そのものは、さっきの御説明で国の仕事かもしれないけれども、地方の事務と密接にかかわっているのは私は肌で感じてきております。

これを今回整理しなければいかぬというのは、ことに悩ましい話でありますけれども、もう一点両大臣にお聞きしてみたいのは、今まで五十二年間続いてきた、変えようと思つたけれども続いてきた。それは、続けた方がいいというニーズがあった。少なくとも、この状態でもかつかつた状態のメリットがあったと私は思うのです。

それは私だけが感じていたことではないのだらうと思うのですが、今の状態でもかつかつた点というのは、今回どちらかにして、政府案でありますとの直接執行事務になる、国の職員がやるということだけで、果たして整理していいのか。今までのメリットはあったのではないですか、それはどこへ行くのでしょうか、それはいいのですかというふうに私は率直に思うのでありますが、両大臣の御見解を伺いたいと思います。

○宮下国務大臣 これは歴史はさかのぼりますけれども、二十二年の地方自治法の問題がございますね。そして暫定的に六業種が、国家公務員である、でも地方事務官にするという中で、小学校、中学校等の事務は地方公務員へ移行しました。少年教護院、これも地方の福祉事務に移行しました。ところが、北海道開発庁と運輸省の陸運事務所の関係は国家公務員にしたわけですね。残されたのは、今御指摘の私どもの年金と職業安定事務で

す。

これについては、委員ももう重々御承知だと思えますけれども、この地方事務官制度は、行政改革のたびにかなり議論を今までされてきておりますが、いろいろの事由によつて、これがなかなか実現をできなかったわけですね。

今回、私どもとしては、この大改革の機会に明確にこれをしていきたいということもございまして、実際には国家公務員であり、これは国家公務員法の適用もあるし、人件費も全部国が見ておりますし、それから事務所も国有財産になっておるしというようなことも全部ございします。懲戒その他も社会保険庁がやります。

そういうことでございしますれば、あと何が違うかというところ、やはり知事の指揮監督権だけがあるのです。そういう特殊な領域であつたと思ひます。しかしこれも、事実、社会保険は国が統一してやる必要がございますから、統一的なものでありますから、余り実体的に指揮監督権の実益はなかつた。こういう状況でございしますので、私どもとしては、この際、国家公務員として、本来の名実ともに国家公務員に、実はほとんどなつておるわけですが、それを明確にして組織化をしていきたいということでございます。

委員は非常に地方行政の実務経験もありでございますから、その辺の、人間関係その他は重々わかります、そういうことは。しかし、私どもは、やはり国家公務員である人たちがございしますから、これを地方事務官と称して地方公務員の一翼というように考えるわけにまいらないものでありますから、これは、国の仕事である年金業務ということを通してやりたい。

ただ、国民年金につきましては、この移動その他は、住民台帳を市町村が持つておりますから、その移動等については、これは今回も法定受託事務としてお願いをしております。しかし、ほとんどの厚生年金等々は、政管健保等は、実質的に企業との関係でございしますから十分機能が果たされるわけでございまして、その利便性に欠けると

いうことはないということで今回踏み切らせていただいたわけでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○甘利国務大臣 職業紹介と失業給付を国が一元的にやるというのは、ILOの八十八号条約も要請しているところでありまして、ほとんどの先進国がそうしているわけでありまして。

では、なぜそういうことをするかということ、さっきちょっと申し上げましたが、今の状況で不都合な点が出るかどうかということでありまして、これはもう行革で国と地方の責任の範囲を明確にするということの指示を受けておりますから、これは、責任の所在を明らかにするということによつて地方分権に資するということになるわけですね。

今のままで都合が悪いかといふと、もちろん今までも、先生の御経験からもありますように、県が単独で行う雇用対策というのがありますし、あるいは生活関連の補助というの雇用政策には密接に絡まっておりますから、いい点はあるのでありますけれども、その点が失われないうちに、責任の所在を明らかにするということの意味できちつと区分けをするということを進めていく必要があると思ひます。

○梶屋委員 ちょっと議論がばやけてきたので、余り聞いても明確にお答えができない、答えたくない内容だらうと思ひますので、いたし方ないのであります。

私は、今までの制度の中によさもあつた、そのよさを今回の改正によつて失つてはいけませんよというのを申し上げているわけで、そこは、国と地方、どっちになるにしろ、しっかりと連携をとつてやっていくんだということに多分御返事としてはなるのだらうと思ひます。

それで、地方職員にするかどうかというのは大変に今議論がおりますけれども、仮に社会保険に身分に絡めて申し上げるわけでありまして、当然も、これを地方の職員にするとした場合は、当然

ながら法定受託事務ということになるだらうと思ひます。さっきの議論で、これは国の事務でありますから、国の仕事でありますから、地方の職員にするということになると、それは法定受託事務という整理をせざるを得ない。

法定受託事務というのは、少なれば少ない方がいいわけでありまして、仮にそういう議論をしたときに、私は、法定受託事務というその性格からどういふ結論が導き出されるのか。その議論をしたいと思うのですけれども、厚生大臣、いかがでしょうか。

○宮下国務大臣 機関委任事務と法定受託事務とは必ずしも完全に一致するとは私は思ひませんが、仮に法定受託事務といたしますと、府県の独立性といふことが、そういうものがかなり強くなると思ひます。

そして、私どもは、これから社会保険を施行していく上において、社会保険給付が多くなつたり、いろいろいたします。されば、コンピュータ処理による合理化を図るか、事務の合理化を図つていかなければなりません。その場合は、首切りはできないにしても、新規抑制を図つて人員を削減していきたいというように十分考えられることとございします。

したがって、そういう場合に、府県の協力が得られない県と得られる県が生じたりいたしますと、非常に行政の統一性を害しますから、これらのあり方の問題として、やはり法定受託事務、それはいろいろ助言等ができた指示ができるように、先ほど議論を聞いておりましたとおりでございますが、しかし私は、それはやはり公平といひます。国民のためでありますし、保険者のためでありますから、統一的にやる必要があるというように考えておりますので、そのように申し上げさせていただきます。

○梶屋委員 いわゆる法定受託事務の定義の問題になると思ひます。これも定義が途中から、推進計画から最後の法文の文章は若干変わつており

まして、それも議論になっておりますけれども、法定受託事務の性格としては、利便性、効率性の観点から判断をするというふうに私は理解をしているわけですが、今の大臣の御答弁では、社会保険の業務というのは、そうした観点からやはり法定受託事務には難しいのではないかと、こういうお話だったと思うのです。

それでもう一点、職業安定関係について。実はこれは我が党内でも随分今議論をしておるのでありますけれども、職業安定関係でも場合によっては都道府県に移譲すると。我が党内には、職安の業務は、これこそ場合によっては地方の事務ではないか、地方の経済の活性化あるいは雇用の創出というふうなことは、考えようによっては地方の業務というふうに考えられるのじゃないか、こういう議論もあるわけでありますけれども、都道府県に移譲することにした場合、現在の執行体制上からの問題もあらうかと思うのですが、大臣、簡単に御説明いただきたいと思います。

○甘利国務大臣 執行体制上の問題が生ずるかという点でございますが、これは大いに生じます。

今、国に労働省があつて、業務の流れは、県に雇用安定課というのがありまして、そして現場に職業安定所というのがあります。当然全部身分は国家公務員であります。真ん中の部分だけが県の、地方の組織に入つてゐるわけですね。特殊な形になつてゐるわけです。これは、国から知事を通じての命令、指示が来ますから、知事の監督下にある職業安定課長を通じて職安を指揮するといふ体系になつてゐるのです。

これが完全に地方公務員になってしまいますと、地方公務員が国家公務員を指揮するということが生じてしまうわけであります。地方分権というのは、国と地方が車の両輪で対等な関係で進んでいく、そういう関係にあるにもかかわらず、地方が国を指揮するという状況が生じてしまうということになると思います。(発言する者あり)

○樹屋委員　いろいろ外野の声もありますが、この部分については、我が党もしっかりとこの国会

で議論をし……（発言する者あり）ちよつと静かにしていただけますか。

私は、時間もありませんからもう一点、私が考へていることを申し上げるわけでありますが、今回、地方事務官をどうするか、こういう議論をするときに、今回の改正に当たって、現行制度の状況のみから判断をしていいのか。確かに、現行制度からいくと、さつきからる御説明がありましたように、そういう整理はできるだろう。それも一定の理解をするわけでありますけれども、政治でありますから、国会において大きな改正をするときに、私は、少しく先の未来まで考えながら検討しなきゃならぬのじゃないか、こう思っているわけであります。

医療保険制度についても、高齢者医療等については、これは県単位でやった方がいい、こういう声もあるわけですね。厚生大臣、そんな議論がどこにあるのかなという顔をされていますけれども、現にそういう議論もあるわけでありまして、その場合はどうなるのかということもあります。

あるいは、私も地方の出身でありますから、現場でさまざまな声を聞いてみました。そうしますと、現在地方というのは、例えば福祉事務所と保健所が一体になるというようなことは行われているわけですね。その方が住民サービスとしてはよいいいサービスができる。これは私の経験からいっても間違いない状況でありまして、であれば、介護保険なんかないというのは、今度は年金から天引きというようなこともあるわけありますから、年金の仕組みが介護保険やほかの福祉の制度に影響を与えることは間違いないわけあります。

それは、整理はできるという先ほどの御説明ではありますけれども、現場においては、住民は、保健、福祉、医療について、やはり一体的に、さまざまな相談や、さっき相談という話もありました、あるいは地域でのサービスを検討する、こういうことを考えますと、私は、今の政府案で本当にいいんだらうか。現行制度からいくと政府案がいい、こういう御説明が先ほどからるる

されているわけでありませうけれども、少し先の未来を検討すると、そういうことも十分あるわけでありませうから、私は、今後のあるべき姿は、少し先の状況も考えて議論すべきではないか、こんなふうに思っております。

厚生大臣、何かお手が挙がつておりますから、厚生大臣の御見解を伺い、最後、総理に、ぜひここは、もうちょっと先のことを考えて、この地方事務官のことも冷静に議論しなきゃならぬのじゃないか、こう思っておりますので、お二人にお聞きしたいと思います。

○高鳥委員長 時間が来ておりますので、簡潔に
 お願いします。

○宮下國務大臣 福祉事務所と保健所の統合の問題は、現に行われておりますし、私は、それぞれ共通した面がございますので、地方行革の一つとしてやはり考えてよろしいのではないかと思います。

なお 介護の關係は、年金の天引きという問題
 においてかわり合ひはございますが、本質的に
 は業務が違いますので、ちょっと御意見には賛成
 しかねる点がございます。

なお、老人保健の経営主体、これは今、老人保健制度をどうするか、独立した制度にするか、あるいは健保連等の上乗せ方式にするか、いろいろな社会保険審議会で検討中でございます。これは非常に大きな課題でございます。我々としては最重点に取り組んでおりますが、なお結論を得るに至っておりませんので、今先生の府県単位ということも、一つの参考意見として承らせていただきます。

○小渕内閣総理大臣 幹屋委員の御意見、十分お聞きをいたしました。大きなこの変革の機会におきまして、若干たすきがけになっておられますようなこういうものを、一つの筋道を戻すというふうに、ことにおいて今回こうした法律案を出させていたのだいておることだろうと思っておりますので、そうした線で政府としては考えさせていただきたいと思っております。ごさいいます。

○樹屋委員 私ども、この問題については、本當に國民のためにはどうあるべきかという観点で今からしっかりと議論していきたい、このことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○高島委員長 次に、松本善明君の質疑に入ります。

○松本(書委員) 私は、中央省庁関連法案について質問をいたします。

政府は、この法案を行政改革の中心課題と位置づけておりますが、今国民が求めている行政改革は、各種世論調査でも明らかのように、大規模開廃型公共事業など、浪費に徹底的にメスを入れてほしい、それから高級官僚の天下り禁止など、政治家の癒着構造にメスを入れてほしいということであります。しかし、本法案には、こうしたことは全くございません。

世論調査を一つ紹介いたします。

総理、覚えておられるかどうかかもしれませんが、ことしの一月、経済審議会に「新たな時代の方針策定のために、経済企画庁がことし二月下旬にアンケート調査をいたしました。その報告がこ

ういうもので、御存じかもしれません。

この設問の中には、「今後政府が重点を置くべき政策分野は何だと考えられますか。」という設問がございます。この質問に「医療・福祉」と答えた人が五五・八％、群を抜いて第一位でございます。第二位以下は一〇％にもなりません。政府の国民生活に関する世論調査なども、全く同じ傾向が出ております。

しかしながら、今回の中央省庁再編は、こうし

せん。六十兆円の銀行支援など、銀行やゼネコンについては手厚い措置をとっておりますけれども、国民の福祉や医療は次々と切り縮められてまいりました。今回の法案は、福祉を重視してほしいという国民の要望に沿う方向ではなくて、逆に、国民生活関連部分を切り縮めていこうとしているのではないかとと思いますが、総理はどのような

にお考えになっておりますか。

○小淵内閣総理大臣 世論調査は調査として、現下、国民の大きな関心事が医療、福祉にありますことは、これは否定し得ないものだらうと思っております。

ただ、今回のこの改革そのものは、すべて、これからの二十一世紀に向けての日本の行政機構をきちんとしていくということでございまして、究極的に言えば、今国民関心の問題についても、そうした問題解決のためにしっかりとした仕組みをつくり上げようということでございますので、結果的には、国民の心配されておられる諸点につきましても、よき結論を導くための手法だと考えております。

○松本(善)委員 総理は、結果的にはそういう国民の要求に沿うことになるんだというふうに言われたわけでありまうけれども、この省庁再編の原点になっているのが、言うまでもなく、行政改革会議の最終報告であります。これは、国民に福祉や医療を行政に要求する考えを改めさせるという観点で行政改革を行おうとしていて、国民の求めているのとは全く逆の方向だと思つてます。

行政改革会議の最終報告がどういうふうに出てくるかということを紹介いたしますと、再編の考え方については、次のように言っております。

今回の行政改革は、行政の改革であると同時に、国民が行政に依存しがちであったこの国のあり方自体の改革だ、こういうふうに出てくるのであります。しかも、こうしたことを改革の最も基本的な前提として認識しなければならぬということも言っております。

総理、このことは、簡単に言えば、国民は医療とか福祉の問題で行政に依存するなということを言っているのじゃないでしょうか。いかがですか。

○小淵内閣総理大臣 随分、何といいますが、結論を導くためにそのような御指摘をされているかと思ひますが、今回のこの行政改革そのものは、

先ほど申し上げましたように、国民の大きな要望に相たがう方向のものであるというようになことは決してないわけでありまして、しっかりとした福祉政策を行うためにも、行政のあり方に対してのきちんとした対応をいたすべきだというのが、私も今回の提出したゆえんだらうと思っております。

○松本(善)委員 総理はそういうふうに弁解をされますけれども、行政改革会議の最終報告を仔細に、注意深く読めばそのようでございます。中央省庁再編問題研究会という学者が集まっている研究会有りまうけれども、その研究報告でもそのことを指摘しております。

これはもうだれが見ても、客観的に最終報告があるわけですから、これをちゃんと読めば、だれでも、どこに問題を感じているかということとはつきりわかります。総理が答えられたことと私が述べたこととがどっちが正しいかということとは、国民がこの最終報告をお読みになれば、これはもうすぐわかることとあります。

今回の中央省庁再編は、行革会議最終報告の方向に沿って行われております。私も、行政への依存体質というのは、国民ではなくて、財界、大企業だと思っております。この癒着を断ち切るのが本来の行革だというふうに思っております。

こうしたことに手を触れないで、法案は、行政のスリム化、減量化が重要な目的となっておりまう。それは、今申し上げましたように、国民の行政への依存体質を変えろという考え方から来ております。したがって、スリム化や減量化というのは国民生活部門に集中しております。行政のスリム化の問題は、行革会議最終報告が言いますように、中央省庁再編の中心問題であります。

国民生活部門のスリム化の典型的なやり方は、国の行政から仕事を切り離す仕組みとして新しく導入する、国民には耳なれない言葉であります。健康や暮らしを守るという国の公共的な立場から行っている仕事を行政から切り離して、採算や

コストを重視するやり方で、独立行政法人にやらせるものである。医療や福祉など公共的業務は、そういうコストや採算などでは決してはかれな、そういう性質を持っていると私は思ひます。この独立行政法人の対象となつてゐるのは、国立病院・療養所、国立試験研究機関、国立博物館、国立美術館など八十九施設、機関でありまう。どの機関も国民生活に深く、大事な機関であります。中でも、国立病院・療養所は、さきに紹介した世論調査でも、圧倒的多数の国民が政府に今後重視してほしいと考えている医療、福祉に直接関係している機関であります。

国が医療を直接実施しなくなるということは、この分野を重視するのではなく、明らかに軽視していることと、国民の求めていることに逆行しているということではありませんか。総理、どのようにお考えですか。

○太田国務大臣 行政改革会議の最終報告は私も十分参考にいたしておりました。これは、国民がみずからの責任でやっていこう、そしてまた、みずからの責任でもって国家、国全体についても責任を持とうというの、大変立派な考え方であるかと思ひます。

今おっしゃられました国立病院あるいは療養所の独立行政法人化につきましても、先ほど申し上げましたが、国がみずから直接実施する必要はないけれども、公共的な観点からそれはやらなければいけないというふうなことに、国立病院はまさにそのような定義に合致したので独立行政法人化していただくわけでございます。そのことと、国立病院が独立行政法人化するから政府が医療、福祉の分野を重視するなどのことはとんでもない話でありまして、これは牽強附会というふうな言い方ではないかと思ひます。

○松本(善)委員 言葉の上で牽強附会と言ったかたといつて、これは事態が変わるわけではないのです。やはり実態がどうであるかということ、これは、みずからの責任でやるということとを

おっしゃった。それも一つなんです。これは、福祉、医療のようなことは自分でやりなさいという方向が明白に書かれています。私は——一つ一つ答えなくてもいいでしょう。そんなに慌てなくていいですよ。

この問題については、決してそういう軽視をしているのではないという答弁の趣旨です。しかし、それならば国でやればよいのです。今お話しになりました独立行政法人の定義、それは基本法の三十六条とか通則法の第二条にございます。それによれば、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて」というのが前提になってゐます。

だから、これは国が公共上の必要から確実に実施されることが必要だ、それが独立行政法人になるわけなんです。だから私も問題にしているわけであつて、これを本心に国が責任を持ってやっていくんだ、国民はそんな心配する必要はないんだというのであれば、これは国がやればよいじゃないですか。

これは本来、国立病院等がやっている仕事というの、憲法二十五条の生存権を保障するという観点からやっているわけ。国がもちろんこういうことはやっていくことにすればいいじゃないですか。それをわざわざ、必ず実施をしなければならぬというふうに考えているという必要な事業を、なぜ独立行政法人にしななければならないか。

○太田国務大臣 松本委員は、何でも国営が正常な姿というふうにお考えになっているのかもしれないが、現に我が国は、民間の病院もありませんし、また地方公共団体がやっておる病院もありますし、さまざまな経営体があるわけでございます。すなわち、国が直接やらなくてもよい、みずから実施しなくてもよいものは独立行政法人化してやらうというものでございまして、そして、その上で、デ・スタロージャーをして経営内容に

ついで公開をして、第三者的に評価をしていくというところで、みずからスリム化を図り、効率化を図り、そして、目的に対して忠実な生き方をしたいだけだ、というのを期待するわけであります。

○松本(善)委員 公立のそういう病院もあれば民間のそういう施設もあることは、十分承知をしております。

しかしながら、国立病院は、国民の広範な医療について、特に難病など民間では困難な医療を受け持っており、例えば、重度心身障害者、重度心身障害児の入院患者のベッド数について言いますと、約一万五千のベッドのうち、半分以上の約八千が国立病院であります。

こうしたことを国が中心となってやるのは当然のことではあります、これが独立行政法人になって、効率化やコスト優先で運営されるようになり、採算がとれないとして切り捨てられる可能性が心配をされているわけであります。

私は、ある病院長から直接話を聞きました。民間で重度心身障害児の医療病棟を二棟、三棟持っているという場合にはとても採算が難しいというのを、本当に切実に訴えておられました。私も、実際に実情を見ましたけれども、医療関係者、看護婦さんその他が重度心身障害者の世話をするのは本当に大変です。これはもう特別の苦勞があつて、とても効率化だとかコスト優先で運営できるようなものではないということを、実感として感じました。

医療は心配ないと言いますけれども、独立行政法人通則法の三十五条では、独立行政法人は三年から五年の中期計画終了後にその評価が行われることになっております。その結果によっては、総務省に置かれる審議会は大臣に法人の廃止を勧告できるようなことになっております。一方で業務を続けるといながら、これはどうしてもやらなければならぬ仕事だと言いつつ、一方では廃止を勧告できるといふ矛盾した制度になっているんです。総理にお聞きしますので、ちょっと聞いてお

てください。

ところが、総理は本会議でこれに対して、これは必要なことだと言っておきながら廃止ができるようになっていく、これは私ども、制度の矛盾だと言っています。そうしたら総理は、これは制度の矛盾ではなく制度のねらいだ、こう本会議で答弁をされたんです。覚えておられるでしょう、御自身でお話しになったんですから。

この答弁を素直に受け取りますと、廃止をすることが独立行政法人のねらいともれます。独立行政法人は、先ほども申しましたけれども、「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務」を行うものと規定をされているわけです。「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務」を廃止するということとは、公共の見地を放棄するということとありませんか。この事務が確実に実施される保証はないということではありませんか。

総理は御自身で答弁されたことですから、どういふつもりで答弁されたのかははっきりお答えいただきたいと思います。総理の答弁です。

○小淵内閣総理大臣 私が御答弁申し上げましたのは、独立行政法人の目的を達成するための、第一の目的を達成するために必要なこととしてやらなければならぬことだと申し上げた次第でございます。

○松本(善)委員 総理、私のお聞きしておることは、必要なものはやらなければいけません、確実に実施されなければならぬというのは独立行政法人の一つの要件ですよ。先ほど太田総務庁長官も言いました。私も申しました。法律にも書いてございまして、ところが、そういうものが廃止ができるようになっていく。公共上の立場から確実に実施をされるべきではないものが廃止の対象になるといふのはどういふことなんだ、そこは矛盾じゃないかということをおっしゃっているんです。

あなたの答弁は何も答えておられない。そのことはどう思つて本会議で答弁されたのかをお聞きしてあります。本会議でどう思つたんです

か。ただお読みになっただけでいいですか。本会議であなたが答弁されたことの意味を聞いていられるんですよ。それはほかの大臣に答えられることじゃないでしよう。(答弁する者あり) それじゃしようがない、聞いてみましょう。

○太田国務大臣 必ず実施しなければいけない使命を担つてスタートをした独立行政法人がその使命を果たし得ないということになった場合には、今先生おっしゃるような廃止とかあるいは改編とか、そういうことになるんだと思ひますね。

それから、先ほどから気になります、効率性だけを言っているわけじゃないですね。適正にその任務を果たせるかどうかということ、同じように、効率性と同じウエイトを持つて評価をされどとの違いであります。そのために渡しきりの交付金を出して、そしてその組織を維持していただくというところでありますから、そこは、何か民営化と同じようにおっしゃることは、これはミスリードであるということであります。

○松本(善)委員 勝手な推測をしないで、一つ一つ確実に議論をしていこうじゃないですか。私が申し上げておきますのは、総理も聞いていただくように、自分で答弁したんですから。基本法三十六条や通則法二条にあることは、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」ということが条件になっているんです。それは総務庁長官の答えたように、その評価の結果がだめだったとやらめるといったら、公共の見地から確実に実施されなければならぬ必要な事務を廃止するということじゃないですか。それは公共的な責任を放棄するということじゃないですか。

そんな専門的なことじゃないと思ひますよ。総理、どうですか。あなたは自分の御答弁についてはどうお考えですか。あなたは自身のお考えを述べられたんですよ。それはちゃんと答弁をしておいたじゃないか。答弁ができないというのなら、答弁できないとおっしゃったらいんですよ。それな

ら、できないから総務庁長官に聞きますよ、しやうがない。できないならできないとはっきり言うてください。

○太田国務大臣 内閣は一体でございますので私が答弁させていただきますが、それは現在の判断というものがあつて、今現在はその判断をしているけれども、例えば時代が変わり、世の中の価値観も変わつてくれば、これはもはや国としての責任を持つ必要がないということになり得るかもしれません。しかし、それよりもっと、使命を担つてスタートをしたんだけれどもその組織ではその使命が果たし得ないということになれば、その使命は使命として大事だけれども、それはほかの方法でやって、その組織としてはそこでおしまふということとは、これはあり得るんじゃないですか。

○松本(善)委員 内閣一体だということは、総理が自分で答弁したことを答弁しないで済むということではないと私は思ひます。それは、内閣が一体だということはよく存じております。ですから、総務庁長官の答弁も拒否はしませんけれども、私は、総理がやはり自分の答弁については責任を持たなければならぬ、そう思ひます。それが制度のねらいだと言つたんですから。

総理はもし弁解をすることがあればお答えをいただきたい。もしすることができなければ、私は答弁ができなかったというふうに解する以外にはないと思ひます。それは後から総理がご答弁になるなら答えてください。私は、総務庁長官の答弁との関係で議論を進めようと思ひます。

総務庁長官は、これは使命が終われば終わる、ほかの方法でと、しかし、ほかの方法でなんということは一つも書いてないですよ。法案には、何もありません。公共上の見地から確実に実施をしなければならぬという仕事を廃止していつて、ではほかの方法をいつても、何もありません。廃止をしたら終わりにいつても、やはり切り縮めていくということになるんじゃないですか。私は国立の任務というのは非常に重要だと思ひ

ます。確かに総務庁長官言われるように、国立の病院もあり公立の病院もあり、非営利の民間の法人もいろいろやっています。だけれども、その中で国立の病院は施策を引き上げていく責任があると思ひます。これは採算がとれなくても、これはもう初めから採算がとれないことは明白ですよ、こんな仕事は。それをやはり引き上げていく、これが憲法二十五条の生存権の保障を具体化してきたのですから。

これをやらないでいけば、これは生存権の保障が空洞化していくことになるんだと思ひます。(発言する者あり) 今不規則発言もありましたが、入っている、重度心身障害を抱えている人、この人の生存権の問題なんです。それから、そういう人を家族に持っている家族はもう本当に深刻です。私は、医療労働組合の話だなどと言っているのはとてもない認識不足で、この人たちのことを本気で考えるかどうかという問題なんです。とんでもないです。私はこの問題について弁解があれば総理に聞きたいと思ひますけれども、時間の問題もありますから、試験研究機関の問題についてお聞きをしようと思ひます。

これも独立行政法人化されようとしております。そもそも国立試験研究機関は公共性のある研究をしており、独立行政法人にすることは適していないと思ひます。特にその矛盾は、業績評価を三年から五年で行うという問題であります。国立の研究で、三年から五年で結論が出て評価ができる、そういう研究というのはほとんどないと言っているのだと思ひます。特に、国立のように公共的立場から研究を行う機関ではなおさらのことです。

例えば、今環境で世界的に大問題になっているオゾンホール、これは日本の気象研究所が南極の昭和基地上空で観測したと言われております。発見まで約三十年かかったと言われております。今テレビでも盛んにやっております。海水からリチウムを採取する、リチウム電池なんかのリチウムを採取するという画期的な研究も、これは二十年

を要して日本の研究所が発見したものであります。農産物の品種改良の研究が長期間を要するものであることは、もう一々申し上げるまでもありません。

科学技術庁長官、有馬さん、あなたにお聞きしたいのですが、このような長期の研究やスパンサーのつかない公共的に重要な研究、基礎研究は、三年ないし五年の研究で評価できるのでしょうか。あなたのお考えをお聞きしたいと思ひます。

○有馬国務大臣 お答えは、できます。以上です。もうちょっと詳しく申し上げます。国立試験研究機関では、おっしゃるように、公共の福祉など、市場原理になじまない研究をやっております。その開発をやっている。それから、高い危険性で、民間では対応しがたい研究開発をやっております。それから、新たな技術の種を見出す、そういうことを目指した基礎的研究開発をやっております。国際的な標準規格等への対応、こういう極めて重要なことをやっております。そういう意味で、多様な機関が存在しております。こういうような国立試験研究機関は、現行の制度の中で最大の努力をやって、研究成果を輩出してきております。

今回の国立研究所、機関への独立行政法人制度の導入は……(松本善)委員「時間の問題もありませんから、問いに明確に答えてください」と呼ぶ。はい、短くやります。非常にいいところがあるんですね、一つにおいては、それは、各研究機関の持つ多様性を尊重しながら、研究機関の自律性、柔軟性、競争性を高めることができる。私自身は特殊法人の理化学研究所の理事長をやっておりますが、かなり独立行政法人に似ております。ここでは極めて公的な研究もやっております。今年ごと、場合によつては七年ごとに、極めて厳しい自己点検並びに外国人を含んだ外部評価をやっています。そして、どういった研究が伸びていくか、それから伸ばすべきか、どれはやめるべき

か、こういうことをきちんと評価をしています。こういう点で、私は、独立行政法人という生き方を生かすこと、先ほど申しましたように、各研究機関の持つ多様性を尊重しながら、研究機関の自律性、柔軟性、競争性、特に財政上のさまざまなことにおいて自由度が与えられているということ、は生かしていくことができると思ひます。そういう意味で、本制度が導入されることによって、その研究者が自己の能力をより発揮することができ、基礎研究を含む試験研究機能の層の向上が図られるものと認識いたしております。

○松本(善)委員 有馬さん、お答えになりましたが、行政改革会議第五回企画・制度問題及び機構問題合同小委員会で、有馬朗人委員、科学技術庁長官が当時は行政改革会議の委員でありました。このときに、独立行政法人を国立大学に適用することに反対の意見を書面で述べておられます。その述べておられる理由を少し御紹介いたします。独立行政法人は、自発性、長期性、多様性を——今あなたの言われたことと同じ言葉を用いるが——今あなたの言われたことと同じ言葉を用いるが、多様性を本質とする大学の教育研究になじまない。二、安定的な研究費、人件費の確保の保障がないことから、独自の資金を有しない我が国の大学の学術研究水準が低下し、科学技術立国を目指す我が国の発展が望めないこと。三、国立以上に国の財政支援がされるとは到底考えられない。

あなたは、関係になられたときと関係になる前は意見が違ふんですか。私は、今のお話を聞いていますと、すっかり違ふんじゃないかと思ひます。私は、もうそれほどの時間が過ぎましたので、次に行きたいと思ひますが、いや、ほんのわずかなら答えてもらってもいいですよ、あなたの答弁は長いから。では、簡明に答えてください。

○有馬国務大臣 高等教育に関して日本がもっと

国費を出すべきだということは今でも思っております。この点ははっきり申し上げておきます。しかし、独立行政法人になるかならないかというときには、どういう財政的な補助を国がするかどうかはまだはっきり決まっております。これから検討して、必要のあることは国が十分保障していくべきだと私は思っているわけであります。

○松本(善)委員 その保障がないから、研究機関の皆さん方がみんな反対しているんですよ。これは、有馬さんもうそういう立場で反対をされたんですよ。私は、科学技術の進歩は国民生活を向上させる上で重要な役割を果たしている、行政のスリム化のもとに国が行政から切り離すことは、研究をおくられ、取り返しのつかないことになると思ひます。私は、今までのわずかな質問で、独立行政法人は、国が責任を負うべき国民生活部門から撤退する仕組みであり、民営化の第一歩になる、こういうことはもうきっぱりやめるべきだということをおし上げます。

質問を次に移そうと思ひます。政府の省庁再編の方向は国民生活の切り捨てであることは明白でありますけれども、一体、日本の行政はどが肥大をしているんだらうか、その問題であります。その最大のものが公共事業であります。OECDの資料によつて、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの中央、地方を含めた公共事業、公的固定資本形成と言つてもいいですが、そのGDPに対する比率を見てもいいですが、日本が六・六、アメリカが一・七、イギリスが〇・八、ドイツが二・二、フランスが三・一であります。日本は、アメリカの約四倍、イギリスの約八倍、ドイツの約三倍、フランスの約二倍であります。

こうした開発型公共事業を推進する官庁として、公共事業の八割が集中する国土交通省という巨大官庁ができます。これは、運輸、建設、国土、北海道開発庁の四つの省を合併したもので、

対米公約の六百三十兆円を公共事業に使う基本計画のもとに、破綻した苫小牧東部開発やむつ小川原開発を進め、伊勢湾口、東京湾口などに、巨大な海峡大橋を全国に六つもかける大型プロジェクト中心の五全総を推進することになります。

ところで宮澤大蔵大臣、あなたは、苫小牧東部開発やむつ小川原開発について、国の発想に誤りがあったとその失敗を認める発言を本院大蔵委員会です。覚えておられると思います。しかも、あの前の戦争のときのようにだれもやめろと言ひ出せないんだ、こういうふうには嘆いておられました。これは議事録に明白に出ております。

私は、そこまで大蔵大臣が考えておられるならば、これはもうきつぱりと、苫小牧東部とかむつ小川原などはもう一切やめろ、そしてこの公共事業の見直しをして、大型のゼネコン向けの公共事業ではなくて、私どもは生活密着型に変えるべきだと思ひますが、この公共事業の方向を根本的に見直すべきではないか。これは、権限は総理大臣にありますから、大蔵大臣と総理大臣にお聞きしようと思ひます。

○宮澤国務大臣 申しました言葉と結論になっている部分が少し違つておるのでして、私が申し上げておるのは、苫小牧とかむつ小川原とかいうのはこれは全総の一番早い時期からございまして、殊に苫小牧などは顕著でしたが、こういう世界の景気の激変によつて思ったとおり、このことができなかった、それは申し上げました。これはしかし、どうもやむを得ないことであつた。そこで、今やめろかどうかといへば、これは私の私見として申し上げたのですが、やはり苫小牧といふのは北海道の人のこれからの夢であるし、将来を考えると、むつ小川原も民間の方々がそういう気持ちになられたら、東北開発公庫を通じて政府もやはり助けたい、ききやないか、こういうことは確かに申し上げました。

ですから、二つのことを申し上げているので、こういう長いプロジェクトが、いろいろな事情はございましてが実を結んでいないということは、これは確かに見通しとして悪かつたといへば悪かつた。だけれども、それならここでやめることがいいかといへば、やはりそれは地域のことであつて、やつてさしあげたいという意味のことを申しておるわけでありまして。

公共事業一般についてはこれは建設大臣のお答えでしようが、費用対効果の分析といふことをとしから具体的に始められるわけですし、それから今度の予算編成でも、いわゆる時間の経過によつて、できるはずだったサイトがなかなか整わないといふものは思い切つてやめたいといふんじゃないかといふ選択を幾つかいたしましたので、批判があることをかなり私も気がつきながら効率化を図つておるところであります。

○松本(善)委員 私は議事録を持つてきて正確に、大事なことでございまして、大蔵大臣の答弁を子細に研究して御質問をしております。渦中においてはやめられないのです。だれもやめるといふことを言ひ出せない。私は、これは戦争中のことも知つておられる大蔵大臣のお言葉だと思ひます。私は、ここで決断をして、やはりやめるべきだ。そして方向転換をする、それこそが行政改革じゃないでしょうか。

総理大臣、大蔵大臣の今の御答弁、苫小牧東部とかむつ小川原は失敗だったかも知れぬ、これは戦争のときと同じ、渦中にいたらやめられない。これをやめるといふ決断をするのは総理大臣なんですよ。あなたはその決断をする気がございせんか。

○小淵内閣総理大臣 必要なものは必要として、存続していかなければならぬと思つております。○松本(善)委員 総理大臣、私は具体的に伺ひます。必要なのは、必要なもの等は統括していくといふのは、苫小牧東部とかむつ小川原については、必要なものだといふことでお統括になるのですか。これはやはり決断すべきじゃないかと、私は大蔵大臣とのお話の中で思つて言つたわけですが、それについてお答えいただきたい。それは統括するかどうか、はつきりお答えいただきたい。

○宮澤国務大臣 それは先ほど私が申し上げましたとおり、苫小牧については新しい会社ができまして、何とか支援してあげたいと思つていますが、むつ小川原はそこまでいきませんが、そういうことになったら、やはり地域のこと、我が国の将来を考えると、何とか助けをあげていくべきではないかといふのが私の考え方でございます。それは、望みがないものをいつまでもやつていこうという考え方とは一緒ではないと思ひます。

○松本(善)委員 総理は何かございませうか、なければいいですが。

○小淵内閣総理大臣 その地域にとりましては死活の問題でございまして、そういう意味で、財政的にも予算的にも協力できるものは協力していかねければならぬ、こういう趣旨を大蔵大臣は述べられたものと思つております。

○松本(善)委員 これは、やはり戦争中と同じように決断ができないということですか。

公共事業部門についても、それから自衛隊も聖域に占めております。自衛隊は今でも公務員の四分の一を占めておりますが、今回の省庁再編では手をつけておりません。小淵総理の言う、十年間に文字どおり二五％削減した場合、公務員の中で自衛隊の占める比率が四割という高率になることは、本会議で我が党が指摘したとおりであります。

以上、今の質疑の中で、省庁再編法案が国民生活部門の徹底した切り捨てそのものを目的とし、軍事を聖域として、ゼネコン向けの公共事業を肥大化させるものだといふことの一端が明らかになつたと思ひます。私は、国民の立場に立つた行政改革を実行することを強く要求して、質問を終わります。

○高島委員長 次に、濱田健一君の質疑に入ります。○濱田(健)委員 社会民主党・市民連合の濱田健一でございます。中央省庁等改革関連法案を中心として、きょうは質問をさせていただきたいというふうに思つております。

まず、総理にお伺ひしたいわけでございますけれども、この間、行政改革の目的という見地に立つて、総理は、このように何度も同じことを繰り返して述べておられると私は存じ上げております。その中身は、国の行政組織並びに事務及び事業の運営を簡素かつ効率的なものとするともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、これにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もつて自由かつ公正な社会の形成に資するといふふうに繰り返して述べられております。このことが国民にとつてどんなに有意な国家組織、行政改革にしようとしているのかといふことが、なかなか具体的にわかりづらい。役所の作文といひますか、それを丁寧に述べておられるのだらうというふうに思うのですが、ここで、テレビを見ておられる国民の皆さん方に総理の率直な、御自分の言葉でこの行政改革の目的といふものをきょうは述べていただきたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○小淵内閣総理大臣 濱田委員、今お読みいただきましたことが率直な私の考えに尽きるわけでございます。やはり二十一世紀を前にして、戦後だけなく、内閣制度が発足した明治十八年以降、我が国が中央集権的に、中央が地方を上下関係でリードしてきたといふことの限界が来ておる、こういうことでございまして、そういう意味からも中央省庁を再編し、再編の機会、再編のあり方についての御議論は、いろいろと御指摘がありました。ありました。やはり二十二省から一府十二省に大きく編成がえをするといふときにも、もろもろの問題について問題点を整理して、そして新しい体制をもつて次代に備えたい、これが一番重要な問題だと考えておるわけでございます。

○濱田(健)委員 今総理は、一府十二省、大きく編成がえをして国民の期待にこたえたいという趣旨の話をさせていただきまして、簡潔でスリムな行政と機動的で効率的な政策遂

行、それが実現したとしても、行政が国民から遠のいてしまふようなことがあつては行政改革とは言えないというふうに私は思つております。国民の立場に立つた、親切で真心のこもった質の高い行政サービスの実現こそが今回の、中央も地方もという行政改革の目的であらう、私はこのように申し上げておきたいというふうに思ひます。事務や事業の一律削減という手法、これでは利用者である国民を無視した行革と言わざるを得ない、これも私は申し上げておきたいと思ひます。

そこで、総理及び総務庁長官にお尋ねしたいんです。

国民生活の向上や社会的な公平公正、弱者の保護、こういう必要なサービス、これについてはこれまで以上に手厚くしていくということ、こういうところでの国民本位のめり張りある行政改革というものを今後とも模索しなければならぬというふうに思ふんですが、総理及び総務庁長官の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○太田国務大臣 省庁改革の目的は、すなわち国民主権の理念に基づいて政治主導というものができるといふことが一つであります。また、国民の目から見て行政の姿を見えやすくするということも目的であります。また、これまでの縦割りの行政の弊害を排して、そしてスリム化あるいは整合性の確保をするということも目的でございます。

そういうふうな側面でもやっていくということでございますから、今言われましたいわゆる国民の福祉とかあるいは経済的な生活の向上とか、そういうことの政策目標を達成するためにも、そういう効率的な行政、あるいは政治主導による機動的な政府の運営というのが大切だということになろうかと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 今回のことが成就いたしましたれば、お話のように国民本位の行政サービスができるものと確信をして、今回の改革をお願いいたしておるところでございます。

○濱田(健)委員 さて、そういう中で、国家公務員の定員削減の問題でございます。

自社さ政権のときには、定員削減計画は十年間で一〇％という方向性だったと私は記憶をしております。小淵総理が就任されたときはそれが二〇％という数字に倍増をし、自民党と自由党の政権合意に当たっては二五％という数字に変わつてまいりました。国民から見ると、今回の中央省庁の改革法、あたかも公務員の削減を目的としているように受けとめられがちでございます。このことは地方公務員まで削減していくという将来的な方向性があるのではないかとこの頃感まで出されていくわけでございます。

総理は本会議で、十年間で二〇％削減を目指してきたけれども、この目標を一層厳しくする観点から自民、自由の合意がなされたというふうに答弁をされておられますけれども、一〇％から二〇％、二〇％から二五％というふうに削減計画を変えていかなければならぬかつその合理的な理念というものは、私たちに余り明らかになつていないというふうに思わざるを得ないわけでございます。

不祥事が続きまして国民の信頼が揺らいでいるという中で、中央省庁の役人の削減というのは、確かにわかりやすい行政改革の題目であろうというふうに思ひますけれども、先ほど申しました社会的な公平公正、そして弱者保護というふうな観点でいうと、一〇から二〇、二〇から二五という大きな公務員の削減という中身が、果たして行政サービスが低下しないということの保証が得られるのかというふうに考えたときに、非常に心配でございます。

国民全体の奉仕者としての国家公務員を十年間で四分の一も減らすということ、目標を一層厳しくするというそのことと一致しながら、本心にサービス低下を招かないのか、私は心配をしております。無定見な定員削減はやはり考え直すべきではないのかというふうに思ふのですが、いかがでございますでしょうか、総理。

○小淵内閣総理大臣 政府といたしましては、一般の、現下の国民の期待するところを考えますと、やはりみずから、随より始めようということ、行政の中で定員を削減しつつ、スリムで効率的な行政を打ち出していかなきゃならぬということ、目標を立てておるところでございます。

経過につきましては、今御指摘にありましたように、一〇％から二〇％というのは私が総裁選挙のときにお約束したことでございますが、その後、自民の間で二五％という数字が出ました。これは、当然のことながら、いわゆる純減ということではありませぬけれども、独立行政法人等の考案に基づきまして、より効率的な行政の姿にいたしていきたいということでございます。

これを実行するということにつきましては、大変困難の伴うことではございますけれども、やはり現在の日本の国内の状況を考えまして、それだけの企業体におかれまして、今真剣にその体質強化のためにスリムになり、リストラをしておる今日を考えますと、そうした国民の皆さんの努力に對しまして、まず政府としても最善の努力をしていかなきゃならぬと思つております。御指摘のように、そのことによつて行政サービスが停滞するということとはあつてはいけなわけでございます。その点については十分な留意を払いながら努力をいたしていくことだろうと思ひます。

○濱田(健)委員 この削減の目的というのは、確かに民間の厳しい状況の中で、それと呼応して政府もスリム化していくというその名目はわかるんですけれども、本当の意味で国民のサービスが担保されるのかどうかということについては、私は相当注意しながらやっていかなければならぬ、また、この論議は続けざるを得ないというふうに思つておるところでございます。

そういうふうに定員削減計画というのができ、当然仕事も軽減されていく、地方の方に仕事も移っていくということがきのう、きょう、論議をされてきているわけでございますけれども、一方

で、やはり公務員も労働者です。雇用条件、労働条件、これらについてはサービスの向上を含めて一層図っていかねばならないというふうに思つております。定数の削減についてはいささかも雇用の不安が生じないようにしなければならぬというふうでございまして、これがおろそかになりまして国家公務員の士気に影響していくということとは、もう総理も十分御認識のことというふうに思つておられるわけでございます。

こういう部分について、先ほどから独立行政法人のあり方、方向性等も論議をされているわけでございますが、国家公務員としての雇用の万全を期す、そういう配慮が十分、これまで以上に必要だと考えておりますけれども、総理と総務庁長官の御見解をいただきたいと思ひます。

○太田国務大臣 濱田委員初め多くの御党の先生方からこの点についてはたびたび御注意をいただいております。もちろん言うまでもないことでございますけれども、国家公務員の世界は、身分保障があり、また労働基本権の方からくる制約がございまして、その辺は、今総理もおっしゃいましたけれども、他の民間の企業とは違つたわけでございます。途中解雇ということは、意に沿わぬ解雇というのではないわけでございますので、その点は今後ともそういう御心配のないように我々は万全を期してまいりたいと思つております。

そしてまた、しかしながら、例えば経営の形態が変わつて独立行政法人のような形になつたとしても、それはそれで新しい世界をみずからの手で切り開くというふうなお気持ちでもって頑張つていただきたいと思ふのであります。

○小淵内閣総理大臣 今太田長官の申し上げましたように、公務員としては、もとよりその士気とモラル、両方あると思ひますが、いずれにしても、国家公務員としての責任を果たし得るよう、そのために与えられた法律上の権限は、これは守つていかなきゃならないことは政府としては当然のことと考えております。

○濱田(健)委員 この法案が出てまいりますまで

に、国家公務員そのものでいくのか、独法という形にするけれども、その独法の中身が公務員型の独法なのか民間型の独法なのか、また、特殊法人の整理統合で民間に移行する、いろいろな形が議論をされました。

やはりこの中で特に議員の皆さんが心配していたのは、独法についても、国家公務員型であったりそうであったり、これからどういうふうになつていくのかという危機感が当然にまだに、この法案が提出された後にもあるわけでございます。そこについてはしっかりと労使の関係というものがある議論をされなければならぬということ、特に担当の太田長官にはこれまでの経過を含めて申し上げておきたいというふうに思います。

そういう中で、当然、国家公務員の皆さん方の国民に信頼される仕事のありようというものを今後でも確立しなければならぬわけでございますけれども、当然、私たち政治家みずからが襟を正してこの行革に取り組んでいかなければならぬというふうに考えるわけでございます。今般提案されております副大臣制の導入というものがございしますが、多くの皆さんから御意見を聞くときに、この副大臣制が議員の量産、そして利権政治の拡大といった方向につながるようなことがあつてはならないというふうに言われております。まさにそのとおりでございます。

政治家の癒着の土壌をきっぱりと根絶するということもこの機会にも言明しなければならぬというふうに思ふんですが、我が党や他党も提案をしております。これまでも何年か議論をしましてまいりました国会議員等のあつせん利得行為の処罰の法制化等、改めて政治改革の本旨、こういうものを政治倫理の確立と政治腐敗の防止という意味で実現をしなければならぬ、その必要があるというふうに思ふんですが、総理、御見解はいかがでございますでしょうか。

○小淵内閣総理大臣 政治倫理は常に心していかなければならない政治家の基本だろうと思つております。そういう意味におきまして、ただいま

お話にありました法律その他につきましても、自民党としても検討いたしておるところでございますが、これは各党各会派におきまして十分御検討いただきまして、最終御判断をいただきたいと願つております。

○濱田(健)委員 独法についてちょっと長官にお尋ねをしたいというふうに思います。行政法の大家でございます田中二郎元大教授の著書の中に、最近では独立行政法人の乱立の嫌いがあり、多数の役職員を抱えているだけで、十分な業績を上げることができず、非効率と不経済の典型であるとの批判を免れがたいものもあるのではないかという趣旨の文章がございました。

私はこれを読んでおまして、講学上の概念としての独立行政法人は、特殊法人等を含む広い概念というふうに解されているというふうに思ふわけでございます。まあ、日本の特殊法人の制度をイギリスが使つてイギリス型の独法をつくつた、それをまた日本がリターンしているというふうな話もございしますけれども、今回の法案における独立行政法人とは、学問上の概念を大きく曲げたものではないのかというところも言われているわけでございます。まず行うべきは既存の制度、これを体系的に抜本的に見直す必要があるのではないかということも言われております。

長官は、さきの本会議で我が党の深田議員の質問に対して、独立行政法人と特殊法人の違いは業績評価と透明性であると答弁をされておられますけれども、これらについては当然特殊法人にも導入されるべきことだ、独法だけが特殊法人と違って業績評価と透明性が確保されているということであつてはいけないうちの思ふんですが、いかがでしょうか。

○太田国務大臣 おっしゃることはそのとおりでございます。しかしながら、現にそれは、特殊法人に関しまして制度として外部監査が義務づけられて

きているわけでもありません。それを新たに作るということが次のテーマになるわけでございます。すなわち、それは一緒にやればいいじゃないかということでございますが、特殊法人について

は、その前の平成九年以来三次にわたる統廃合に係る整理合理化の閣議決定ということとずつとやつてきておりますので、その努力がある程度切りがいいところまで来たときにそのことに取り組みたいというふうに申し上げているわけでございます。

○濱田(健)委員 今の答弁は、特殊法人の業績評価と透明性、これはいろいろ言われております。大きな金を政府がバックアップしながら、実際の、見えてるところももちろんありますけれども、何をやっているところもどうかということ、透明じゃないね、金の使われ方がおかしいねというところがいっぱいございします。

ですから、こういうふうな今回独立行政法人にするところから、こういう制度をきちんと入れて国民の批判にこたえられるように、国民の信頼にこたえられるようにするということであれば、当然、特殊法人にもその手法を取り入れるという前向きな改革の方向性というものを大臣みずからが示していただくということはおかしなことじゃないと思ふんです。どうでしょうか。

○太田国務大臣 私は、政治的なエネルギーといいますが、内閣のエネルギーもやはり一定でありますから、あれもこれもやるといふふうに広げていくと結局何もできなくなるといふことが、過去の行革でもそういう苦い思い出はたくさんあつたと思ふわけでございます。

そのときに、我々が、そのスタートにおいて行政改革の基本法で定められたものをまず確実に実行する、そして、その延長線上でさらなることが、できるならばやるといふことでスタートをいたしておりますので、すなわち、橋本内閣から小淵内閣に継承したものを間違ひなく、竜頭蛇尾に終わらせないで実行するということのために全力を尽くしてきていたわけでございます。問題があることはよく承知をしておりますけれども、そこにエネルギーを費やさなかつたということは、それはそういうことだといふふうに御理解いただきたいわけでございます。

○濱田(健)委員 今ある特殊法人に対しての透明性の確保や業績の分析というものが、これからつくられようとする独立行政法人の中身に適用されていく、そこを、今あるものの改革というものが、今度の法律じゃないとしても、現実的にその解決の努力をするというお答えが出ないと、何で今あるものにでずに新しいものの中にそれだけ投入するののかという批判を免れないと思ひます。これは本末転倒していると思ひます。このことはもっと議論を続けなければなりません。

時間がありますので、最後に一点。自民の三党のときに、独立行政法人については、「職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行い、一時的な適用は行わないこと」とするとの九七年十二月の確認や、それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労使関係に配慮するとの中央省庁等改革基本法四十一條、さらには衆議院特別委員会における附帯決議を十分尊重していくということが大事であるというふうに思ひますが、この点を総理と総務庁長官にお聞きして、質問を終わりたいと思ひます。いかがでしょうか。

○太田国務大臣 今般の独立行政法人化の決定に当たりまして、自民三党の九七年十二月の確認や基本法第四十一條等の趣旨を踏まえまして、良好な労使関係に配慮するということは最も大切に考えているところでございます。

各省中心に、職員団体等と十分話し合いを行いつつ決定に至つたものだといふふうに考えております。十分に今後とも配慮をいたしまして、頭の真ん中に置いて取り組んでまいりたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 良好な労使関係を維持する

ということとは、これは行政を円滑に推進していく上で極めて重要なことだと思いますので、必要なものは十分御相談をいたしてまいりたいと思っております。

○濱田(健)委員 ありがとうございます。

○高島委員長 次回は、明二十七日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

平成十一年六月三日印刷

平成十一年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局